

著 盛 葛 芝  
要 綱 史 國 編 新  
考 備 用 授 教

特231

623

院書治明

始



緒言

一、本書は、小著「新編國史綱要」を使用せらるる教師諸君の、教授上の参考に資せん爲に編纂せるものなり。

本書は、右の教科書中に挿入したる圖版並に本文中の史的名辭の解説を主とし、間、史實の詳説に及べり。蓋し歴史事實の詳細なる参考書に至りては、世に刊行せられたるもの少からず。またこの小冊子のよく盡くす所にあらざるを以てなり。

本書は、解説事項の下に教科書の頁數を記入し、檢索の便に供せり。

本書は、教師諸君の御希望に基き編纂を企てしものなれども、忙中忽々に起稿したるものなれば、猶不備の譏を免れざるべく、また諸君の期待に副ふ能はざるを恐る。幸に諸君の御教示を請ひて更に改版の際十分の修正を加へんことを期す。



昭和三年十一月

緒言

編者識

# 新編國史綱要教授用備考

芝 葛 盛 編

## 第一編 上古史

### 我が國體 一頁

北畠親房『神皇正統記』を著して曰く、「大日本は神國なり、天祖はじめて基をひらき日神ながく統を傳へ給ふ、我國のみ此事あり、異朝には其たぐひなし、此ゆゑに神國といふなり」といひ、又「唯我國のみ、天地ひらけし初めより今の世の今日に至るまで、日嗣を受け給ふ事よこしまならず、一種姓の中におきても、おのづから傍より傳へ給ひすら、猶正に歸る道ありてぞ保ちましましける」といひ、「是れしかしながら神明の御誓あらたにして、餘國にことなるべきいはれなり」と結べるは千古不磨の言にして、「この我邦は神國にして我皇室は神統を受く」との信念は、古來國民が外に對して常に國威を損せざるべき毅然たる覺悟となり、皇統萬世一系に對する國民的自覺となりしもの

なり。されど國體なる語の内容は、極て廣汎にして、古來學者がこの問題を論究するに當りても、多種多様なり。大正十年一月、内務省神社局の出版にかゝる『國體論史』一冊は、古來の學者が國體に關して如何なる解決を施したるかを知り、又我が國體の由來を理解するに、極て便益多き參考書なり。賣品にあらざれど、各地の圖書館等に就きて見るを得べし。

諾・冉 二尊 一頁

『日本書紀』によれば

- (一) 國クニ常トコ立タチ尊ミコト
- (二) 國クニ狹サカ槌ツチ尊ミコト
- (三) 豐トヨ斟シメ淳ス尊ミコト
- (四) 泥ドロ土ツチ煮ヒキ尊ミコト

- (五) 木キ戸ト之ノ道ミチ尊ミコト
- (六) 面オモ足タラシ尊ミコト
- (七) 伊イ非ヒ諾ノ尊ミコト

を神世七代とし、『古事記』には第二代國狹槌尊なく角ツノ枝エ神カミ・活イラヒ枝エ神カミを第四代に加へたり。又『古事記』には別天神として、天御中主神アマノミナカヌシ・高御產巢日神タカミムスヒ・神御產巢日神カミムスヒ(以上を造化の三神といふ)・宇麻志ウマシ河カハ斯シ訶カ備ヒ比ヒ古コ遲チ神カミ・天之常立神アメノトコタチを最初に掲げ、その次に神世七代を置けり。

高天原 一頁

高天原は我が日本民族の原住地にして、『古事記』『日本書紀』の記事を直解すれば、天上にありしとするの外なく、その語義もまた高き天上の平地の義にて、地上より仰き指していへる語なり。されどこの二書の記す所によれば、高天原にも山川草木あり禽獸また棲息せるが如く、少しも地上と異らざるを以て、後世の史家はその所在地を地上に求めんと欲し、種々説を立てたり。即ち或はこれを大和にありとし、或は常陸にありとし、或は伊勢にありとし、或はまた之を海外に求めて、朝鮮地方なりとし、或は馬來半島なりとなす等、種々の説あれど、未だ定説を見ず。之が決定には神話學・人類學・考古學・言語學等の研究に待たざるべからずと雖も、事傳説時代に屬するが故に、今日に於てその所在地を確定せんことは期し難きに似たり。世往々新奇の説を出して、人の耳目を驚かさんとするものありと雖も、識者の顧みる所とならざるなり。要するに、高天原神話は之を我が國開基の傳説として尊重すべきものにして、之を一々實在に考へざるべからずとなすが如きは、寧ろ無謀の學といふべきなり。

尊と命 二頁

ミコトのミは御にてコトは事なり。尊命二字を別ちたるは『日本書紀』の註に、「至貴曰尊、自餘曰命、併訓ニ美學等」とあるに始まる。『古事記』には總て命の字を通用せり。されば書紀の撰者が至尊と自餘との稱の同じきを忌みて區別せしものなり。即ち天照大神の御子孫に對しては尊と書し

他の諸神に對しては命と書すを例とす。意義に於て異なる所なし。

### 天壤無窮の詔勅 二頁

『日本書紀』卷二に曰く、「天照大神乃賜天津彦彦火瓊瓊杵尊、八坂瓊曲玉及八咫鏡草薙劍三種寶物。又以下中臣上祖天兒屋命、忌部上祖太玉命、猿女上祖天鈿女命、鏡作上祖石凝姥命、玉作上祖玉屋命、凡五部神使配侍焉。因勅皇孫曰、葦原千五百秋之瑞穗國是吾子孫可王之地也、宜爾皇孫、就而治焉、行矣、寶祚之隆當與天壤無窮者矣」と、これ即ち天祖の寶訓の出典なり。

### 三種の神器 二頁

八咫鏡は天岩屋戸の變に石凝姥命の作る所にして、八咫は彌アタの義なり。アタは手の古言にて、手を二つならべてアタといふ。(或は母指と中指とをひろげてアタといふともいへり。)八咫は即ち鏡の大きさをいふなり。俗にその形狀を八花形とせるは誤なり。

八坂瓊曲玉もまた天岩屋戸の變に玉祖命の作れる所にして、八坂瓊五百箇御統ともいひ、多くの勾玉をば一の緒にて貫き、長さ八尺(彌尺の義)に及ぶ玉の義なり。

叢雲劍は素戔鳴尊が出雲にて八岐の大蛇の體中より得て、天照大神に獻し給ふ所にして、その名義は雲氣常に大蛇の上より立ちしに出づといふ。日本武尊この劍を佩きて蝦夷を征し、草を薙ぎて駿河の賊を平げられしより草薙劍の名を得たり。

以上を三種の神器といふ。神鏡は伊勢内宮に天照大神の御靈代として奉祀せられ、神劍は熱田神宮に祀らる。宮中には模造の鏡劍を神授の曲玉と共に奉安し、天皇御即位毎に之を授受し給ふを例とせり。神器に關しては栗田寛博士の『神器考證』元老院編纂の『皇位繼承篇』附録等あり。委しくは之等に就て見るべし。

### 神武天皇東征御路筋の圖 四頁

天孫瓊々杵尊日向高千穂峯に降臨あらせられしより、神武天皇日向を發して東征の途に就き給ふまでの神跡は、種々の附會臆説あるも更に確なるものなし。中等教育の歴史に於ては、是等を一々説明する必要なしと信ず。當時今の薩隅日三國は皆日向の國なれば、高千穂宮も亦この三國中に求むべきは論なきなり。天皇東征の御順路につきても異説あれど今はその通説に従ふ。まづ宮崎邊を出發點とし、之より速吸之門即ち豊豫海峽を經、椎根津彦を嚮導として、豊の國菟狹(今の豊前宇佐)に到り給ふ。それより岡田宮(今の筑前遠賀郡)に航し、更に瀬戸内海に入り、安藝の多祁理宮(又埃宮)(今の安藝郡府中村)に居り、更に吉備(今の三備地方)に至り、高島宮(備前兒島郡)を建て、暫くこゝに駐り給ひ、大に舟楫を整へ、兵食を蓄へ、進んで浪速(今の大阪)より河内の日下、蓼津に至り、膽駒山を踰えて大和に入らんとし給ひしに、長髓彦の防禦に遇ひ、路を轉じて血沼海(今の大阪灣)に航し、男水門(今の紀淡海峽)を經て紀伊名草に至り、五瀬命を竈山に葬り、熊野浦

にて風波の難に遇ひ、荒坂津に着し、熊野川岸を浜りて、大和に出で、阿太・國栖等を経て宇陀に入り、國內の諸賊及び長髓彦の軍と、所々に轉戦して、遂に之に勝ち給ひ、畝傍山の麓橿原に都を定められたるなり。この圖はその大體を朱點を以て示したるものなり。

### 橿原宮 五頁

神武天皇の即位の禮を擧げ給ひし橿原宮の故地は大和高市郡白橿村大字畝傍にあり。今橿原神宮の所在地是なりといふ。歴代皇居の址は中世以來久しく荒廢に歸し、橿原宮址も湮滅久しきに亘りしが、地方の有志者之を慨き、種々調査を遂げ、明治二十二年五月、同志四十一人より神宮建設のこゝを内務省に出願し、同年七月神社建造の事決定し、その社殿として、京都の舊内裏の内侍所ナイツコロシと神嘉殿カミミヤとを移築せしめられ、神武天皇と皇后媛ヒメノミコ踏鞴フミカ五十鈴媛命イハスズノミコとを奉祀して、橿原神宮と稱へ、その祭日を三月十一日（今太陽曆に換算して四月三日）と定め、官幣大社に列せられたるものなり。時に明治二十三年三月二十日なり。神殿は即ち舊内侍所の移建せられしものにて拜殿は神嘉殿なり。共に特別保護建造物に編入せらる。又畝傍山の背後即ち東北麓には神武天皇の御陵あり。

### 日本紀元 五頁

神武天皇即位の年を以て紀元元年と定められしは、明治六年十月の制定に係り、推古天皇以前の紀元は全く『日本書紀』に従へるものなり。然れども『日本書紀』の紀元は、これを支那朝鮮の歴史に比

較するに、符合せざる所多く、且つ『日本書紀』の編纂は奈良朝にあるを以て、言ひ繼ぎ語り繼ぎ來れる我が古代の事跡が、『日本書紀』に記せるが如く、年月日を精確に後世にまで傳ふる事を得たりとは信じ難きを以て、後世の學者これを研究して、『日本書紀』の紀元は、全く支那の緯書の説に基けるものにて、推古天皇九年辛酉の歲より溯りて一千二百六十年前の辛酉を以て神武天皇即位の年と定めたるものなるべしとの説を生ぜり。而して之によりて支那朝鮮の古史と對照して研究する時は、神武天皇即位の年は『日本書紀』の紀年に比して、凡そ六百年の後にして、大約西洋の基督紀元と同じ頃となるべしといふ。されど某天皇の代に幾年、某天皇の時に幾年と、明かにその誤差を指摘することは困難にして、尙學者の研究に待たざるべからざるもの多し。然も之は學者が學術研究上の推定紀年にして、制度として公定せられたる我が國の紀元とは、全く別問題なることを忘るべからず。學術上の研究は自由なり、されど公定の紀元元年が『日本書紀』に基ける神武天皇即位の辛酉の年たることは、動かざる事に屬す。これ實に中等教育に於て、特に注意を要する點なりとす。又神武天皇即位の日を紀元節と稱し、今二月十一日を以てこれに當つるは、前述の『日本書紀』の紀年により、天皇の即位し給へる辛酉の歲正月朔日をば、太陽曆によりて換算して定め給へるものなり。

### 國造縣主 五頁

上古史

國造はクニノミヤツコと訓じヅクニツコともいふ。上古朝廷の爲に國々の兇賊を平げ、國民を安んずるの功ありしものをば、直にその地に封じ、各々その國にありて神を祀り民を治めしむ。之を國造といふ。一國の政務を司れる職にして同時に姓なり。姓は氏族の一種の階級なり。而してその職は子孫をして世襲せしむる習なりき。神武天皇の時には九の國造あり、その後漸次増加し、繼體天皇の朝に至るまで百四十四の國造あり。縣はアガタと訓じ朝廷の御料田なり。縣主は國造の下にありて、京畿及び諸國にある御料地を司る。神武の朝に置く所の縣主二あり、その他は建置年代詳ならず、世襲の職なること國造に同じ。

笠縫邑 六頁

所在詳ならず、大和國磯城郡織田村大字茅原ならんといふ。「日本書紀通釋」に「倭笠縫邑、倭は一國の倭にはあらず、いにしへ城上城下二郡をかけて大倭邑と云ふ名號あり。故に此笠縫邑も右の二郡の内に必ずありぬべければ、倭笠縫邑とは云ふ也。されど此地今詳ならず。故に通證に云るをそのまゝ注すべし。今按舊事紀笠縫等祖天津麻呂、會々縫等祖天都赤麻呂、笠縫部等祖天會蘇、顯宗紀、大倭者彼々茅原淺茅原、同紀歌、阿佐賦籛羅鳴彌彌須擬、神樂歌、殖槻也田中乃杜也巨布笠乃淺茅我原爾、下文幸于神淺茅原、倭名抄城上郡大和於保夜末止、今城上郡笠村上方爲笠山、其野曰淺茅原、笠村有神祠、疑笠縫邑近之云々」といへり。

伊勢皇大神宮 七頁

皇大神宮には、正殿を圍んで瑞垣・内玉垣・外玉垣及板垣の四重の垣あり。正殿の他に諸殿舎あり。正殿は南面の萱葺神明造にて、高さ二丈一尺三寸七分、正面三丈六尺九寸、側面一丈八尺、棟には千木と齧木とを載せ、四方には大床を廻らし、御階及び勾欄を付け、勾欄には二十七箇の五色玉を付け、床下には心御柱あり。正殿の後方左右に相對して、東寶殿(幣帛神御衣などを奉納する處)、西寶殿(古神寶御鞍などを奉納する處)あり、いづれも萱葺神明造にて、高さ一丈四尺九寸、正面二丈一尺、側面一丈四尺、屋上にはまた千木齧木あり。豐受大神宮の構造も大略之に同じ。

埴輪 七頁

この圖に掲げたる埴輪土偶は、男子の武裝したるものにて、武藏國北足立郡川田谷村字八幡原にて發掘せられしもの、高さ二尺五寸あり。埴輪土馬は、武藏國北埼玉郡上中條村の發掘品にて、高さ二尺八寸四分あり。又頭椎劍とは、劍の柄頭が塊狀を成せるより起りし名稱にて、古史に天孫降臨の條にも、神武天皇大和平定の條にも、この名稱見えたり。この圖に示したるものは、常陸國新治郡新治村大字市川にて發掘せられしものにて、全長三尺七寸餘、全部金銅即ち銅の鍍金にて裝飾せられしものなり。是等はいづれも今東京帝室博物館の列品たり。

皇大神宮式年遷宮圖 八―九頁

本圖は伊勢徵古館列品の一にして、明治十二年十月二日遷宮の光景を五姓田芳柳氏の寫生したるものなり。行列の順序を擧ぐれば左の如し。

宮掌	乘燭	御楯	御鉾	御鉾	御弓	菅御翳	紫御翳	金銅造御太刀	玉纏御太刀	願我利御太刀
宮掌	乘燭	御楯	御鉾	御鉾	御弓	菅御翳	紫御翳	金銅造御太刀	御弓	御鉾
御蓋	樂師	掌典	奉遷勅使	行障	御槌代	御蓋	祭主	菅御笠	御弓	御鉾
宮掌				行障	御槌代	御蓋	祭主	菅御笠	御弓	御鉾
宮掌									御鉾	御火

圖中左端に煙の揚れるは乘燭、次に比禮のあるは御鉾、次の車輪状のものゝあるは菅御翳、楕圓形のあるものは紫御翳、中央の白き圍ひの前に二枚見ゆるは行障にて、白き圍ひは御槌代を入れ奉れる絹垣なり。絹垣の前には奉遷の勅使あり、後の御蓋の下に祭主あり、その後に菅御笠・御鉾・御楯等を捧げて、供奉の人々行進せるなり。

伊勢神宮は、内宮外宮ともに二十年を式年として、社殿の造替あるを例とし、内宮は十月二日、外宮は十月五日に遷宮の儀あり。その時刻は今の午後八時頃にして、その時刻には、宮城に於て陛下の御遙拜あるを例とす。

### 熊

#### 襲

九頁

熊襲の名義につきては諸説あれども、熊は肥後の球磨郡を指し、襲は背の義にて山背の義、今の日向大隅の北邊を指す（大隅の贈於郡はその名残なり）とせる説最も妥當なるが如きを以て、熊襲と

### 蝦

#### 夷

九頁

は當時肥後より日向大隅薩摩の間に據有せる種族なるべく、支那の古史『後漢書』『魏志』等に、我が九州の土豪等の往々款を支那に通じたる記事あるに徴すれば、熊襲も亦支那に通じて、大和朝廷に對しては半獨立の姿なりしに非ずやと思はる。但し熊襲種族が大和民族の一派なるや、或は全く大和民族以外のものなるやに至りては、諸説ありて未だ何れとも定め難し。

蝦夷は今北海道に残れるアイヌ種と同族なり、上古にありては、この種族は今の陸前・陸中・陸奥・羽前・羽後・越後等の地方まで播衍せしものゝ如し。その一部は歸化して大和民族と雜婚し、一部は追はれて北海道に入れり。蝦夷の名稱の古史に見えたるは景行天皇の朝を始めとし、日本武尊の東征以前武内宿禰をやりてその地方を巡察せしめたまひしことあり、この武内宿禰の報告と天皇の日本武尊に詔し給へる所とを綜合すれば、その風俗は、「男女共に文し髻を結び、男女雜居し、父子の別無く、冬は穴に住み、夏は巢に住み、毛を衣、血を飲み、兄弟相疑ふ」と記され、又その常習を記して「山に登ることは飛鳥の如く、草を行くこと走獸の如く、恩を承くれば則ち忘れ、怨を見れば必ず報ず、是を以て箭を髻の中にかくし、刀を衣中に佩き、或は黨類を集めて邊界を侵し、或は農家を窺ひて人民を略す。撃てば則ち草に隠れ、追へば則ち山に入る。故に往古以來未だ王化に染まず」とあり、以てその風俗性質の一斑を察すべし。



## 日本武尊東征御路筋 一〇頁

この圖の御路筋は、『日本書紀』の記事によりしものなり。燒津は今の志太郡(舊益津郡)燒津村即その遺跡ならん。走水は浦賀海峡の海上を稱したるものなり。今相模國三浦郡浦賀町の管下に走水の地あるは、これより出でたる名なるべきも、その地點は古傳にいふ處に當らず。又古くは武藏は東山道に屬したれば、相模より上總に渡るを東海道の巡路とせり。

日高見國 武内宿禰の奏言の中に、蝦夷の住地を日高見國となし、日本武尊もこの地まで征伐ありしなり。その所在詳かならざれど、『延喜式』によれば、今の陸前桃生郡に日高見神社あり。北上川その地方を流る。而してキタカミ・ヒタカミその音相似たるより見れば、日高見國はこの地方の汎稱ならん。又『古事記傳』に本居宣長説をなして「何れの國にまれ廣く平なる地をいふ」といへるに従ふも、北上川流域の平野を以て之に充つるを適當とすべし。

酒折宮 甲斐國西山梨郡里垣村なる酒折八幡宮の境内にある小祠に、日本武尊を祀れり。これ尊の駐り給へる酒折宮の舊址なりと傳へらる。尊この酒折宮にて詠じ給はく、「新治筑波を過ぎて幾夜かねつる」と侍者答へて「かゝなへて夜には九夜日には十日を」と、これを以て世に連歌の始と稱す。

碓氷峠 『日本書紀』の記事に従へば、この圖に示す如く、甲斐より再び武藏上野を轉歴し、上信の境の碓氷峠を越えて信濃に入り給ひしことゝなる。久米博士は之に對して説をなして、この路筋は

順路を失へるものにて、又碓氷峠よりは三浦の走水を望み見るべからず、『古事記』に吾嬬はやの嘆聲を發せられたる地を足柄山となすに従ふべきものなりとし、箱根山中底倉より宮城野を経て御殿場に越ゆる途に、土俗碓氷峠といふ地あり、この地こそ相模の海を眼下に望むべく、所謂碓氷峠はこの地にして上信の境にあらずといへり。今一説としてこゝに附記し置く。詳しくは『史學雜誌』第五編吾妻國考又は『大日本地名辭書』を見るべし。

## 熱田神宮 一〇頁

名古屋市熱田にあり。今官幣大社に列せらる。神劍を主神とし、天照大神・素戔嗚命・日本武尊等を配祀し奉れる處にして、伊勢神宮に亞ぎて、歴朝の崇敬厚し。

## 任那 一二頁

任那は舊名は大加羅國といふ。新羅の西南にあり、新羅より攻められて苦しみしが、崇神天皇の十六年(紀元二八)使を遣して救を乞ふ。我朝鹽乘津彦を遣して之を鎮撫せしむ。當時鹽乘津彦を將軍又は宰ミコトモといひ、その居る所を府といふ。垂仁の朝、任那の皇子蘇那曷叱智來朝す。『日本書紀』の一書に、先帝の御名(御間城入彦)に囚みて、汝の國名を改めて彌摩那と稱すべしと云へることを載せたり。これ任那の名稱の起源を説ける古傳なり。神功皇后の三韓征伐によりて、百濟・高麗も相次で朝貢するに至りしを以て、任那に内宮家を定む。宮家は即官府の義なり。その後また將を遣し

て新羅を征し、新羅が侵したる任那の地七郡をとりかへし、南加羅・啄・安羅・多羅・卓淳・加羅を定め、これに他の郡を合せて、こゝに太宰を置き統轄せしむ。任那日本府これなり。

### 神功皇后の攝政 一三頁

紀元八六年仲哀天皇崩御の翌年十二月、皇后を尊びて皇太后となす。皇太后はこれより政を攝し給ふこと六十九年の久しきに及べり。これを我が國に於ける攝政の初めとす。譽田別皇子は皇太后崩御の後始めて即位し給へり。即ち應神天皇なり。『日本書紀』は神功皇后を一代に數へ、この六十九年間を皇后攝政の世とせり。されど皇后の攝政は、元來應神天皇の御成長を待ち給ふ間、權に政を攝し給ふ御趣意なるべければ、之を應神天皇の御治世の中に數ふるを正當とすべしとの議論も生ずるなり。現行文部省の國定教科書には、皇后攝政の間を應神天皇の御治世の中に數へたり。本書また之に従へり。

### 仁德天皇 一四頁

仁德天皇高臺望烟の御事蹟は最も人口に膾炙せることなれば、左にその原據たる『日本書紀』の文を引用すべし。四年春二月己未朔甲子、詔群臣曰、朕登高臺以遠望之、烟氣不<sub>レ</sub>起於域中、以爲百姓既貧而家無<sub>レ</sub>炊者、……三月己丑朔己酉、詔曰自今之後至于三載悉除<sub>レ</sub>課役、息<sub>レ</sub>百姓之苦<sub>レ</sub>是日始<sub>レ</sub>之、黼衣鞋履不<sub>レ</sub>弊盡、不<sub>レ</sub>更爲<sub>レ</sub>也、溫飯煖羹不<sub>レ</sub>酸餒不<sub>レ</sub>易也……宮垣崩而不<sub>レ</sub>造、

茅茨壞以不<sub>レ</sub>葺、風雨入<sub>レ</sub>隙、而沾<sub>レ</sub>衣被、星辰漏壞而露<sub>レ</sub>牀蓐、三稔之間、百姓富寬、頌德既滿、炊烟亦繁、七年夏四月辛未朔、天皇居<sub>レ</sub>臺上而遠<sub>レ</sub>望之烟多起、是日語<sub>レ</sub>皇后曰、朕既富矣、豈有<sub>レ</sub>愁乎、皇后對<sub>レ</sub>語、何謂<sub>レ</sub>富焉、天皇曰烟氣滿<sub>レ</sub>國、百姓自富歟、皇后且言、宮垣壞而不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>修、殿屋破之衣被露、何謂<sub>レ</sub>富乎、天皇曰、其天之立<sub>レ</sub>君、是爲<sub>レ</sub>百姓、然則君以<sub>レ</sub>百姓爲<sub>レ</sub>本、是以古聖王者一人飢寒、願<sub>レ</sub>之責<sub>レ</sub>身、今百姓貧之、則朕貧也、百姓富之、則朕富也、未之有<sub>レ</sub>百姓富之君貧<sub>レ</sub>矣。

又『水鏡』・『神皇正統記』・『新古今集』等には「高き屋に上りて見れば烟たつ民のかまどは賑ひにけり」の詠を以て仁德天皇の御製とし、今も人口に傳はれり。されど『日本書紀』・『古事記』等の古書に載せず、且歌の體より見るも當時の作に非ざるに似たり。今按ずるに、蓋し後世人の皇德を詠じたる歌なるべし。或は延喜年中の講日本紀竟宴の和歌に、藤原時平の天皇を詠せる作「高殿に上りてみれば天の下四方に烟りて今は富みぬる」の轉訛ならんともいふ。

### 大藏の設置 一五頁

大藏の設置により三藏の分立を見るに至り、國家經濟の大本定まれり。今三藏の分掌を略述すべし。  
(一)齋藏 太古神宮と皇居と別なかりし時代の遺風にて、神物も官物も皆この藏に納めたり。内藏の設けらるゝに及び、齋藏には神祇の祭祀に供するものを納め、齋部氏々々その出納を掌れり。

(二)内藏 履中天皇の朝始めてこれを建て、從來齋藏に納めし官物を分ちて之に納めしが、次で大

藏の設あるに及び、この藏には専ら天皇供進の物を納むる所となれり。後に宮内に内藏寮の起れる根源なり。秦漢二氏その出納に當れり。(三)大藏 雄略天皇の朝始めて之を設け、政府の財用を納むる所とす。後の大藏省の起源なり。東西史部・秦漢の二氏之が出納記録を司る。而してこの三藏は國家經濟の根本なれば、之を重んじ、蘇我滿智をして之を總掌せしめたり。蘇我氏は貴族中門地重かりし上、財政の權を握りたれば、こゝにその勢力も漸く増大することゝなれり。加ふるに秦漢兩氏等歸化人に接するの機會多かりしを以て、蘇我氏一族は進取の氣風を養はれ、自然外國文化を吸收するの地位に立つに至りしなり。

### 高麗・新羅の叛服

一五頁

左に征韓表を掲げてその叛服の大略を示さんとす。

天皇	年代	國名	征討將名	勝敗
應神天皇	紀元 八六五	新羅	葛城襲津彦	勝
同	九〇九	同	荒田別、鹿我別	勝
同	九二二	同	葛城襲津彦	無効
同	九四五	同	木菟宿禰	有効
仁德天皇	一〇二五	同	上毛野田道勝	勝

### 聖徳の號

一八頁

雄略天皇	一二三三	同	吉備弟君	無効
同	一二二四	高麗	膳班鳩	勝
同	一二二五	新羅	紀小弓	前勝後敗
同	一二三九	高麗	安致臣等	不詳
繼體天皇	一一八七	新羅	近江毛野	無効
宣化天皇	一一九七	同	大伴狹手彦	有効
欽明天皇	一一二四	同	内麻呂、河邊瓊岳	勝
同	一一二二	同	紀男麻呂、河邊瓊岳	前勝後敗
同	一一二二	高麗	大伴狹手彦	勝
推古天皇	一一六〇	新羅	境部皇	勝
同	一一六二	同	來目皇	無効
同	一一八三	同	境部雄鷹	勝

『神皇正統記』などに、聖徳の號を以て太子の諡號となせるは蓋し誤りなるべく、『日本書紀』に「厩戸皇子更名聖徳」「東宮聖徳」など見えて、諡號の事なきを見れば、時人太子を尊びて聖徳といひし

をば、後世まで襲用せしものならん。

### 冠位の十二階 一八頁

冠の色によりて位號を建てられ、位の冠を賜りしを以て、冠位といふ。後大寶元年位冠を賜ふ制を停め、位記をつくられしより、冠位の字を用ひず、官位とかく事とはなれるなり。さて冠位は、『上宮聖德法王帝説』に「少治田宮御宇天皇之世、上宮厩戸豐聰耳命ニ島大臣ニ共輔ニ天下政ニ而興ニ隆ニ三寶ニ起ニ元興四天王等寺ニ制爵十二級、大德、少德、大仁、少仁、大禮、少禮、大信、少信、大義、少義、大智、少智」とあり。『書紀』によれば「冠以ニ當色繩ニ縫レ之、頂撮トリスベテ總如レ囊ニ而著レ緣焉」とあり。その當色は紫、青、赤、黄、白、黒の六色を淺深にして十二等となし、ものゝ如し。

### 憲法十七條 一八頁

- 一曰、以レ和爲レ貴、無レ忤爲レ宗、人皆有レ黨、亦少ニ違者ニ是以或不レ順ニ君父ニ乍違ニ于隣里ニ然上和下睦、諧ニ於論ニ事、則事理自通、何事不レ成。
- 二曰、篤敬ニ三寶ニ、三寶者佛法僧也。則四生之終歸、萬化之極宗。何世何人、不レ嚮ニ是法ニ。人鮮ニ尤惡ニ能教乃化。其不レ歸ニ三寶ニ何以直レ枉。
- 三曰、承レ詔必謹。君則天レ之、臣則地レ之。天覆地載。四時順行、萬氣得レ通。地欲レ覆レ天、則致レ壞耳。是以君言色承、上行下靡、故承詔必慎、不レ謹自敗。

四曰、群卿百僚、以レ禮爲レ本、其治レ民之本、要在ニ乎禮ニ。上不レ禮、而下不レ齊、下無レ禮、以必有レ罪。是以君臣有レ禮、位次不レ亂。百姓有レ禮、國家自治。

五曰、絶レ饗棄レ欲、明辨ニ訴訟ニ。其百姓之訴、一日千事。一日尙爾、况乎累歲。頃治レ訟者得レ利爲レ常。見レ賭聽レ獄、便有レ財之訟、如ニ石投レ水、乏者之訴、似ニ水投レ石。是以貧民、則不レ知レ所レ由、臣道亦於レ焉闕。

六曰、懲レ惡勸レ善、古之良典、是以無レ匿ニ人善ニ、見レ惡必匡。其詔作者、則爲レ覆ニ國家ニ之利器ニ爲レ絶ニ人民ニ之鋒劍ニ。亦佞媚者、對レ上則好説ニ下過ニ、逢レ下則誹ニ謗上失ニ。其如レ此之人、皆无レ忠於君、無レ仁ニ於民ニ、其大亂之本也。

七曰、人各有レ任、掌宜不レ濫。其賢哲任レ官、頌音則起。奸者有レ官、禍亂則繁。世少ニ生知ニ、尙念作レ聖。事無ニ大少ニ、得レ人必治。時無ニ急緩ニ、遇レ賢自寬。因此國家永久、社稷勿レ危。故古聖王、爲レ官以求レ人、爲レ人不レ求レ官。

八曰、群卿百僚、早朝晏退、公事靡レ鹽、終日難レ盡。是以遲朝不レ逮ニ于急ニ、早退必事不レ盡。

九曰、信是義本、每レ事有レ信。其善惡成敗、要在レ信。君臣共信、何事不レ成、君臣無レ信、萬事悉敗。十曰、絶レ忿棄レ瞋、不レ怒ニ人違ニ。人皆有レ心、心各有レ執。彼是則我非、我是則彼非、我必非レ聖、彼必非レ愚。共是凡夫耳。是非之理、誰能可レ定。相共賢愚、如ニ鑿无レ端ニ。是以彼人雖レ瞋、還恐ニ我

失。我獨雖得、從衆同舉。

十一曰、明察功過、賞罰必當。日者賞不在功、罰不在罪。執事群卿、宜明賞罰。

十二曰、國司國造、勿斂百姓。國非二君、民無二兩主。率土兆民、以王爲主。所在官司、皆是王臣。何敢與公賦斂百姓。

十三曰、諸任官者、同知職掌。或病或使、有闕於事。然得知之日、和如會議、其以非與聞、勿妨公務。

十四曰、群臣百僚、無有嫉妬。我既嫉人、人亦嫉我。嫉妬之患、不知其極。所以智勝於己、則不悅、才優於己、則嫉妬。是以五百歲之後、乃令遇賢、千載以難待一聖。其不得賢聖、何以治國。

十五曰、背私向公、是臣之道矣。凡人有私、必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法。故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

十六曰、使民以時、古之良典、故冬月有間、以可使民、從春至秋、農桑之節、不可使民。其不農何食、不桑何服。

十七曰、夫事不可獨斷、必與衆宜論、少時是輕、不可必衆、唯速論大事、若疑有失、故與衆相辨、辭則得理。

右十七條は一種の訓戒にして官吏の服務心得なり。今日の憲法とは名同じくして實異れり。

### 聖德太子の御畫像 一九頁

この御畫像は古くより法隆寺に傳來したるものなりしが、明治十二年同寺より帝室へ獻納したれば今は帝室の御物となれり。長さ三尺三寸七分、幅一尺七寸七分、紙本に單彩を以て畫けり。筆者は百濟の阿佐太子と傳へられ、阿佐太子が推古天皇五年に來朝せし時、太子並に諸王に拜謁して寫し奉りたりとの傳説を有す。中央なるは太子にして、その右が山背大兄王、左が殖粟王なりといふ。本邦最古の肖像畫なり。太子は漆紗冠シラサカ冠を被られ朱華ハネズイロの御袍袴を召し、玉裝の御太刀を佩かせられ、笏を執り給ふ御容姿、如何にも支那風なる所より、古く唐本カラホの御影の稱あり。この御影の筆寫の傳説は前記の如くなれども、この漆紗冠の制、並に親王の御衣の色を朱華と定められたることは、いづれも天武天皇の朝なれば、この御影が推古時代のものといふ事は疑はしく、恐く稍後の製作にかかるものなるべし。

### 遣唐使 二〇頁

遣唐使は舒明天皇の後、孝德天皇の朝に二回、齊明天皇の朝に一回、天智天皇の朝に三回派遣せらる。後暫く絶えしが、文武天皇の大寶三年之を再興し、爾來元明稱徳の二朝を除きて、桓武天皇に至るまで、朝毎に之を遣りしが、また暫く絶え、仁明天皇の朝、大使藤原常嗣副使小野篁を遣し、

その後また絶え、宇多天皇の時之を派せんとせしが菅原道眞の上表によりて之を停廢することになり。

その支那に行きし航路は先づ難波より博多に着し、之より支那に渡るに二道あり、一は平戸より五島を經直航楊子江を溯りて長安の都に至り、一は壹岐對馬、それより朝鮮の沿岸を通り、濟州島を南に見、山東省に至り、威海衛邊に上陸し、陸路遙に長安洛陽に至れり。この間船舶も不完全なれば屢、船覆没して命を失ふこと多かりき。

### 法隆寺 二〇頁

大和國生駒郡法隆寺村にある古刹にして、もと用明天皇の御發願に基き、推古天皇聖德太子と共に、その工を起さしめ給ひ、同天皇の朝に竣成したるものなり。然るに『日本書紀』による時は「天智天皇九年四月壬申夜半之後災<sup>ニ</sup>法隆寺一屋無<sup>レ</sup>餘火雨雷震」との記事ありて、この時法隆寺は燒失し、後元明天皇の和銅年間に再建せられたるものなりとの説あり。之に對して、建築學者は、金堂・五重塔などが大化以前に用ひられたる高麗尺によりて建築せられあるを以て、『書紀』の記事は誤にて、少くとも金堂・五重塔・中門等は、推古天皇當時の建築を現存すと主張す。この法隆寺再建非再建の論は、未だその歸結を見ずといへども、再建とするも、その様式手法等は推古天皇當時の建築に據りしことを疑ふ可からざるもの、如く、建築史上にては、この建築風をば推古式と稱し、本邦

建築物中最古のものたり、尙再建非再建の論につきては、明治三十八年の『歴史地理』『史學雜誌』等につきてその詳細を知るを得べし。

## 第二編 中古史

内

臣

二三頁

『日本書紀』に、鎌足を内臣となす條に「中臣鎌子連(鎌足のことなり)懷<sub>ニ</sub>至忠之誠、據<sub>ニ</sub>宰臣之勢、處<sub>ニ</sub>官司之上、故<sub>レ</sub>進退廢置、計從<sub>レ</sub>事立云々」とあるを見れば、内臣とは宮中にありて、政務に參與するより起りし稱にて、その權は左右大臣の上によりしなり。後の内大臣と混同すべからず。

年

號の始

二三頁

大化を以て年號の始となすことは、嵯峨天皇弘仁改元の詔に「飛鳥(皇極)以前、未<sub>レ</sub>有<sub>ニ</sub>年號之目、難波御宇(孝德)、始顯<sub>ニ</sub>大化之稱、爾來因循歷<sub>レ</sub>世、至<sub>レ</sub>今是用」とあるによりて明なり。この以前佛家などにて用ひし私年號はありしが、國家の公定年號は之を以て始めとす。この後、齊明・天智・弘文の三代年號を立てず、天武天皇元年に白鳳の號あり、諸書之を載すれども、『日本書紀』には白鳳の號なく、只天皇の十五年に至りて朱鳥の號を立つるを見る。持統天皇の朝は年號を立てざりしも、諸書或は朱鳥を以てこの朝の號となすものあり。而して文武天皇五年元を建て、大寶となし、よりは、歷代年號の制あり。

肅

慎 二五頁

肅慎はミシハセともアシハセとも訓じ、もと種族の名にして、今の滿洲の黒龍江・松花江・烏蘇里江などの流域に住したる通古斯族をいふ。三代の頃には肅慎氏といひ、後漢より三國時代には挹婁として知られ、後魏には勿吉といひ、隋・唐には靺鞨といひ、宋・元・明の間は女眞といへり。比羅夫の征せるは、大陸にあらずして、樺太方面にありし通古斯族ならんとの説もあれど、國史の記述明瞭を缺き、これを詳にしがたし。又この比羅夫征討の頃には既に靺鞨といひて肅慎とは稱せざりしならんも、『日本書紀』には支那の古史を参考して推記せるなるべく、『續日本紀』に至りては肅慎の名見えず靺鞨と記されたり。

談

山神社 二六頁

鎌足の墓するや攝津の阿威山に葬りしが、その長子僧定慧唐より歸朝するに及び、これを多武峯(大和磯城郡)に改葬せり。時に定慧は鎌足の墓の上に十三重塔を建て、後塔の南に妙樂寺を營み、寺の東に殿を立て、鎌足の像を置けり。後世國家に大事ある毎に、その像破裂し、その墳墓鳴動すと稱し、その都度朝廷より奉幣あるを例とせり。醍醐天皇の朝、こゝに社殿を建て、鎌足を祭り、談山權現といふ、村上天皇の朝、延曆寺座主實性多武峯の座主となりしより妙樂寺は延曆寺の末寺となれり。維新後談山權現は妙樂寺の所管を脱し、談山神社と改稱し、別格官幣社となり、妙樂寺

は廢寺となれり。多武峯を談山と書するは、談の字を借りてタムの音を顯はしゝに過ぎず、『多武峯緣起』に中大兄皇子と中臣鎌足と談合せし處なるにより談山といふとの説を掲げたるは、談山の二字より附會せる説にて信すべからず。

天智天皇の即位 二六頁

天智天皇は齊明天皇崩御の後を承けて皇位を繼承せられしが、後八歳を経て始めて即位の禮を大津宮に擧げ給へり。『日本書紀』にこの間を稱して天皇の稱制といへり。制とは詔命のことにて、制を稱するは即ち詔を下し給ふといふ事にて、その義は踐祚といふに同じきなり。天皇皇位を繼承して(即ち踐祚して)後更に即位の禮を行ふ事、こゝに初まる。踐祚といひ、即位と稱する事、之を文字上に於て論ずれば一なれども、踐祚の式即位の禮二者別に行はるゝ事蓋しこゝに由來するなり。

令 二六頁

天智天皇即位元年(即七年)鎌足に命じて始めて律令を制定せしむること、『弘仁格』序、『鎌足傳』等に見ゆ。この律令は、孝徳天皇の朝に定められたるものを損益して條例を立てられしものなるべく後に天武天皇の御代に、刊定全備し、持統天皇の三年諸司に頒布せられたり。この時の令を近江令といひ、二十二卷ありしといへり。後世傳はらずと雖も、大略大寶令に差へる事なきは、史籍載する所の文に照らして明なり。この時律は完成せざりしものゝ如し。



藤原の姓 二七頁

鎌足が賜りし姓藤原といふは、鎌足が大和國高市郡藤原にて生れたるより出でたるなり。

藤原鎌足畫像 二七頁

この畫像は東京帝室博物館所藏のものより摸寫せり。

大寶律令 二七頁

近江朝廷の令及大寶の律令は、佚して傳はらず、今世に傳はれるは、養老二年に修正せられたる律令なれども、大寶の撰定を以て根本とせるを以て、世には猶これを大寶の律令といふなり。令十卷三十篇その目左の如し。

官位令、職員令、後宮職員令、東宮職員令、家令職員令、神祇令、僧尼令、戸令、田令、賦役令、學令、選叙令、繼嗣令、考課令、祿令、宮衛令、軍防令、儀制令、衣服令、營繕令、公式令、倉庫令、厩牧令、醫疾令、假寧令、喪葬令、關市令、捕亡令、獄令、雜令。

この令の本文のみの書は傳はらざれど、『令義解』といふ書存せり。こは養老二年より百餘年の後、

淳和天皇天長十年、清原夏野等勅を奉じて、この令を解釋せるものなり。律は十卷十二篇その目左の如し。

名例律、衛禁律、職制律、戸婚律、厩庫律、禮興律、贓盜律、鬪訟律、詐僞律、雜律、捕亡律、

斷獄律。

この律は一時全部佚失したりしが、これを注釋せる『律疏』なる書ありて名例・贓盜・職制・衛禁の四篇だけ傳はれり。然もその完全せるは職制律一篇のみなり。之を世に『律疏殘篇』といふ。又文政年間に石原正明古書に引用せる律文を拾ひ集めその闕けたる所を唐律によりて補ひ、『律逸』といふ書を著せり。今この二書によりて律の一斑を知るを得べし。

因に云ふ、律令と相並んで格式といふものあり。格は律令制定以後の臨時の法令を集めたるもの、式は令に規定せる處を更に細密に定めしものにて、弘仁・貞觀・延喜三代の撰定あり。三代の格式中現存せるは、『延喜式』五十卷のみ、但し『類聚三代格』といひて三代の格文を類聚して法律家の參考に供せる書あり、之によりて三代の格文の大半を知るを得べし。大寶律令の制定より平安朝の末までは、この律令格式に基きて政治を執れる世なり。

平城京圖 二九頁

平城京はこれを左右の兩京に分ち、條坊の制を立てたること、ほゞ後の平安京と相似たり。只その異なる主要點は、北邊坊の有無にあり。之に關しては、嘉永の頃、北浦定政の研究ありて、平城京條坊圖の著あり。これによれば、條坊の制は全く平安京と同一なりとし、平安京も北端に北邊坊ありしものと推定してその圖を作れり。『工科大学紀要』に載せたる工學博士關野貞氏の研究は之に基

き更にこれを詳密にしたるものなり。然るに、文學博士喜田貞吉氏は、更に之を研究して、平城京には北邊坊なかりしことを論證し、平安京は左右兩京各九條に別れ、各條四坊づつあり、又別に北邊に北邊坊あり、北邊坊の廣さは他の條の半なれば、總計にて七十六坊となれども、平城京はこの北邊坊なく、左右兩京九條に別れ、各條四坊づつにて總計七十二坊なりと測定して、平城京圖を作られたり。本書に載せたる圖は、即喜田博士の説によれるものなりとす。(平安京圖參照)喜田博士の説は雑誌『歴史地理』第八卷の各號にあり。又『工科大学紀要』には關野博士の説の外、北浦定政の研究も合せ載せられたれば、詳しくはその書について見るべし。

貨幣の鑄造 三〇頁

- 和同開珎 銅錢 元明天皇和銅元年
- 開基勝寶 金錢 淳仁天皇天平寶字四年三月
- 萬年通寶 銅錢 淳仁天皇天平寶字四年三月
- 神功開寶 銅錢 稱徳天皇天平神護元年九月
- 隆平永寶 銅錢 桓武天皇延暦十五年十一月
- 富壽神寶 銅錢 嵯峨天皇弘仁九年十一月
- 承和昌寶 銅錢 仁明天皇承和二年正月

- 長年大寶 銅錢 仁明天皇嘉祥元年九月
- 饒益神寶 銅錢 清和天皇貞觀元年四月
- 貞觀永寶 銅錢 清和天皇貞觀十二年正月
- 寬平大寶 銅錢 宇多天皇寬平二年四月
- 延喜通寶 銅錢 醍醐天皇延喜七年十一月
- 乾元大寶 銅錢 村上天皇天德二年三月

以上の銅錢十二種を本朝十二文錢と稱す。又年月は夫々鑄造最初の年月を記したるものなり。

古事記 三〇頁

和銅五年正月太安萬侶撰進す、三卷あり。我が史書の現存せるもの、内最も古きものとす。上卷は神代、中卷は神武天皇より應神天皇まで、下卷は仁徳天皇より推古天皇までの事を記せり、『古事記』の注釋書少からずと雖も、本居宣長の『古事記傳』を以て白眉とす。この書、宣長が三十五年間の歲月を費して、その該博なる學力を傾注して作る所四十八卷あり、古言古語を説くこと甚だ詳密にして、事實の考證も亦該博を極め、古代史及び古語の研究者の讀まざるべからざるものなり。又近年津田左右吉氏の『古事記及日本書紀の新研究』といふ書出づ、古代史に對する一の新見解として參考するに足る。

### 風土記 三〇頁

元明天皇和銅六年五月甲子制、畿内七道諸國郡郷著ニ好字、其郡内所生銀銅彩色、草木禽獸魚蟲等物具録色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事載ニ于史籍言上、と、この制令によりて成れるもの即「風土記」なり。その内、今日まで、傳はれるは、常陸、播磨、出雲、肥前、豊後の五風土記のみ。蓋し諸國風土記の内には、或は散逸せしもあるべく、或は全く勘進せざりしもありしならん。

### 六國史 三〇頁

- 一、日本書紀 元正天皇養老四年舍人親王を總裁とし、太安麻呂をして撰せしめらる、三十卷あり。神代より持統天皇までの記事を含む。
- 二、續日本紀 桓武天皇の延暦十六年成る、菅原道眞等勅を奉じて撰する所、四十卷あり、文武天皇より桓武天皇延暦十年までの記事を含む。
- 三、日本後紀 藤原冬嗣等が勅を奉じて撰する所にして、承和八年完成す、もと四十卷あり、桓武天皇延暦十一年より淳和天皇の天長十年までの記事を含みしものなるが、中世亡佚して今日傳はるもの殘缺本十卷のみ。
- 四、續日本後紀 清和天皇貞觀十一年藤原良房等の勅を奉じて撰進する所、二十卷あり、仁明天皇

御一代の記なり。

五、文德實錄 十卷、文德天皇御一代の實錄にして、初め藤原基經等に編せしめられしを、後藤原基經・都良香・菅原是善等に勅して、更訂せしめられしものなり。

六、三代實錄 五十卷 清和・陽成・光孝三代の實錄にして、藤原時平菅原道眞等に勅して撰進せしむる所、醍醐天皇延喜元年成れり。

### 奈良の大佛 三二頁

『東大寺大佛記』に曰く

天平十五年十月十五日近江國信樂京に佛像を創め奉る。同十七年八月二十七日、大倭國添上郡に於て同像を創め、天皇御袖を以て土を入れ、御座に運ぶ。十九年九月二十九日始めて鑄鑄し奉り、勝寶元年十月二十四日鑄造畢る。三箇年に八回御體を鑄奉り、四年三月十四日、始めて金を鍍し、四月九日、開眼式を擧げ給ふ。大佛師從四位下國中ノ公鷹、大鑄師從五位下高市大國同高市眞麻呂、同柿本男玉之を鑄造す。公鷹は百濟滅亡の際歸化せし德率骨富の孫なり。

### 東大寺建立 三二頁

東大寺建立につきて聖武天皇の詔に曰く、

「朕以薄德、恭承大位、志存兼濟、勤撫人物、雖率土之濱已霑仁恕、而普天之下未洽法恩、

誠欲下頼三寶之威靈、乾坤相泰、修萬代之福業、(動植咸榮、粵以下天平十五年歲次癸未十月十五日發菩薩大願一奉造廬舍那佛金銅像一軀、盡國銅而鑄象、削大山以構堂、廣及法界爲日朕知識遂使同蒙利益共致菩提、夫有天下之富者朕也、有天下之勢者朕也。以此富勢造尊像、事之易成心之難至、但恐徒有勞人、無能感聖、或生誹謗反墮罪辜、是故預知識者懇發至誠各招介福、宜每日三拜廬舍那佛、自當存念各造廬舍那佛也、如更有人情願持一枝草一把土助造像者悉聽之、國郡等司莫因此事侵擾百姓強令收斂、布告遐邇知朕意矣) (『續日本紀』卷十五)

以て天皇崇佛の念厚く、佛教興隆を以て國家事業の第一とせられし御抱負の大なりしを察し奉るべきなり。

施藥院・悲田院 三三頁

施藥・悲田の名稱は、推古天皇の朝、皇太子厩戸皇子が四天王寺内に施藥・悲田・療病・敬田の四院を建てしに起る。光明皇后の施藥院を建てたるは天平二年四月にして、これを皇后宮職の下に置き皇后宮職及び大臣家よりその費用を辨せしめ給へり。施藥院は即ち貧民施療所にして、明治天皇の起し給へる濟世會の事業と相似たるものなり。皇后は又この年、東西悲田院を設けて、施藥院に隸屬せしめ、孤兒及び病者を收養せしめ給へり。悲田院は今の養育院及び貧民病院に相當するものならん。

この兩院は何時の頃よりか廢絶せしを、淳和天皇の朝一度復興させられし事見えたりども、何れの時代まで存続せしかは明ならず。

正倉院寶庫の御物 三三一—三三三頁

正倉院は奈良東大寺大佛殿の西北にある帝室の寶庫なり。創建年代は明ならずと、天平勝寶八年(紀元一四一六)五月二日に聖武天皇崩御あらせられ、その七々の御忌日に、孝謙天皇と皇太后光明子とが、先帝の御遺物を東大寺の大佛に奉獻し、その冥福を祈られし時に建立せられたりといひ或は又東大寺に從來ありし倉を利用したるにて、その建設は大佛殿落成の頃ならんともいふ。いづれにせよ、創建以來千餘年を経たる古建築物たり。正倉院は南面の建物にして、最初は二棟に分れ、雙倉といひしが、後、建て續けて南倉中倉北倉の三倉となれり。南倉は東大寺の寺寶を收め、その開閉は東大寺の三綱之を掌りしが、中倉と北倉とは大佛に獻ぜられし前記聖武天皇の御遺物を納めて、官物として取扱はれ、曝涼檢閲の時には、勅許によりて開閉せられ、勅封を以て保管せられたり。今は三倉共に帝室の御保管に屬す。建物は間口十八間八寸強、奥行五間二尺二寸、高さ五間、床下九尺の木造瓦葺にて北中南の各倉に兩開の扉のある入口あり、内部は屋根裏とも三層にて、北倉と南倉とは三稜形の木材を横に積み、隅にて交叉せる所謂校倉式なり。平時は階段も廊もなく、曝涼中は廊と階段とを付け出入に便せり。現今にては毎年十一月勅使差遣の事ありて御開封あり、

約三週間の御風入を機として、有資格者に拜覽を許さる。

その寶庫に收藏せらるゝものにつきては、『稿本日本帝國美術略史』に曰く、「一たび東大寺正倉院寶庫を窺ひ、その充滿せる幾多の珍器寶玩を見たるもの、誰か當代技巧の非常なる發達に驚かざるものあらんや、その製作品の種類につきても、通常の彫刻象嵌鑄物抹漆織物の類は勿論、七寶あり玻璃あり螺鈿あり平文あり末金鏤あり密陀繪あり、金、銀、莫臥爾あり、藤、纈、夾纈等の染物あり、殆んど作し能はざる製作なく、その技術の如き、後世及び難き巧を盡しゝもの少なからず云々」と、以ていかに貴重なる工藝品豊富なるかを察すべし。されど嘗て拜觀の際予をして更に驚喜せしめしものは、奈良朝當時に於ける勝手道具の類例へば貝杓子庖丁の如き、火鉢の灰の如きものまで、當時のものゝ現存することにて、千餘年前の奈良朝の社會状態を、一堂に集めて之を見るを得る感あらしむ。加ふるに記録文書の保存せらるゝもの非常に夥しく、記録と實物とを對照し得るが如きは、他にその比を見ざる所なりとす。『東瀛珠光』六冊は正倉院御物の全部に亘れる寫真版にして、之によりて誰人もその一斑を窺ひ知ることを得べし。又『正倉院の葉』の小冊子も參考として便利なる書なり。

### 天長節 三五頁

光仁天皇寶龜六年九月勅したまはく、

十月十三日は朕生日、毎至此辰、感慶兼集、宜令諸寺僧尼每年是日轉經行道、海内諸國、並宜斷屠、内外百官、賜醕宴一日、仍名此日爲天長節、庶使廻斯功德、虔奉先慈、以是此慶情普被天下、

と、かくてこの年十月十三日に宴を群臣に賜はりしに、群臣は翫好酒食を獻じまつり、宴畢りて後には祿を群臣に賜はること差ありき。天長節の史上に見えたるは之を初めとす。これより後天長節の記事は寶龜十年の『續紀』に見えたるのみにて、歷朝絶えてこの事あるを聞かず、而して天長節が今日の如く國民一般の祝日となれるは、實に明治天皇の明治元年よりとす。

### 桓武天皇宸影 三六頁

この宸影は桓武天皇の後裔たる平松子爵家の所藏にかゝるものより摸寫せり。相傳へて巨勢廣貴の筆といふ。今平安神宮に奉祀せらるゝ宸影も略之に同じ。又比叡山延曆寺に勅封の宸影あり。大正十年三月勅封開絨の儀あり。予また登叡之を拜觀することを得たりしが、その圖様また之に異らず。今世にある天皇の宸影三幅共に相似たるものなり。

### 平安京 三六頁

京城は南北一千七百餘丈、東西千五百餘丈にして、南の正門に羅城門あり、四面に土垣及び長溝を繞らす、道路は東西に一條より九條までの大路、及び二十六の小路あり。南北は朱雀大路とて、幅

二十八丈の道路を中心として、大路の東を左京とし、西を右京とす。左右京には各四條の大路と十一の小路を開く。一條を四坊に分ち、一坊を四保に分ち、一保を四町に分つ、(一町は方四十丈)。左京には左京職、右京には右京職ありて、京都一切の事を掌り、又東西市司ありて商賣の事を監す。宮城は平安京の北部にあり、南北四百六十丈、東西三百八十四丈にして、北は一條より南は二條まで、東は東大宮より西は西大宮に至る、繞らすに瓦垣を以てし、溝水その外を流る、四方に十二門あり。構内には皇居を初め官省寮司等數多の殿堂あり。今その主なるものを擧ぐれば、

- 大極殿 即位元日の朝賀等の大禮を行はるゝ所。
- 豐樂殿 儀式の日に宴會を行はる所。
- 中和院 正殿を神嘉殿といふ。新嘗祭天神地祇の御親祭はみなこゝにて行はる。
- 武德殿 天皇の騎射競馬を視給ふ所。
- 眞言院 僧侶の參候して修法する所。
- 紫宸殿 天皇平常の朝儀に臨御し給ふ所。
- 仁壽殿 初は天皇常御殿、後に清涼殿と定め給ふ。
- 常寧殿 皇后の常御所、後には弘徽殿に移り給ふ。
- 貞觀殿 天皇の紫宸に對して、皇后の後宮の坤職を聞き給ふ所、御匣殿ともいふ。

- 宜陽殿 又納殿ともいふ、累代の寶物を藏する所。
  - 溫明殿 此殿の内に内侍所あり、神鏡を奉祭す、今賢所といふ。
  - 安福殿 此内には藥殿あり侍醫などの伺候の所。
  - 校書殿 後に藏人所この内に置かる。文書を校する所。
  - 後涼殿 清涼殿の後にあり、御物など納むる所。
  - 登華殿 皇后女御の御在所なり。
  - 飛香舍 中宮又は女御の居所、藤壺ともいふ。
  - 凝華舍 女御更衣の居所、梅壺ともいふ。
  - 襲芳舍 雷鳴の壺ともいふ。
  - 淑景舍 桐壺ともいふ。
  - 昭陽舍 梨壺ともいふ。以上五舍は後宮にて、女御更衣の居所なり。
- 是等の制多くは唐の長安城の制に因りて斟酌せられし所にして、規模廣大なりき。然るに村上天皇以後、皇居も度々火災にかゝりて次第に縮少せり。(附圖平安京圖を参照すべし)

鎮守府 三七頁

鎮守府の創置については、今の陸前宮城郡多賀城村大字市川なる多賀城の遺趾に存する所謂多賀城

碑によれば、聖武天皇神龜元年鎮守將軍大野東人多賀城を置くことあり。北畠親房の『職原抄』また鎮守府を陸奥に置けるを、聖武天皇元年（即神龜元年）となせり。されど多賀城碑につきては、世に眞偽の辨ありて必しも従ふ可からず『職原抄』は『續日本紀』神龜元年の條に鎮守軍卒の文字あるより、この年に係けたるならん、而して『續日本紀』を見るに、鎮守將軍なる職名は、天平元年、鎮守府將軍は同十一年を初見とすれども、元明天皇養老六年及び七年に、陸奥鎮所の文字見ゆるに於て察すれば、鎮守府の創置は養老六年以前なるべく、その鎮守府と稱したるは天平十一年以前なるべし。但し鎮守府の職員等その制の完成したるは、嵯峨天皇弘仁年間なるべし。鎮守府の所在地は初は多賀城の地なりしが、後膳澤城（今の陸中膳澤郡佐河村）に移し、ついで平泉（今の陸中西磐井郡平泉村）に移されたり。因に多賀城碑につきては文學博士田中義成氏の説『史學雜誌』第三十五號にあり。その要旨は、仙臺藩儒者佐久間洞巖の偽造にして、藩主伊達綱村もこれに與るものといふにあり。委しくは雜誌について見るべし。

### 天台宗と眞言宗

三七頁

支那の天台宗は、天臺山の智者大師の大成せるものにして、法華經に基きて教を立てたるものなり。故に天台宗とも法華宗ともいふ。最澄が叡山に創立せる天台宗は、右の智者大師の天台宗に加味するに、金剛智、不空の眞言宗、達磨の禪宗とを以てせるものにして、支那の天台宗と稍異なるもの

なりとす。眞言宗は印度の龍樹・龍智によつて起り、善無畏・金剛智不空によつて支那に傳はり、唐代には頗る盛に行はれたれば、早く奈良時代より我が邦に傳はれり、されどこの宗義を専攻し、その正統の秘訣を得て歸りしは、當時たゞ空海あるのみにして、空海は更に自家の説を加へて、猶且眞言宗と稱せしものにて、その依る所は大日經・金剛頂經・蘇悉地經等なりといふ。又眞言宗とは秘密教又は密教といひ、天台をば之に對して顯教といふ。兩者を併稱して顯密の教といふ事あり。

### 空海畫像 三八頁

京都府神護寺所藏のものより摸寫せり。原圖は縦五尺二寸二分、横三尺八寸六分、右手に獨鈷左手に念珠を持ち、前にアサグツ杵を置き左にスネビヤウ水瓶を置けり。

### 最澄畫像 三八頁

この原本は近江國園城寺の所藏なり。像は眼を閉ぢ兩手を膝上に置きて跏趺坐せり。前にはアサグツ杵と水瓶とあり。又圖上に贊あり、嵯峨天皇が最澄の入寂を惜まれし「哭澄上人」の文を書したり。即ち

哭澄上人

呼嗟雙樹下 攝化契如々

惠遠名猶駐 支公業已虛

草深新廟塔 松掩舊禪居

燈烈殘空座 香煙續像爐

蒼生橋梁少 緇侶律儀疎

法體何久住 塵心傷有餘

弘仁十三年十月十七日

神佛調和の思想 三八頁

『神道獨語』に曰く、「兩部習合神道と云ふあり、本地垂迹といふ事を造りたり、某神の本地は某佛なり、衆生濟度の爲に、某佛某神に化し來て、利益を施して此國に跡を垂れたりとこしらへたる也。此兩部習合は弘法・傳教・慈覺・智證の四大師の所爲なりと或書に見えたり」云々。兩部習合神道は眞言宗にて稱へたる神道説にして、伊弉諾・伊弉冉を以て、金剛界・胎藏界の兩部にあて、天照大神の本地大日如來なりといふなど、神々を佛菩薩にあてたり。また天台の山王一實神道にても、各神の本地たる佛菩薩をたつること、猶兩部習合に同じ、即ち大己貴尊を以て釋迦如來にあつるが如し。

藏人所 三八頁

嵯峨天皇弘仁元年三月、藏人所を校書殿に設け、左衛門尉巨勢野足・右衛門督藤原冬嗣を以て、並に頭となし給ふ。是れ藏人所の起原なり。藏人はもと校書殿の文書を始め調度等の出納を掌りしものなるが、自ら機密の要務を知るが故に、遂に至尊に近侍し奏宣を專とするに至れり。宇多天皇の寛

平九年に、別當一人を置いて頭の上に班せしめ、大納言藤原時平を以て之に任じ給ひしより、第一等の公卿を以て別當となすの例となれり。藏人頭は四位の殿上人より選任し、その重職なる故を以て、殿上の班位は諸侍臣の上であり、五位の藏人は、門閥高く才量あるものより選び、六位の藏人は門閥稍劣れるものを補す。禁中の細務及び朝夕御膳の事を司る。その下に非藏人ヒケラウダありて驅使に任ぜり。藏人頭及び藏人を稱して何れも職事シヤツといふ。

檢非違使 三八頁

大寶の制彈正臺を置きて内外の非違を彈奏せしめ、五衛府を置きて宮城を護らしめしが、是等の諸官は年を経るに従ひ文弱に流れその用を爲さざるに至れり。檢非違使はこれに代りて起れる者にして、その創置の年月明ならざれども、嵯峨天皇弘仁年中衛門尉をして檢非違使の事を兼ね行はしめしは、その事の史上に見えたる初めなるべし。仁明天皇承和元年に至り、その長官として檢非違使別當を置き、その職制漸く備はれり。而して檢非違使廳は世を経るに従ひ、權勢ある官衙となりたれば、武人等のこの職に補せらるゝを、無上の光榮となせり。北畠親房の『職原抄』に「朝家此の職を置きしより以來、衛府の追捕、彈正の糾彈、刑部の判斷、京職の訴訟、併て使廳に歸す、仍りて國家の樞機たり、歷代以て重職とす」といへり。

太政大臣 四〇頁



太政大臣は非常の重職にて、大寶令の制にも、

太政大臣 右師<sup>ニ</sup>範一人、儀<sup>ニ</sup>形四海、經<sup>レ</sup>邦論<sup>レ</sup>道、燮<sup>ニ</sup>理陰陽、無<sup>ニ</sup>其人<sup>一</sup>則闕。

とあるより則闕の官と稱して、適任者なき時は闕員とせられる定なり。古來此の官に拜せられしは、大友皇子高市皇子あるのみ、その他親王諸王中に知太政官事となりしものあれど、太政大臣とは稱せず、しかも皇族に限れり。人臣にては惠美押勝太師となり、道鏡太政大臣禪師となれるも、常例を以て數ふべからず。天安元年二月、藤原良房が右大臣より進んで太政大臣に任ぜられたるを以て、人臣太政大臣の初めとす。

關

白 四一頁

宇多天皇仁和三年十一月十七日即位、二十一日藤原基經に詔して曰く、

萬機巨細皆關<sup>アツカリマウ</sup>ニ白太政大臣ニ而後奏下

と、關白の稱こゝに始まる。されどこの關白は未だ職名となりしにあらず、臨時の事たりしなり。天皇長じて政を親らし給ふに及びて、攝政を改めて關白となすことは、藤原忠平以後にして、是れより職名とはなれり。因に云ふ、關白を辭してその子關白に任ずる時、前關白を稱して太閤と云ひ、太閤の出家せるを禪閣といふ。

醍醐天皇宸影

四二頁

この宸影はもと延曆寺の所藏なりしが、今は醍醐三寶院にあり。蓋し醍醐寺は天皇の勅願寺なるの故を以て、こゝに移藏せられしならん。其の筆者詳ならざれども、天皇の宸影として世に傳ふるもの之を以て最も古く且據るべしとなす。

北野神社

四二頁

官幣中社北野神社は、菅原道眞の靈を祀り、京都市上京區馬喰町にあり。この社の創建は、村上天皇の天曆元年(紀元一六〇七)なるが、今の社殿は、豊臣秀頼が片桐且元を奉行として、後陽成天皇の慶長十二年(紀元二二六七)に建立したるものなり。社殿には、本殿・拜殿・相間及び左右の樂間あり。建築の様式より云ふ時は八棟造といひて、一種の複雑なる建築なり、特別保護建造物の一たり。

松崎天神縁起繪卷

四二—四三頁

本圖の裏に注したる解説にて大略明なるべし。菅公の繪傳にはこの外、北野天神縁起、荏柄天神縁起等あり。

莊

園

四三頁

莊園とは權門・勢家・神社・佛寺等に屬せる私有地にして、その發生は主として左の原因によれり。  
(一)開墾地より起れるもの、荒蕪地を開墾してこれを耕作するは、國家の生産力を増す所以なれば、歴朝之を獎勵せり。而してその間種々沿革あれども、聖武天皇天平十五年五月に至り、人民の開墾

せる土地は永代之を私有するを許したれば、是より人民争ひて土地を開墾し、殊に權門・勢家は悉に公民を使役して開墾を務め、皆その地を自家の別業となせり。これ莊園起原の一にして、大化の土地公有制度を破壊することゝなれり。

(二) 賜田より起れるもの、賜田は別勅を以て功績・才藝ある人に賜はれる輪租田なりしが、之も遂に子孫に傳へ、或は社寺に寄附して莊園となれり。

(三) 功田より起れるもの、功田は國家に功勞ある人に賜はれる輪租田にして、大功の者に賜はれるは、永く子孫に傳ふるを得たれども、上功は三世に限り、中功は二世に、下功は子に傳ふるに止り、その以後は朝廷に返納する定めなりしも、法令の弛むに従ひ、上功以下の功田も之を返納することなく、私有し、又賣却し、或は社寺に寄進して莊園となれり。

(四) 勅旨田より起れるもの、勅旨田は一種の開墾田にして、別勅により空閑の地を後宮・皇子・親王などに賜はり、開墾せしめたるものにて、もと輪租田なりしが、後不輪租田となれり。之等の勅旨田も、或は社寺に寄進し、或は寵臣に賜はり、莊園の一因となれり。

(五) 社寺の領田より起れるもの、神社佛寺田は不輪租田にして、元來朝廷より施入せる土地の外、人民が妄に土地を社寺に寄進し賣買するは禁制なりしも、後その禁制は行はれず、社寺に土地を寄進するもの相次ぎ、社寺も亦自ら土地を開墾し、或は人民の開墾せるものを購入し、最も大なる莊園

を形成せり。

莊園は右の事情によりて漸次諸國に擴大せり。もと莊園は必しも不輪租地にあらざりしも、權門・勢家・社寺の跋扈により、又紀綱の廢弛地方政治の紊亂よりして、多くは不輪租地化したれば、莊園の増加は朝廷の收入と反比例をなす結果となれり。されば歷朝頻に之を禁じたれども、この禁令の行はるゝことは殆んど稀なりき。

### 皇族賜姓 四四頁

大寶令の制によれば、皇子及皇兄弟は勅旨を以て之を親王に列し、以下五世に至るまでは之を諸王とし、六世に至りて初めて姓を賜はりて諸臣に下す定めなりき。既に奈良時代に於ても五世以上にて姓を賜はりて臣下となりしはあれど、未だ皇子に姓を賜はれる事はなかりき。然るに、桓武天皇の朝、皇弟諸勝に廣根朝臣の姓を賜はり、皇子岡成に長岡朝臣の姓を賜はりしより、始めて皇子に姓を賜はりて諸臣に列すること起れり。嵯峨天皇の弘仁五年五月の詔に、

「詔す朕捐讓に當り、纂して天位を踐み、徳は睦邇に愧ち化は覃遠を謝す、徒らに歳序屢々換り、男女稍や衆し、未だ子たるの道を識らざるに還た人の父となり、辱く封邑を累ね空しく府庫を費す。朕懷に傷み、親王の號を除き、朝臣の姓を賜ひ、編して同籍となし、後公に従事せしめ、出身の初めに六位に叙せむと思ふ云々」

とあり。即皇子女多くして國庫の支出を煩はさんことを慮り給ひて、こゝに及び給へるを見るべし。この時、天皇は皇子信・弘・常・寛・明・定等に源朝臣の姓を賜ひ、左京一條に貫せしめ、信を以て戸主となし給ひき。これより後歴代皇子皇孫の姓を賜はり臣籍に入り給へるもの甚だ多し。

### 藤原道長の歌 四七頁

道長の「この世をば」の歌は、後一條天皇寛仁二年十月十六日、皇后藤原妍子を皇太后となし、女御藤原成子を中宮となすや、道長満悦のあまり詠み出でたるものにて、事は『小右記』（小野宮右大臣實資の日記）及び『續古事談』にいづ。今『續古事談』を左に引用すべし。

藤壺ノ中宮（成子）后ニ立チ給ケル日、上達部穩座ニウツリテ後、大殿（道長）カハラケトリテ、イテ給ケレバ攝政座右大臣（藤原公季）ニ向テキ給ケリ、大殿タハフレテ右大將（藤原實資）ニオホセラレケル、ワカ子（頼通）ニサカツキス、メ給へ、大將カハラケトリテ攝政（頼通）ニサカツキス、ム、攝政トリテ左大臣（藤原顯光）ニツタヘ給フ、左府大殿ニタテマツル、大殿右府ニツタヘ給ケリ、又右大將ニノ給フ、歌ヲヨママト思ニカナラスカヘシ給ヘシ、大將ナトカツカマツラサラムト申サル、大殿仰セラレ、ヤウ、ホコリタル歌ニテナムアル、タ、シカネテノカマヘニハアラストテ「此世ヲハ我ヨトソ思、モチ月ノカケタル事モナシトオモヘハ」、大將申サル、コノ御歌メテタクテ返歌ニアタハス、タ、コノ御歌ヲ満座詠スヘキ也、元稹カ菊ノ詩、居易和セス、

フカク感シテ、ヒネモスニ詠吟シケリ、カノ事ヲ思ヘシト申サルレハ、人々響應シテタヒタヒ詠セラレケレハ、大殿ウチトケテ返歌ノセメナカリケリ。

### 和歌勅撰集 四八頁

- 一、古今 二十卷 醍醐天皇延喜五年、紀貫之・紀友則・凡河内躬恒・壬生忠峯等奉勅撰。
- 二、後撰 二十卷 村上天皇天曆五年、源順・大中臣能宣・紀時文・清原元輔・坂上望城等奉勅撰。
- 三、拾遺 二十卷 一條天皇長徳年中、花山上皇御撰。
- 四、後拾遺 二十卷 白河天皇應徳三年、藤原通俊奉勅撰。
- 五、金葉 十卷 崇徳天皇大治二年、源俊賴白河上皇の院宣を奉して撰す。
- 六、詞花 十卷 近衛天皇仁平年中、藤原顯輔崇徳上皇の院宣を奉して撰す。
- 七、千載 二十卷 後鳥羽天皇文治三年、藤原俊成後白河法皇の院宣を奉して撰す。
- 八、新古今 二十卷 土御門天皇元久二年、藤原定家・家隆・有家・雅經・源通具等後鳥羽上皇の院宣を奉して撰す。以上を八代集といふ。

- 九、新勅撰 二十卷 四條天皇文暦元年、藤原定家先帝後堀河天皇の勅を奉して撰す。
- 十、續後撰 二十卷 後深草天皇建長三年、藤原爲家後嵯峨上皇の院宣を奉して撰す。
- 十一、續古今 二十卷 龜山天皇文永二年、藤原家長・基通・爲家・行家・光俊・僧寂蓮等後嵯峨上皇

の院宣を奉して撰す。

- 十二、續拾遺 二十卷 後宇多天皇弘安元年、藤原爲氏龜山上皇の院宣を奉して撰す。
  - 十三、新後撰 二十卷 後二條天皇嘉元元年、藤原爲世後宇多上皇の院宣を奉して撰す。
- 以上を十三代集といふ。

- 十四、玉葉 二十卷 花園天皇正和二年、藤原爲兼伏見上皇の院宣を奉して撰す。
- 十五、續千載 二十卷 後醍醐天皇元應二年、藤原爲世後宇多上皇の院宣を奉して撰す。
- 十六、續後拾遺 二十卷 後醍醐天皇正中二年、藤原爲藤・爲定等奉勅撰。
- 十七、風雅 二十卷 光明天皇貞和二年（後村上正平元年）花園上皇御撰。
- 十八、新千載 二十卷 後光嚴天皇延文四年（後村上正平十四）藤原爲定奉勅撰。
- 十九、新拾遺 二十卷 後光嚴天皇貞治三年（後村上正平一九）藤原爲明・僧頓阿奉勅撰。
- 二十、新後拾遺 二十卷 後圓融天皇永和三年（長慶天授三）藤原爲重奉勅撰。
- 廿一、新續古今 二十卷 後花園天皇永享十年、飛鳥井雅世奉勅撰。以上合て二十一代集といふ。

### 平等院鳳凰堂

四八—四九頁

鳳凰堂は山城久世郡宇治町、平等院の一堂宇にて、今特別保護建造物なり。この地はもと源融（河原左大臣）の別荘なりしが、後藤原道長の有に歸し、後冷泉天皇の永承七年その子頼通之を寺とし、

平等院と名け。翌天喜元年、寺内に阿彌陀堂を建立し、阿彌陀佛の像を安置せり。是即ち鳳凰堂なり「稿本日本帝國美術略史」に云ふ、「この地しばらく兵亂の巷となりしも、其本堂及び鐘樓・釣殿は今日まで存せり。本堂は天喜元年頼通の建つる所にして、阿彌陀佛を本尊とするを以て、阿彌陀堂といひ、屋上に鳳凰を置くを以て鳳凰堂ともいふ。鳳凰堂は本堂翼廊及び後尾より成り、其本堂は五間四方あり、裳階を繞らし、翼廊は本堂の左右に連り、折れて前方に向ふ、その折るゝ所の隅角の上に高閣あり、後尾は單層にして本堂の後方に連れり。その配合極て希巧にして、輪奐の秀美なる絶倫と稱せらる。又その本堂の内部は、四壁に繪畫を施し、柱・料拱・貫・天井等みな彩色紋様あり、天蓋・須彌壇等には螺鈿を嵌入し、高尚優美の氣韻溢るゝが如し、一として平安時代美術の精華たらざるは無しといふ」と、屋上鳳凰は高さ三尺二寸六分、重さ約十六貫目、體部は青銅の鑄物にて、兩翼と尾とは銅版の打物なるが、所々鋳にて綴合せたり。全體の姿勢よく整ひ雄健且高雅の風致あり。

### 貴族の邸宅

五〇頁

本書に注したる解説にて大略明なるべし。本圖は關根博士の『宮殿調度圖解』より採れり。尙詳しくはその書につきて見るべし。

### 刀伊の入寇

五〇頁

刀伊は朝鮮語、外蠻の義なりとは、白鳥博士の説なり。刀伊はまた一に刀夷に作れり。蓋し高麗人がトイと呼びたるより我が國にてもこの語を用ひしものならん。刀伊は即ち女真にて、隋唐の世に靺鞨といへると同一人種なり。渤海國亡びて後、松花江の西南に居るものは熟女真と云ひて遼（契丹の建てたる國）に屬し、松花江の東北にあるものは生女真と云ひて、隸屬する所なかりき。刀伊の賊は即ちこの生女真なるべし。

### 平安朝時代宮廷の風俗

五〇—五一頁

この圖は紫式部日記繪卷の一節を抄出したるものにて、原本は宮内省圖書寮に所藏せらる。圖の解説は本圖の裏面に注せり。

### 前九年役

五一頁

頼義が安倍氏を征する役をば『古今著聞集』・『古事談』・『宇治拾遺物語』等には何れも十二年となし、『吾妻鏡』にも將軍實朝「奥州十二年合戦繪」を見ることを記せり。北畠親房の『神皇正統記』にもこれを十二年とせり。蓋し十二年とは頼義が始めて陸奥守となりて赴任せし永承六年より貞任の誅に伏せる康平五年までを算せるなるべし。されど前九後三の稱呼も古くよりあり、『平家物語』劍卷には「頼義の九個年の戦に義家の三個年の軍を合せて十二年合戦とは申なり」といへり。思ふに、頼義が安倍頼時征討の勅命を受けたるは天喜四年にして、奥州を平定して上洛したるは康平七年な

れば、その間正に九年なり、因て所謂十二年の中九年をば頼義が専らこれに當れるものとしたるものにて、殘餘の三年を以て義家のなせる戦争と爲し、これを二十餘年後の清原氏征伐の役にあてはめて數へしものなるべく、かくて前九年後三年の名稱は生ぜるならん。

### 記録所

五二頁

記録所は記録莊園券契所の略なり。後三條天皇即位の初め、延久元年（紀元一七二九）二月勅して寛徳以來新立の莊園をば一切停止せしめ、且その以前のものといへども券契の不明にして國務を妨ぐものは並に停止せしめ給へり。次で同年閏十月始めて記録莊園券契所を置き、寄人等を定め、諸家の券契を召されてその弊を矯められたり。但し前關白頼通の所有せる莊園に對しては、特に除外例を設け給へること、『愚管抄』に見えたり。藤原氏の積威の大なるは、天皇の剛毅を以てするも未だ俄かに如何ともすること能はざりしを察すべし。『愚管抄』に云ふ。

延久の記録所とて始めて置かれたりけるは、○中さて宣旨を下されて諸人領知の莊園の文書を召されけるに、宇治殿（關白頼通）へ仰せられたりける御返事に、「皆々心得られたるにや、五十餘年君の御後見を仕うまつりて候ひし間、所領持ちて候者の強縁にせんなど思ひつゝ寄せ給ひ候ひしかば、然にこそなんと申したる許にて罷り過ぎ候ひき、何條文書かは候べき、たゞ某が領と申し候はん所の然る可からず確かならず聞こし召され候はんをば、聊かも御憚り候ふべきにも候はず、斯様の事

は斯くこそと申し沙汰すべき身にて候へば、數を盡して倒され候ふ可きなり」とさはやかに申されたりければ、あだに御支度相違の事にて、無期に御案有りて、別に宣旨を下されて、此の記録所へ文書共召す毎には、「前大相國（頼通）の領をば除く」といふ宣下ありて、中々つやくと御沙汰無かりけり、この御沙汰をば「甚しきことかな」とこそ世の中に申しけれ。

### 國司の重任 五三頁

國司の任期つくるに臨み、奏して再任を請ひ、費用を献じて造營などに備ふるをいふ。關白教通嘗て奈良の興福寺なる南圓堂を修め、大和守をして工事を督せしめぬ。然るに工事未だ了らざるに、守の任期満ちければ、教通は其再任を請ひまつること屢なりき。天皇震怒して宣はく、「攝關の憚る可きは只その外戚たるによるのみ、朕は則畏るゝ所なし」と、教通弗然として衣を拂ひて起ち、藤原氏の上達部皆罷り立て、春日大明神の御威は今日限り失せ果てぬる」と大音に言ひければ、藤原氏の公卿等は一人も残らず退出したり。天皇これを聞し召して、關白並に藤原氏の諸卿を召し返されて教通の請を聽許し給ひしとぞ。

### 院 政 五三頁

院の政令の出ずる所を院廳といひ、その職員を院司といふ。院司は別當を長官とし、執事・判官代・主典代・藏人等の職員あり。又武士を院中に置き北面といへり。北面に上北面下北面の二階級あり、四位五位の武士を上北面といひ、六位をば下北面といふ。又後鳥羽上皇に至り、別に西面の武士といふを置き給へり。院司が院（上皇又は法皇）の旨を奉じて出す公文書を院宣といふ。當時にありてはその効力勅書よりも上にありき。その書式は初に被院宣一稱と書き出すを常とし、その體裁天皇の論旨と相似たり。院司等の連署して下す公文書を院廳下文といひ、首に院廳下とあり、別當・判官代・主典代等連署す。朝廷の太政官符に相當するものなり。

### 僧兵の圖 五四頁

東京帝室博物館の歴代服装人形より採りしものにて、延暦寺の僧兵即ち山法師の模型なり。袈裟を以て頭を裹めるを以て又裹頭といふ。袈裟は白麻なり。紺糸威の腹巻を着、葛袴を穿ち、黒麻紙子にて作れる素絹を着けたり。革包太刀は佩かずして多く脇に差し、薙刀を携へ、中啓帖紙を懐にし、數珠をかけ黒塗の足駄を穿てり。

### 後三年の役 五五頁

後三年の役とは何年より何年まで續きし戦争なるやにつきては異説あり。『奥州後三年軍記』には、永保三年秋義家の陸奥着任後間もなく戦争を生じ、寛治五年十一月金澤柵陥り奥羽平定すとなせり。これによれば其間九年を経たり。されど『中右記』、『本朝世紀』、『百鍊抄』等によれば、義家の陸奥

平定を奏するは寛治元年十二月にして、この方確實なり。然る時は永保三年より寛治元年まで五年なり。然るに『後二條師通記』によれば、この戦役は應徳三年に始まるものと見ざる可からず。然る時はこの戦争は應徳三年に始まり翌寛治元年平定せるものにて合計二年なり、これによれば、實際は二年なりしをば大體より三年となせるものにして、これを前九年の役と合せて十二年となし、古書に奥州十二年合戦とあるに合せんとせしものなるべし。(その實、奥州十二年合戦とは、今所謂前九年の役のみを指すものなることは、前九年の役の條下に述べしが如し。)

### 中尊寺金色堂 五六頁

中尊寺は陸中西磐井郡平泉にあり。もと慈覺大師圓仁の開基にて、弘臺壽院と稱し、仁明天皇の嘉祥三年(紀元一五一〇)の草創に屬す。中尊寺といふ寺號は、清和天皇の貞觀元年(紀元一五一九)に下賜せられしものなり。その後藤原清衡堀河天皇の勅を受けて長治二年盛に工を起し、鳥羽天皇の天仁二年(紀元一七六九)落成せり。當時は四十餘の堂塔と、三百餘の禪院とありしが、後醍醐天皇の延元三年(紀元一九九六)火災に罹り、今はただ金色堂と經藏とに、その佛を偲ぶことを得るのみ。

金色堂は一に光堂と呼ばれ、今特別保護建造物たり。其建立の年代は、天井裏の棟木の銘に、「天治元年歲次八月廿日甲辰建立堂一字廣一丈七尺大工物部清國鍛治二人小事十五大檀散位藤原清衡女檀安倍氏人大行事山口頼近清原氏

氏」とあるにて明にて、藤原清衡の葬堂として建立せられしものなり。伏見天皇の正應元年(紀元一九八四)に、將軍惟康親王は風雨に冒さるゝを防ぐために、套堂を作らしめられたり。圖に見ゆるもの即ち是なり。五間四面を板にて圍ひ、柱高一丈四尺に七尺五寸あり。今は銅瓦葺なれど、もとは茅葺なりき。金色堂は桁行梁間とも十八尺二寸八分、方三間の殿堂にて、屋蓋は方形造なり。柱は高さ一丈九寸の圓柱の三斗組にて、軒は二重垂木なり。又規模は小なれど、斗拱の間には黒漆塗金の本臺股あり。金色堂の藝術上の價值は、その内部の裝飾に存す。佛像は内陣須彌壇にありて、阿彌陀觀音勢至等十一軀の像あり。この須彌壇四隅の柱は、七寶卷柱にして、金銅逆蓮の礎あり。この柱は處々に金物を巻き、丸鋌にてとめ、その間には研出しの蒔繪にて、所謂十二光佛を畫き、金銅の金具を打ち、光背を作り、間地には鈿螺の寶相華紋様あり。要するに、金色堂は漆塗・金箔押・蒔繪・螺鈿・金銅打出・毛彫・透彫等をよく應用したる、誠に裝飾の成功したるものといふべし。

經藏は天仁元年(紀元一七六八)清衡の創建したるもの、もと二層なりしが、建武の火災に上層を失ひ、今は平家の方形造にて、これも今特別保護建造物たり。この經藏には、當時の寫經所謂中尊寺經の經卷を收藏せり。

### 院御所夜討の圖 五八一—五九頁

この圖は、『平治物語繪卷』の一節なり。『平治物語繪卷』の繪は住吉慶恩(鎌倉時代初期の畫家、慶忍を正しともいふ)詞書は藤原家隆の筆と傳へらるゝものにして、もとは保元平治と續けて出來しものならんが、今は平治の内、院御所燒討の卷(原本米國ボストン博物館藏)信西の卷(原本男爵岩崎小彌太氏藏)六波羅行幸の卷(原本伯爵松平直亮氏藏)の三卷を傳ふるのみ。尙この外に待賢門の卷、六波羅合戦の卷、常盤の卷などあれど、此らは當時の原本に非ず。茲に掲げたるは、院御所燒討の卷の一節を寫したる物にて、平治元年十二月九日の夜半に、藤原信賴・源義朝等五百騎の軍勢にて後白河上皇の三條殿を圍み、上皇と上西門院とを一本御書所に幽し奉り、火を放つて宮殿を燒き拂ひし時の光景にて、上皇等を強て御車に乗せ奉り、大内へ遷し奉らんと騒ぎ罵る火急の様見るが如し。

後白河天皇宸影

六一頁

この宸影の原本は、京都妙法院の所藏にて、國寶たり。絹本着色にて、御落飾後の法體の御姿なり。筆者詳ならざれども、恐らく法皇に最も昵近なりし藤原隆信ならんといふ説あり。兎に角當時を距ること遠からざるものにて、洵に得易からざる宸影なりとす。天皇の御陵の法華堂内に奉安したる御木像また之と御容相似たり。

重盛の薨去

六一頁

『平家物語』・『源平盛衰記』の二書には、重盛の薨去は死を熊野社に祈り絶食せるものなりとせり。されど『山槐記』(中山忠親の日記)治承三年五月廿五日の條に、「前内大臣正二位平重盛<sup>年四十二</sup>依<sup>レ</sup>病出家、日來不食云々、去二月東宮御百日出仕、其後籠居、三月被<sup>レ</sup>參<sup>ニ</sup>熊野<sup>ニ</sup>申<sup>ニ</sup>後世事云々、於<sup>ニ</sup>精進屋<sup>ニ</sup>食事願復<sup>レ</sup>例之間、反<sup>□□</sup>、其後又不食逐日枯槁云々」とありて、其月晦日遂に薨ぜり。本文に死を祈るの事なし。之によれば重盛は今日の所謂胃癌の類に罹れるものゝ如し、而して熊野社に參詣したるは、後世の事を祈願せる物にて、當時にありては何人も爲す所にて死を祈れるには非ざるなり。『盛衰記』等はこの不食と熊野社參詣とを談柄となし、祈死の一齣を設けたるなり、信すべきに非ず。

以仁王の令旨

六一頁

『吾妻鏡』より令旨の全文を掲記す。

下東海東山北陸三道諸國源氏並群兵等所。

應<sup>ニ</sup>早追<sup>ニ</sup>討<sup>ニ</sup>清盛法師並從類叛逆輩<sup>ニ</sup>事

右前伊豆守正五位下源朝臣仲綱宣、奉<sup>ニ</sup>最勝王勅<sup>ニ</sup>稱、清盛法師並宗盛等以<sup>ニ</sup>威勢<sup>ニ</sup>起<sup>ニ</sup>凶徒<sup>ニ</sup>亡<sup>ニ</sup>國家<sup>ニ</sup>、惱<sup>ニ</sup>亂<sup>ニ</sup>百官萬民<sup>ニ</sup>虜<sup>ニ</sup>掠<sup>ニ</sup>五畿七道<sup>ニ</sup>幽<sup>ニ</sup>閉<sup>ニ</sup>皇院<sup>ニ</sup>、流<sup>ニ</sup>罪<sup>ニ</sup>公<sup>ニ</sup>臣<sup>ニ</sup>斷<sup>ニ</sup>命<sup>ニ</sup>流<sup>ニ</sup>身<sup>ニ</sup>、沈<sup>ニ</sup>淵<sup>ニ</sup>込<sup>ニ</sup>樓<sup>ニ</sup>、盜<sup>ニ</sup>財<sup>ニ</sup>領<sup>ニ</sup>國<sup>ニ</sup>、奪<sup>ニ</sup>官<sup>ニ</sup>授<sup>ニ</sup>職<sup>ニ</sup>、無<sup>ニ</sup>功<sup>ニ</sup>許<sup>ニ</sup>賞<sup>ニ</sup>、非<sup>ニ</sup>罪<sup>ニ</sup>配<sup>ニ</sup>過<sup>ニ</sup>、或<sup>ニ</sup>召<sup>ニ</sup>釣<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>諸寺<sup>ニ</sup>之高僧<sup>ニ</sup>禁<sup>ニ</sup>獄<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>修學僧徒<sup>ニ</sup>、或<sup>ニ</sup>給<sup>ニ</sup>下<sup>ニ</sup>於<sup>ニ</sup>叡岳絹米<sup>ニ</sup>、



相<sub>ニ</sub>具謀叛糧米<sub>一</sub>、斷<sub>ニ</sub>百王之跡<sub>一</sub>、切<sub>ニ</sub>一人之頭<sub>一</sub>、違<sub>ニ</sub>逆帝皇<sub>一</sub>、破<sub>ニ</sub>滅佛法<sub>一</sub>、絶<sub>ニ</sub>古代<sub>一</sub>者也、于時天地悉悲、臣民皆愁、仍吾爲<sub>ニ</sub>一院第二皇子<sub>一</sub>、尋<sub>ニ</sub>天武皇子舊儀<sub>一</sub>、追<sub>ニ</sub>討<sub>一</sub>王位推取之輩<sub>一</sub>、訪<sub>ニ</sub>上宮太子古跡<sub>一</sub>、打<sub>ニ</sub>亡佛法破滅之類<sub>一</sub>矣、唯非<sub>レ</sub>憑<sub>ニ</sub>人力之構<sub>一</sub>、偏所<sub>レ</sub>仰<sub>ニ</sub>天道之扶<sub>一</sub>也、因<sub>レ</sub>之如有<sub>ニ</sub>帝王三寶神明之冥感<sub>一</sub>、何忽無<sub>ニ</sub>四岳合力之志<sub>一</sub>、然則源家之人、藤氏之人、兼<sub>ニ</sub>三道諸國之間<sub>一</sub>、堪<sub>ニ</sub>勇士<sub>一</sub>、同<sub>ニ</sub>全<sub>一</sub>與力追討<sub>一</sub>、若於<sub>レ</sub>不<sub>ニ</sub>同心<sub>一</sub>者、准<sub>ニ</sub>清盛法師從類<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>行<sub>ニ</sub>死流追禁之罪過<sub>一</sub>、若於<sub>レ</sub>存<sub>ニ</sub>勝功<sub>一</sub>者、先領<sub>ニ</sub>國之使<sub>一</sub>、兼<sub>ニ</sub>御即位之後<sub>一</sub>、必隨<sub>レ</sub>恩可<sub>レ</sub>賜<sub>ニ</sub>勸賞<sub>一</sub>也、諸國宜承知依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。

治承四年四月九日

前伊豆守正五位下源朝臣

### 福原の都

六二頁

治承四年六月清盛俄に遷都の事を決し、之が爲に供奉の輩も少く、その宿所さへ缺乏せり。安徳天皇は平賴盛の家を行宮となし、高倉上皇は清盛の別荘を、後白河法皇は平教盛の家を宿所となし給へり。その後三月を経れども内裏の敷地も定まらず、十一月十一日に至り漸く新造の皇居に遷幸し給へり。その帝都の位置は、文學士淺井虎夫氏の考證によれば、西は長田より東は兵庫、北は夢野南は尻池駒ヶ林に至る一帯の平野にして、新造の内裏は東尻池村寺山にありしといふ。

### 安徳天皇崩御

六四頁

壽永二年七月、平宗盛安徳天皇を奉じ、神器を擁して西海に通るゝや京師主なし。ときに右大臣藤

原兼實上言して曰く、「天下一日も主無かるべからず、曠位久しきに互らば兆民心を繋ぐる所無し、且平氏天皇を挟みて天下に號令するに、吾れ主なくしてこれを討たば、我が兵は無名の師となる、祖宗の制劍璽無ければ位に即くことを得ず、されど國史を按ずるに、繼體天皇は即位已前に踐祚して天皇と稱し、劍璽を得るに及びて天位に即き給へり、今日の事正にこの例に依るべし」と、後白河法皇之を嘉納し給ひ、遂に法皇の院宣を以て、高倉天皇の皇子尊成を立て、天皇とす。これ後鳥羽天皇なり。次で翌壽永三年四月年號を改めて元曆といひ、同年七月後鳥羽天皇は太政官廳にて即位の式を擧げ給ふ。神器なくして即位の式を擧げ給ひしはこゝに始まり。時に兼實はこれに反對し、神器を復するを待て式を擧げんことを奏せしも、法皇この議を容れ給はず、之を決行せられしなり。翌年三月平氏滅び、安徳天皇西海に崩じ給ひ、神器また京に還りしを以て、後鳥羽天皇は神器を迎へ、始めて其位を正し給へり。この後鳥羽天皇の踐祚より安徳天皇の崩御までの間は、恰も後の南北朝時代と相似て、東西同時に二帝ある形となれり。因て大義名分の上より、文部省にては、中小學校の教科書には、この間の後鳥羽天皇の天位を認めず、安徳天皇の崩御を以て、後鳥羽天皇の御世の始めとなす事に定められたり。従て元曆の年號は年表の上にも顯れぬ事となり、安徳天皇の壽永は四年まで續き、同年後鳥羽天皇の文治元年と改まる事となるなり。

### 第三編 近古史

#### 武家政治 六五頁

天皇の在ます所、即ち政令の出づる所なるを普通とす。平安時代藤原氏權を弄し、平氏亦勢を振ひしも、なほ政治の中心は未だ帝都以外に離るゝことなかりしが、頼朝鎌倉にありて武家政治を開くに及び、政治の中心は全くこの地に移ることなれり。

鎌倉は父義朝もかつて東國に雄視せし頃、この地に住したる緣故あり、又頼朝に屬したる關東武士の中心なる地なりしかば、この地を下して幕府を開きしなり。加ふるに地は形勢に富み自然の城郭をなせるを以て、千葉常胤の提言によりてこゝに定めたり。武人は上總の千葉、武藏の七黨、下野の小山、宇都宮、足利、佐野、常陸の佐竹等の如きあり、殊に武藏七黨の中より出でし武人多し、實に鎌倉幕府の功臣は武藏相模の間より起りしもの多かりしこと、明治維新の際に於ける薩長に似たり。

又京都との交渉につきては、文治元年十二月頼朝は院に奏して、内覽の宣旨を九條兼實に下され、新に議奏公卿を置きて、兼實を始め、その黨中の公卿十人（内大臣藤原實定、權大納言藤原實房、藤原宗家、藤原忠親、權中納言藤原實家、土御門通親、藤原經房、藤原雅長、源兼光）を以て之に

補したり。法皇は頼朝の奏請を見て怒り給ひしも、已むなく之を許し給へり。この時近衛基通は法皇の殊寵を蒙りて攝政となりしも、平家と姻戚なる上、頼朝追討の宣旨に關して、頼朝の感情を害せり。之に反して九條兼實は頼朝の欣慕せる所にして、追討の宣旨にも反對したる人なれば、頼朝はこの人によりて凡ての事を處理したり。二年には記録所を置き、京都の守備を嚴重にし、大内守護を置き、家人の地頭をして京都の大番役を勤めしめ、又妹婿の藤原能保を洛中守護としたり。

又頼朝の公文所・問注所を開くに當つて、政治に經驗ある朝廷の官務家を招聘して之に政務を托したることは、頗る注目すべき所なりとす。即ち中宮屬三善康信、安藝介大江廣元、齋院次官中原親能（廣元の實弟）等は京都より鎌倉に招かれて、政務を議定したれば、鎌倉の號令もその内容に於て大に整備するに至れり。是より廣元の子孫に長井氏、毛利氏あり、公文所の別當を襲ぎ、康信の後に太田氏、町野氏あり、問注所のことを司り、また親能の後に攝津氏、大友氏ありて、鎌倉の政務は總てこれらの官務家の處理する所となれり。

當時公領私領全國に犬牙錯綜し、賞罰の威、租税の權その出づる所を一にせず、頼朝統一の業成り難きを見、大江廣元の建議により、文治二年正月朝廷に奏して、諸國平均に守護を置き、自ら總追捕使となりて守護をすべ、全國の檢察權を握り、莊園郷保に地頭を置き、自ら總地頭となり、莊園に於ける經濟上の事務を總括し、また莊園公領を問はず、五畿七道の領主には、段別五升の兵糧米

を課したり。此の如くして國司の權は守護に移り、鎌倉の家人は地頭となり、領家本所の地は、自らは是等の人の干涉する所となり、初めて天下文武の權一に頼朝の掌中に歸するに至れり。

### 源義經の末路

六六頁

義經は藤原泰衡の爲に衣川館に於て殺され、英雄の末路哀れむべき最後を遂げたる事は、本文に述ぶるが如くにて、『吾妻鏡』を始めとして、『玉葉』（九條兼實の日記）『源平盛衰記』『平家物語』等諸書に明記せられ、疑を容るゝ餘地なし。然るに後に至り、義經死せずして蝦夷へ逃れたりとか、滿洲に渡りしとかの傳説を生ずるに至り、『大日本史』の如きも、この傳説を注記して疑の筆を用ひたれど信するに足らず。此傳説の源は、『義經勳功記』といふ繪草紙の如きものより云ひ觸されたるものにて、英雄の末路を憐れむ同情心より作爲されたる架空談にして、何等の根據もなき事なりと知るべし。大正十四年の頃鳥谷部氏の『成吉斯汗は義經也』の著者世に出でしが、史界一般の輿論は之を一笑に附したり、『中央史壇』の特別號には『成吉斯汗は義經に非ず』と題して諸家の駁論を掲げたり。

### 源頼朝畫像

六六頁

この像は、京都神護寺の所藏にて、重盛畫像と同じく藤原隆信の筆と傳へられ、有數の畫像の一たり。今國寶とせらる。この畫像は束帶ソウタイといふ正式の裝束にて、裝束の折目を整へたる所謂強裝束コウソウソウに

て、冠も後世と異り、頭が前に差し出で、巾子も高く、また掛緒を用ひず、笄にて留めたり。袍は黒にて、下襲は浮線綾の織物、表袴も白の織物なり。

源 實朝 六八頁

實朝は心を文事に委ね、殊に和歌を能くし、藤原定家に師事す。歌人鴨長明嘗て鎌倉に下り、實朝に謁せり。後鳥羽上皇は秋十首の歌合の詠を實朝に賜へる事あり。實朝も亦和歌を詠じて、忠誠の志を述べ、上皇に上れる事あり。即ち

太上天皇御書下預時歌

大君の勅をかしこみちゝはゝに心はわくとも人に云はめやも、

ひんがしの國に我をれば朝日さすはこやの山のかげとなりనికి、

山はさけ海はあせなむ世なりとも君にふた心我れあらめやも、

の三首にして、論者、或は之を以て「實朝公卿と密議し、北條氏を圖らんとし、上皇に對し忠誠を誓ひたる歌なり」とせり。實朝の歌集を『金槐和歌集』といひ、世に傳はれり。その歌體雄壯にして、萬葉集の風あり。賀茂眞淵は實朝を評して萬葉以來第一の作者となしたり。世に鎌倉右大臣といふは實朝のことなり。

攝家將軍 六八頁

攝家將軍及び親王將軍を表示すれば

將 軍	父又は御父	就職年月	罷職年月	在職年數
藤原頼經	道 家	嘉祿二年正月	寛元二年四月	十 九 年
同 頼嗣	頼 經	寛元二年四月	建長四年二月	九 年
宗 尊親王	後嵯峨天皇	建長四年四月	文永三年七月	十 五 年
惟 康親王	守 尊親王	文永三年七月	正應二年九月	二 十 四 年
久 明親王	後深草天皇	正應二年十月	延慶元年七月	二 十 年
守 邦親王	久 明親王	延慶元年八月	元弘三年五月	二 十 六 年

承久亂の原因 六九頁

承久の亂は、後鳥羽上皇が政權の恢復を計り給ひしこと、その原因なれども、その近因として數へらるゝもの二あり。

その一は、上皇白拍子龜菊を寵し給ひ、攝津の長江・倉橋二莊を之に賜はれり。然るに莊の地頭、龜菊を侮りて租を納めざりしかば、上皇は執權北條義時に諭して、その地頭を罷めしめんとし給へり。この時義時は勅を奉ぜずして曰く、地頭の職は朝廷より頼朝に賜へるものにして、頼朝は更に之を百戦の勇士に與へたる所なれば、臣之を奪ふことを得ずと。

その二は、關東の家人に仁科盛遠といふ者あり。一日上皇の熊野に行幸ありし時、二兒を携へて路に鹵簿を拜しぬ。上皇その二兒を見て之を愛し、盛遠を擢んで院の西面武士に加へ給ひければ、盛遠は感喜して京都に留れり。義時その妄りに朝廷に仕へたるを責めて、その所領を沒收せり。上皇乃ち義時に勅して之を返さしめんとし給ひしが、義時はまた勅を奉じまつらざりき。

泰時等の西上

六九頁

『増鏡』に曰ふ。

かくて打ち出でぬるまたの日、思ひかけぬ程に、泰時たゞ一人鞭を上げて馳せ來れり。父(義時)胸打ち騒ぎて「如何に」と問ふに、「軍のあるべき様大方の掟などをば仰せの如くその心得侍りぬ、若し道のほとりにも、計らざるに辱く鳳輦を先き立て、御旗を挙げられ、臨幸の嚴重なる事も侍らんに参り逢へらば、その時の進退如何侍る可からん、この一言を尋ね申さんとて一人馳せ還り侍りき」といふ。義時とばかり打ち案じて、「賢くも問へる男子かな、その事なり、まさに君の御輿に向ひて弓を引くことは如何あらん、然ばかりの時は、兜を脱ぎ弓の弦を切りて、偏に畏まりを申して身を任せ奉るべし、然はあらで、君は都におはしまし乍ら、軍兵を賜はせなば、命を棄て、千人が一人になるまでも戦ふ可し」と言ひも果てぬに急ぎたちにけり。

後鳥羽天皇宸影

六九頁

この宸影の原本は、攝津水無瀬神社の所藏にして、天皇隱岐に遷幸せらるゝに際して、藤原信實に勅して御影を摸寫せしめ給ひ、御母七條院殖子に贈り給ひしものにかゝり、水無瀬の御影堂に傳はりしものといふ。されば天皇の宸影として最も信憑すべきものたり。

六波羅探題

七〇頁

承久亂後、泰時・時房の兩人は京都に留り、泰時は六波羅の北亭に、時房はその南亭に居れり、因て兩六波羅といふ。之より後北條氏は累世その一族を以て六波羅探題に補し、表面は近畿西國の政を執らしめ、内實は朝廷の動靜を探らしめ、以て朝權を抑壓して自家勢威の失墜せざらんことを期せり。探題の職名はもと釋家の探題に出づ。釋家にて探題といふは、僧侶の試験官の名なり。碩學の僧ならざれば探題となる能はざると同じく、武家の探題も相應の人物ならざれば任ずる能はざる重職故かく名けたるなり。

貞永式目

七〇頁

『貞永式目』は本名を『御成敗式目』といひ、五十一條より成る。武家制度の根本と稱せられ、執權北條泰時が貞永元年八月、三善康連等と議して定むる所なり。朝廷の制度の根本たる律令は、支那の制度を模倣せるものなるが、式目は當時に必要な事柄のみを定めたるものにて、實際に行はれざる空文無し。又この式目は、天下に公布せるものにあらずして、評定衆の爲に裁斷の標準を定

めたる者なり。式目はその初に神社佛閣の修理及び其の祭祀佛事等を怠るべからざること述べ、守護・地頭に關する件、所領の相續・賣買・訴訟等の件、謀叛・刃傷・惡口・毆打・奸通等の罪科に關する件等、今日にていはば民法、刑法並に訴訟法等を含むものなり。

此の式目成りて後、幕府は時々の評定によりて、式條を變更し又は新制を出せるは勿論にて、是等を類聚したる書あり、『新編追加』と稱して世に行はる。

時

頼

七〇頁

北條時頼潛に鎌倉を出て、微服して諸國を行脚し、國守の善惡、民の勞苦を視察したりといふ事は有名なる話なれども、その出典は『増鏡』及『太平記』にして、他の正確なる史料には所見なし。而して謡曲「鉢の木」に至りては、全くの小説なれば、歴史の範圍外に屬す。文學士大森金五郎氏の著『かまくら』には、『吾妻鏡』によりて、時頼が行脚に出づる暇なかりしことを立證しあり、就て見るべし。又『史學雜誌』第廿四編には、「北條時頼の廻國說」と題して文學博士瀬川秀雄文學博士三浦周行氏の説あり、詳しくは就て見るべし。

鎌倉時代武士の風俗

七〇—七一頁

この圖は、鎌倉時代に於ける武士の風俗の一斑を知らしむる爲に挿入したるものにて、『蒙古襲來繪詞』の一節なり。この繪詞は、文永弘安の事變に、天下に驍勇を響かせし竹崎五郎兵衛尉季長が自

分の偉功を書き表はさん爲に、實際に遭遇せし戰爭の物語をなし、當時有名なる畫家土佐長隆その子長章の二人に揮毫せしめ、その詞書は自分自ら書き綴りたる繪卷物にして、初め竹崎家に傳へしものなるが、後轉々して、現今にては帝室の御物たり。卷末に「永仁元年歲次癸巳二月九日」とあるによれば、弘安四年より十三年後に出來上りしものなれば、その製作の年代の上よりいふも價値の多きものにて、蒙古襲來の大略の模様を知ることを得るのみならず、併て當代の武裝風俗などを徵するに最もよき史料といふべきなり。

犬追物の圖

七一頁

犬追物は所謂馬上三物ミツモノの一にて、騎馬にて犬を追ひ射る技藝にて、鎌倉時代より射藝練習のために屢行はれ、室町時代にも盛に行はれしが、室町時代の末の亂世に廢絶せしを、江戸時代に至りてまた再興して行はるゝ事となれり。この圖は、天文十九年に土佐光信の畫きし犬追物の繪の摸本より採れり。圖の向つて左の隅にある屋體は、見物の棧敷にて、最も柵近く中央に坐せるは、日記付の役にて、その右の方に居るものは幣振ヘイフリなり。同じく左方柵近く馬上に鞭を腰にさし弓を持たざるものは内檢見ウチケンミといふ役なり、この左右に集まれるは、犬及犬放イヌナゲの賤き身分のもの、下方の一群は射手の從者にて、替の矢を携へ、時々その主人に供給するものなり。圖の中央は即ち犬追物の馬場の大繩にて、その周圍に射手立ち並べり。射手は折烏帽子・素襖・小袴・行膝ユカサキを着け、籠手をさし、手に

弓を持ち、引目の矢三筋を腰に差し、一筋は弓に取添へ持ちたり。中央には既に犬を放ちし後にて、更に次の犬を引き入れんとする處なり。圖の右の方は大繩の外に出でし、犬を追ひざまに射つゝある光景なり。その射手の後に弓を持たぬ騎馬の人は、外檢見の役にて、矢の中り馬の扱ひを見、又射手に質問を發し、それを判斷してあたりはづれを檢見し、之を棧敷の方に報告す、それを喚次ヨバハリツキが受けて日記付に傳へ、それを受けしるしに幣振が幣を振るなり。又引目の矢を用ふる故犬を傷つくる事はなきなり。

笠懸・流鏑馬 七二頁

笠懸・流鏑馬・犬追物を合せて、馬上の三物といふ。笠懸は、笠を竿にかけて馬を馳せながら、之を射るをいふ。また笠に代ふるに、皮的を以てせり。流鏑馬は矢馳馬の略語にて、馬を馳せながら、矢を放つ故に起りし名にて、馬場の埒外に三箇的を三ヶ所に立て、馬を馳せながら、次第に三箇的を射る遊戲なり。

この馬上の三物に對して、歩立ウチダテの三物といふものあり、大的オホシ・草鹿クサカ・圓物マルモノ之なり。是等は的の大きさ形狀を異にすれども、何れも歩射に屬す。

金澤文庫 七二頁

金澤文庫は武州金澤村稱名寺にありし文庫にて、その創立については、諸説あれども、北條實時が

稱名寺建立以後文永七年より建治元年までの間に創建したりとの説眞に近きが如し。その後北條氏の滅亡と共に衰へしが、應永廿六年上杉憲實之を再興し、後その藏書は江戸城中の文庫に移されしもの多く、又諸所に散逸して、今文庫に残存せるものは、一小部分に過ぎず。但し、現存する金澤文庫はもとの地點にあらず、近年有志の醸金により、形ばかりのものが、再興せられしものなり。その藏書の江戸城内文庫に移されしものは、今宮内省圖書寮の文庫及内閣文庫に引つがれたり。又この金澤文庫に藏したる書物の内、儒書には、黒色の印を捺し、佛書には、朱色の印を捺したりと傳へらるゝが、今こゝに載せたる印影は、宮内省圖書寮所藏の金澤文庫本に捺されしものを、原寸大に模刻したるものなり。

尙この金澤文庫の事を知るには、近藤守重の著『好書故事』『右文故事』『金澤文庫考』等を最もよしとす。近藤守重は、江戸幕府の御書物掛をなせし人にて、北條實時・顯時等の篤學を深く感じ、精神をこめて書かれしもの故、後人亦是等の書によりて、啓發せらるゝ所少からず。

敵國征伐の企 七四頁

幕府の敵國征伐の壯學は、遂に實行を見ずして、中止せられしを以て、單に、一時士氣を激勵せん爲に、口を征伐に藉りしに過ぎずとなすものあれども、その施設の迹を考へる時は、決してさる政略に出でしものならざるを知るを得べし。即ち文永の役の翌年、建治元年十一月には、北條實政を

鎮西に下向せしめ、之と相前後して、異國征伐の命令を、大宰少貳經資に下せり。その命令によれば、我が戦艦は、明年三月頃、出帆すべく、船員は鎮西より採用するも、不足ならば山陰・山陽・南海諸道より、補充すべしとの事なり。又翌建治二年三月には、鎮西奉行大友頼泰等は、幕府の旨を受けて、鎮西の將士に、各自所領の田畠、領内の船舶櫓數、船員の人名・年齢等を、届出でさせ、その船舶船員を、來月中旬迄に、博多津へ廻送すべく、準備を命じ、又出征の際に、引率携帶すべき、人名・年齢・武器・乗馬の數をも届け出でさせたり。而してこの命令に應じ、夫々注進したる文書が、近年發見せられしを以て、益々外征の計畫ありしことを實證し、又一面には、當時國民義烈の精神盛なりしことを察知することを得るなり。この文書は、石清水八幡宮宮司田中俊清氏所藏神寶記の紙背より發見したるものにて、その一二を掲ぐれば、

肥後國御家人、井芹彌二郎藤原秀重法師法名謹注進言上

所領田數並人勢以下乘馬弓箭兵仗事

一所領田數當國鹿子木東西庄内井芹面田二十六丁六段三丈内五丁四段大窪内是東庄内被<sub>レ</sub>召<sub>二</sub>闕所<sub>一</sub>

宛<sub>二</sub>給大窪之四郎兵衛尉<sub>一</sub>者也、

殘二十一町二段三丈内、一町三段一丈是西向妹女子分此一丁三段一丈、後日之讓狀自<sub>二</sub>西向親父手<sub>一</sub>被<sub>二</sub>恩

與<sub>二</sub>者也、是當國執代右衛門尉宗平令<sub>二</sub>押領當知行<sub>一</sub>也、

一孫二郎高秀分八丁是東庄内也、

此内四丁二段被<sub>レ</sub>押<sub>二</sub>領大窪四郎兵衛尉<sub>一</sub>者也○コノ間缺文アリ大窪四郎兵衛尉者也

定殘西向並孫二郎當知行之分

西向十一町三段二丈

孫二郎分三丁八段

不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>其隱<sub>一</sub>庄家之取帳名寄<sub>一</sub>候也

一人勢弓箭兵仗乘馬事

西向年八十五仍不<sub>レ</sub>能<sub>二</sub>行步<sub>一</sub>

嫡子越前房永秀年六十五在弓箭兵仗

同子息彌五郎經秀年三十八弓箭兵仗腹卷

親類又二郎秀南年十九弓箭兵仗所從二人

孫二郎高秀年滿四十弓箭兵仗腹卷一領乘馬一匹所從一人

右任<sub>二</sub>御下知狀<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>忠勤<sub>一</sub>也、仍粗注進狀言上如件

建治二年壬三月七日

沙彌西向(裏判)

× × × × × × ×



建治二年三月廿五日御書下昨日閏三月二日到來、畏拜見仕候了  
抑被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候爲<sub>二</sub>異國征伐<sub>一</sub>人數交名并乘馬物具員數等事、子息三郎光重掣久保二郎公保以<sub>レ</sub>夜繼<sub>レ</sub>日  
企<sub>二</sub>參上<sub>一</sub>候へば令<sub>二</sub>申上<sub>一</sub>候、以<sub>二</sub>此旨<sub>一</sub>且可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>御披露<sub>一</sub>候恐惶謹言、

閏三月三日

北山室地頭尼眞阿(裏判)

### 元寇防壘 七五頁

博多灣沿岸に於ける石壘は、元寇を記念すべき最顯著なる遺蹟なり。この防禦工事は、文永役後北條時宗、元軍の再來に備へる爲、九州の豪族に命じて、博多灣の沿岸に、石壘を築造せしめたるものにて、建治二年三月に起工し、その八月に、略出來したりしが、その完成を見たるは、弘安三年なりといふ。この石壘は『蒙古襲來繪卷』の中には、判然と描かれあるも、近代に至りては、概ね砂中に埋もれしが、大正二年七月、福岡の史蹟現地講演會の主催にて、この石壘を發掘して、調査したる結果、その構造等を明にするを得たり。本書に掲げたる寫眞は、今津石壘の現狀なるが、この邊の石壘は、底部十間位にて、高さ一間位の土堤の上に、石を積みしものにて、石積の高さは、四尺より七尺幅四尺位なりといふ。尤も、高さと幅はその地勢により一定せざるが如し。

### 持明院・大覺寺 七七頁

持明院の位置は『山城名勝志』に「今上立賣北、新町西、俗安樂小路云所云々」とあり。後深草天皇御讓位の後この持明院に居給ひ、御子たる伏見上皇も亦之を仙洞となし給ひしより、後深草天皇の御統をば持明院統といふ。又大覺寺は嵯峨にあり、大澤池の西に當る、龜山天皇の御子なる後宇多天皇は讓位の後出家して、大覺寺に入り給ひ、其の御統の諸皇子の出家し給へる者は、多くその寺に入り給ひしかば、廻りて龜山天皇の御統をば、大覺寺統といふなり。

### 笠置潜幸 七八頁

『太平記』の「主上笠置を御没落の事」の一文は當時の形勢をよく寫せるを以て、左に之を掲ぐ。  
去程に類火東西より吹かれて、餘煙皇居にかゝりければ、主上を始め進らせて、宮々卿相雲客皆歩跳なる體にて、いづくを指すともなく、足に任せて落ち行き給ふ。此人々始一二町が程こそ、主上を扶け進らせて、前後に御伴をも申されたりけれ、雨風烈しく、道闇くして、敵の鬨の聲此處彼處に聞えければ、次第に別々になりて、後には只藤房・季房二人より外は、主上の御手を引進らする人もなし。忝くも十善の天子、玉體を田夫野人の形に替へさせ給ひて、そことも知らず迷ひ出させ給ひける御有様こそあさましけれ。如何にもして夜の内に赤坂の城へと、御心ばかりを盡されけれども、未だ習はせ給はぬ御歩行なれば、夢路をたどる御心地して、一足には休み、二足には立止り、晝は道の傍なる、青塚の陰に御身を隠させ給ひて、寒草の疎なるを御座の茵とし、夜は人も通はぬ野原の露分け迷はせ給ひて、羅穀の御袖をほしあへず、とかうして、夜晝三日に、山城多賀の郡な

る有王山の麓まで、落させ給ひけり。藤房・季房も三日まで口中の食を断ちければ、足たゆみ身疲れて、今は如何なる目に逢ふとも、逃げぬべき心地せざりければ、せん方なくて、幽谷の岩を枕にて、君臣兄弟諸共に、うつゝの夢に伏し給ふ。梢を拂ふ松の風を、雨の降るかと思召して、木蔭に立ち寄せ給ひたれば、下露のはらくと御袖にかゝりけるを、主上御覽せられて、

さしてゆく笠置の山を出でしより

天が下にはかくれがもなし

藤房卿泪をおさへて

いかにせんたのむ蔭とて立ちよれば

猶袖ぬらす松の下つゆ

### 光嚴院の踐祚

七九頁

元弘元年九月二十日、皇太子量仁親王、花園上皇の院宣によりて、踐祚の式を挙げ給ふ、之を光嚴院といふ。時に劍璽は笠置の行宮にありければ、後鳥羽天皇の前例により、劍璽なくして踐祚ありしなり。十月後醍醐天皇の六波羅に入り給ふや、持明院統にありては、劍璽を新主光嚴院に授け給はんことを請ひぬ。後醍醐天皇は初め之を許し給はざりしが、遂に之を授け給へり。翌年三月光嚴院太政官廳に即位し、四月改元して正慶といふ。この後醍醐天皇が光嚴院に授け給ひし神器につい

ては、世に眞偽の論あり。之に就て、文學博士黑板勝美氏の説は、よく要領を得たるを以て、その大略を左に摘記す。

この後醍醐天皇の渡し奉りし神器を、『大日本史』には「新器」としてあるが、その據る所は、『増鏡』に「璽の筥を隠岐に具せられた」とあること、還幸の義を用ひられた事實とであるけれども、是には猶研究を加ふべき餘地がある。栗田博士の『神器考証』にも、亦その眞器にあらざるを立證して居らるゝけれど、この考證には少しく誤謬がある。『太平記』に藤房の言を載せて、神器を傳へ給はざりしことをいへるも、これは論ずる必要もないが、『皇年代略記』を引用して、「或説に神璽聊か仔細あり」と見えたと、『増鏡』に「璽の箱を御身にそへられたれば」とあるに據て、全然眞器でなかつたと否定されたのは、少しく早計の様に思ふ。又『花園天皇宸記』を引いて、神器の二種なりしことを説明せられたが、其の文中、この二種たる神璽・寶劍の檢分を詳記せられてあるのを、看過されたのは遺憾である。宸記によれば、先づ職事等が檢知した後、更に先々劍璽の役を勤めて、その様を見知つて居る實繼を立合にして、四條隆蔭等が檢分し、「その體全く相違なきものたる」を見極めたが、たゞ「寶劍の石突が落ちて居つた、そして璽の筥の絨緒が少々切れて居た許りである」と記されて居る。これが傍證となるのは、『劍璽渡御記』といふ書であるが、共に持明院統の記録であるから、信憑するに足らぬと云ふ人があるかも知れぬが、花園天皇は極めて公平な御方で、その

記述に造り飾りがない。「皇年代略記」に「聊子細あり」と云へるは石突が落ちたり、絨緒が少しく切れたりしたことを指したのであらう。「増鏡」に「璽の宮を玉體に添へ給ひたり」とあるは、傳聞の誤りである。之を以て宸記の文を打消すことは出来ぬ。更に翻て考ふるに、この元弘の變は準備未だ整はざる間に起り、天皇は急遽宮中を逃れ出でませし事なれば、その以前に、早くより偽器を作り置かれて、後の延元の折りの様に、萬一に備へられ、眞・偽二通りを携へて、笠置に行幸し給へりとは、想像することが出来ぬ。延元の折、光明院に傳へられたる時は、この元弘度の御經驗により、偽器を豫め用意せられたりと爲すの穩當なるを信するのである。されば余は反證の提供せられざる限り『花園天皇宸記』によりて、この時の神器を眞物なりと認めて置くことが、然るべきことであらうと思ふ云々。

尙詳しくは「南北兩朝正閏論の史實と其の斷案」(『日本及日本人』第五五四號掲載)に就て見よ。

### 足利尊氏の歸順 八〇頁

足利尊氏丹波の篠村八幡の祠前にて官軍に歸順の意を部下に告げ、兵をかへして京都に攻め入るに際し、篠村八幡宮に奉れる願文は、今尙同社に残存せり。その全文左の如し。

敬白

立願事

右八幡大菩薩者、王城之鎮護、我家之廟神也、而高氏爲神之苗裔、爲氏之家督、於弓馬之道、誰人不ニ優異ニ哉、依レ之代々滅ニ朝敵、世々誅ニ凶徒、于時元弘之明君、爲崇神、爲興法、爲利民爲救世、被レ成ニ綸旨之間、隨ニ勅命、所ニ舉ニ義兵也、然間占ニ丹州之篠村宿、立ニ白旗於揚木本、爰於ニ彼木之本、有ニ一之社、尋ニ之村民、所謂大菩薩之社壇也、義兵成就之先兆、武將頓運之靈瑞也、感涙暗催、仰信有レ憑、此願忽成、我家再榮者、令レ莊ニ嚴社壇、可レ寄ニ進田地也、仍立願如レ件、

元弘三年四月廿九日

前治部大輔源朝臣高氏 敬白

### 後醍醐天皇宸影 八一頁

この宸影の原本は京都紫野大徳寺所藏の國寶にて、竪四尺三寸、横二尺五寸六分、絹本着色の宸影なり、圖は清涼殿の畫御座に御着座の處なるが、御殿は板敷にて、その廂の間にある、御帳臺の前に當つて、暈網絲の御帖を二枚さし合せたるを敷き、その上に、御茵を設けたり。これ即ち畫御座にて、天皇は平生この御座に着御せらる。御前には、畫御座の御視箱を奉れるを見る。尙御裝束は冬の御服にて小葵の御引直衣を召され、之に紅の表袴を着けさせらる。

### 雜訴決斷所 八〇頁

設置の年月については、從來建武元年となせしも、『大日本史料』六編ノ一によれば、夙く元弘三年

に存在せし證據あり。その職掌は、諸國庄園の濫妨に對する處分、惡黨人の處分等を重なるものと  
し、建武元年八月の制によれば、その職員を分ちて八番とし、一番は畿内、二番以下は、七道を一  
道づつ分掌せしめ、名望ある公卿及び武人を探り、僧侶も亦與れり、その詳細は『建武記』につい  
て見るべし。決斷所の設置は誠に時宜に適したる處置なりしも、當時内奏連りに行はれ、朝令幕改  
の政多かりしかば、決斷所の決定も、亦動かさるゝ事少からず、紛亂毫も止まざりき。建武三年足  
利尊氏兵を擧げ、所謂南北朝の分立を來すに及びて、決斷所は自ら勢を失ひ、終に廢絶したり。

### 新政の失敗

八一頁

『建武年間記』に二條河原の落書といふものを載す。よく當時の世態を寫し、中興の永續せざりし  
所以を察するを得べし。今左にその全文を掲ぐ。

此比都ニハヤルモノ、夜討・強盜・謀論旨、召人・早馬・虚騒動、生頸・還俗・自由出家、俄大名・迷ヒ  
者、安堵・恩賞・虚軍、本領放ルル訴訟人、文書入レタル細葛、追從・讒人・禪律僧、下尅上スル成出  
者、器用ノ堪否沙汰モナク、洩ルル人ナキ決斷所、着ツケヌ冠・上ノキヌ、持チモ習ハヌ笏持チテ、  
内裏交ハリ珍シヤ、賢者顔ナル傳奏ハ、我モくト見ユレトモ、巧ナリケル詐リハ、懣カナルニヤ  
劣ルラン、爲中美物ニ飽キミチテ、眞名板烏帽子ユガメツツ、氣色メキタル京侍、黄昏時ニナリヌ  
レバ、浮カレテアリク色好、イクソバクゾヤ數知ラズ、内裏ヲカミト名付ケタル、人妻ドモノウカ

レメハ、ヨソノ見ル目モ心地アシ、尾羽折レユカン僞小鷹、手毎ニ誰モ据エタレド、鳥捕ルコトハ  
更ニ無シ、鉛作リノ大刀、太刀ヨリ大ニ拵ヘテ、前下リニゾ指シ誇ラス、バサラ扇ノ五骨、廣腰・瘠  
馬・薄小袖、日錢ノ質ノ古具足、關東武士ノ駕籠出仕、下衆・上薦ノ際モナク、大口ニ着ル美精好、  
鎧直垂猶捨テズ、弓モ引キ得ヌ犬追物、落馬矢數ニマサリタル、誰ヲ師匠トナケレドモ、遍ク流行  
ル小笠懸、事新シキ風情ナリ、京、鎌倉ヲコキ交ゼテ、一座揃ハヌ僞連歌、在々所々ノ歌・連歌、點者  
ニナラヌ人ゾ無キ、譜第非成ノ差別ナク、自由狼藉ノ世界ナリ、犬・田樂ハ關東ノ、亡ブルモノト云  
ヒナガラ、田樂ハ猶ホハヤルナリ、茶・香・十炷ノ寄合モ、鎌倉ヅレニアリシカド、都ハイトド培植  
ス、町ゴトニ立ツ、箒屋ハ、荒涼五間板三枚、幕引キ廻ハス役所ドモ、ソノ數知ラズ、滿チ滿テリ、  
諸人ノ敷地定マラズ、半作ノ家はレ多シ、去年火災ノ空地共、クソ福ニコソ成リニケル、適々ノコ  
ル家々ハ、點定セラレテ置キ去リス、非職ノ兵仗ハヤリツ、略次ノ禮儀辻々バナシ、花山桃林サ  
ビシクテ、牛馬華洛ニ遍滿ス、四夷ヲ鎮メシ鎌倉ノ、右大將家ノ掟ヨリ、只品アリシ武士モ皆、ナ  
メンタラニゾ今ハナル、朝ニ牛馬ヲ飼ヒナガラ、夕ニ變アル功臣ハ、左右ニ及バヌ事ゾカシ、サセ  
ル忠功ナケレドモ、過分ノ昇進スルモアリ、定メテ損ゾ有ラント、仰デ信ヲトルバカリ、天下一  
統メヅラシヤ、御代ニ生レテサマノ、見聞クゾ不思議トモ、京童ノ口スザミ、十分一ヲ洩スナ  
リ。

## 尊氏の改名 八二頁

『太平記』に、「忝くも天子の御諱の字を下されて尊氏と名乗られける。高の字を改めて、尊の字にぞ成されける」と見えたり。『公卿補任』には「元弘三年八月五日從三位に叙す、今日高の字を以て尊と爲す」とあり。蓋し高氏の高の字は高時の高の字なれば、改めたしと内奏せしなるべく、從三位の位記に尊氏と書かれて賜はりしものなるべし。

## 護良親王幽閉の場所 八二頁

親王の幽閉せられ、後、淵邊義博の爲に、弑せられ給ひし場所は、『鎌倉大日記』『櫻雲記』及び『南方紀傳』には、二階堂ヶ谷の東光寺とあり。『梅松論』は二階堂ヶ谷の御所に作れり。『細々要記』『神明鏡』及び『太平記』は親王の幽囚を記す條に、「二階堂ヶ谷に土牢を塗りて置き進らす」とあり、又『神明鏡』の淵邊が親王を弑し奉る條に、「御輿を庭に昇ぎ据え、籠を御出で有りけるが、宮口比土樓にましければ」と記せり。依て考ふるに、親王の幽閉せられ且つ遭難せられ給ひし場所は、二階堂ヶ谷東光寺中の壁を塗りたる家屋たること明なり。而して、この土牢といひ、土樓といふは、所謂土窟にはあらざるなり。蓋し壁を厚く塗りて堅固にしたる家、即ち中古の塗籠ヌリゴメを云ふなるべし。即ち『源氏物語』に「我にもあらで、塗籠に押し入れられておはす」などあるものと同じく、『花鳥餘情』『細流抄』等にこの塗籠を解して、今の俗に納戸物置などいふに同じと云へり。東光寺

は今現存せずと雖も、貞和四年（後村上天皇の正平三年）まで存在せしことは、明證あり。その地は、現今鎌倉宮の建てる所なり。鎌倉宮は親王の遺跡たる、東光寺の故地を求めて、明治二年勅命により、建立せられし所にして、同六年六月官幣中社に列せられたるものとす。この神社の後方に土窟ありて、俗に親王の幽せられ給ひし處と傳ふるも、土牢なる語より來りたる誤傳なり。又『太平記』に記せる親王の刃端を噛み切り給へること、淵邊が親王の首を捨てたりと云へること等も、亦土牢と等しく信すべからざることなりとす。詳しくは『史學雜誌』第六編所載の中澤學士『護良親王事蹟考』について見るべし。

## 湊川神社 八三頁

湊川神社の寫眞なり。この神社、至つて近代の創建にて、孝明天皇慶應三年十一月、尾張藩主徳川慶勝の建議に基き、明治元年いよく神社に取り立てることになり、明治四年五月、湊川神社の社號を賜はり、別格官幣社に列せらる。今の社殿はその當時建立せられしものなり。

湊川神社の境内にある湊川碑は、正成の墓碑として、世に名高きものなるが、もとは、この地點に碑などはなく、坂本といふ、一村落の畑中にただ一つの小さき塚あり、松と梅とを植ゑし、微々たるものなりしなり。而して、これはこの地の領主尼ヶ崎城主青山大膳亮幸利の經營にかゝりしが、徳川光圀その荒廢を歎き、建碑を企て、從臣佐々木助三郎宗淳を奉行として、東山天皇の元祿五年

八月起工、その十二月に完成せしめしもの、即ちこの湊川碑なり。建碑の後、領主青山播磨守が雨露を防ぐ爲に、方三間の碑亭を造立せり。これ現今の碑亭なり。又「嗚呼忠臣楠子之墓」の墓碑銘は光圀の自筆にかゝり、碑陰の銘文は、明の遺臣にて光圀の儒臣たりし朱之瑜の撰なり。されど、これは建碑の爲に特に撰文したるものにあらずして、是より先き、朱之瑜が加賀藩主前田綱紀の爲に、その所藏探幽筆楠公訣別の圖に題したる贊文なり。その全文は、

忠孝著于天下、日月麗乎天、天地無日月、則晦蒙否塞、人心廢忠孝、則亂賊相尋、乾坤反覆、余聞、楠公諱正成者、忠勇義烈、國士無雙、蒐其行事、不可概見、大抵公之用兵、審強弱之勝於幾先、決成敗之機於呼吸、知人善任、體士推誠、是以謀無不中、而戰無不克、誓心天地、金石不渝、不爲利回、不爲害休、故興復王室、還於舊都、諺曰、前門拒狼、後門進鹿、廟謨不藏元兇、接踵構殺國儲、領移鎮虞、功垂成而震主、策雖善而弗庸、自古未有元帥妬前、庸臣專斷而大將能立功於外者、卒之以身許國之死靡佗、觀其臨終、訓子從容就義、託孤寄命、言不及私、自非精忠貫日、能如是整而暇乎、父子兄弟世篤、忠貞節孝萃於一門、盛矣哉、至令王公大人以及里巷之士、交口而誦說之、不衰、其必有大過人者、惜乎載筆者無所考信、不能發揚其盛美大德耳、

右故河攝泉三州贈正三位近衛中將楠公贊、明徵士舜水朱之瑜魯輿之所撰、勒代碑文以垂

不朽、

### 光明院

八四頁

後醍醐天皇の叡山に行幸し給ひし時、持明院統の花園法皇・光嚴上皇及び上皇の御弟豊仁親王を叡山に伴はんとし給ひしが、光嚴上皇は北白河に至り、病と稱して、叡山に赴き給はず、尊氏の兵は來りて法皇・上皇及豊仁親王を迎へ奉りて去れり。而して、尊氏は、光嚴上皇を八幡の陣中に迎へて、之を奉ぜしが、八月に至り豊仁親王を立て、天皇と稱しまつれり。之を光明院といふ。神器は後醍醐天皇の有し給ふ所なれば、之を授けまつらず、直に光嚴上皇の統を受け、又年號は建武の號を用ひ給ふ。是れ即ち、所謂北朝の起源にして、その政は表面上光嚴上皇の院政なれど、實權は足利尊氏の手にあり。大覺寺統の後醍醐天皇の親政なるに對し、持明院統の天子は、武家の擁立する所なれば、政治の實權は、常に武家にありしなり。

### 吉野朝廷

八四頁

後醍醐天皇は尊氏の請により、延元元年十月、京都に還幸し給ひしに、尊氏は弟直義をして、車駕を賀茂河原に奉迎せしめ、花山院に幽し奉れり。十一月光明院に、神器を傳へんことを逼り給ひければ、天皇は偽器を以て之れに授け給ひ、眞器は御身に副へて離し給はざりき。光明院神器を受け、太上天皇の尊號を後醍醐天皇に上り給ふ。されば光明院、及び尊氏の黨より見れば、後醍醐天

皇は、上皇となり給ひし譯なれど、後醍醐天皇は、眞の神器を帶し給ひて、自ら正統の天子を以て任じ給へり。ついで、十二月天皇花山院を出で給ひ、神器を奉じて吉野に潜幸し給ひ、行宮を吉野に造り、四方に號令し給ふ。是に於て一時に兩天皇の登臨し給へる姿となれり。當時吉野を公家方が神器を北朝の後小松院に譲り給ふまでは天下二つに分れ、公卿も、武家も兩方に分屬したりき。世にこの時代を、南北朝時代といふ。されど、京都の光明院は尊氏の私に奉じたる所にして、その傳へ給ふ神器も偽器なるを以て、大義名分の上より云はゞ、後醍醐天皇こそ唯一の天皇にして、光明院は一皇族に過ぎず。南朝は正統の天子にして、北朝は正統の天子とは申し難し。北畠親房が『神皇正統記』を著して、南朝の正統なる所以を述べられし所論は動かすべからざる正論といふべし。然るに、南北朝合一の事ありて、神器は、北朝の後小松天皇に傳へられ、南朝の御系統は終に全く絶えしかば、上一般に、北朝の御系統を正統と見なすことになり、江戸時代の始めの頃までは、南北朝時代は、事實上、兩朝併立なれど、北朝が正統なりしとの議論が、上一般に認められしなり。次で江戸時代の中期以後に至りて、大義名分の論盛に起り、その見地より南朝正統にして、北朝は閑位なりとの議論起り、その説が勤王論の基をなせり。従て明治維新後も、上一般に右の南正北閑論なりしなり。然るに明治四十三四年に亘り、小學校國定教科書の記述より、所謂南北朝問題の

議論沸騰し、その結果、文部省にては、中・小學校の教科には、嚴格なる天皇唯一論を採用することにし、教育上、同時に二帝の存立を許さぬ主義を明に定め、以て日本歴史教授上の皇統に關する疑義を解決せり。是に於て、南北正閏の論は更に一步を進めて、南朝は眞の天子にして、北朝は天子にあらずといふ事になりしかば、南北朝なる稱呼を用ひず、之に代ふるに吉野朝廷時代なる稱呼を用ふることとなり、北朝の天皇は何れも、天皇と稱し奉らず、何々院と稱し奉ることと定められたり。尙この南北朝問題につきては『南北朝正閏論纂』なる書を見るを便とす。

### 長慶天皇の即位

八六頁

長慶天皇を一代に數へ奉るべきや否やに就ては、古來議論の紛々たるものありしが、最近に至り、天皇の御即位を認むること學界の定説となり、遂に大正十五年十月二十一日詔書を以て、長慶天皇を第九十八代の天皇として、皇代に列し奉る旨を宣示せられ、天皇御在位は動かすべからざることとなれり。當時皇代御加列についての要旨に關し、予の謹録せるものあるを以て、左に之を引用して参考に供す。

長慶天皇御登極の有無に就ては、古來議論紛々たるものがあつて、何れとも御決定を見ないで今日に及んだのは、後村上天皇以後皇位の御繼承に關して、徵證とすべき文献の缺乏して居つた爲めとは申しながら、洵に恐懼に堪へない次第であつた。然るに近年に至り新に有力なる史料が発見せ

られ、従て又従来の史料に就ても新なる解釋が下されて、天皇の御在位を確認することを得て、茲に第九十八代天皇として仰ぎ奉ることになつたのは、邦家の大慶と申さねばなりません。今その大要を述べて、その次第を明にしたいと思ひます。

## 第一 天皇の御系統

長慶天皇は後村上天皇の皇子で、御名を寛成と申し、後龜山天皇——御名熙成——の御兄君で、興國四年(紀元二〇〇三年)の降誕、御母を嘉喜門院と申し上げる。

長慶天皇が御兄君で、後龜山天皇がその弟君であらせられたことは、『本朝皇胤紹運録』を始めとして、諸帝王系圖の明示する所であるが、猶金剛寺(河内)所藏の『印信秘抄』といふ書の奥書に、「大覺寺仙洞(後龜山天皇のことです)御兄長慶院殿(長慶天皇のことです)の仰に依つて云々」といふことが明記されてゐるのを見ても、その動かすべからざることは申すまでもないことであります。

## 第二 天皇の御登極

長慶天皇は、後村上天皇が正平二十三年(紀元二〇二八年)三月十一日に住吉の行宮で崩御になりました後を承けて、御位に即かせられました。その時御年は二十六歳であらせられました。それから建徳・文中・天授を経て弘和三年まで十六年間に亘つて、御在位でありましたが、その年の末に御弟の東宮に御位を譲られまして、太上天皇と申し上げることとなりました。天皇の御禪を受けて即

位せられました御弟君が即ち第九十九代の後龜山天皇であります。

以上は天皇御在位の概要であります。如何なる理由でかういふ結論を得たかといふことを次に申し述べようと思ひます。

後村上天皇崩御の後を承けて、次代の天皇が皇位を繼承せられ、又間もなく皇太子をお立てになつたことは、『嘉喜門院集』(後村上天皇の女御で、長慶・後龜山兩天皇の御母君の御歌集であります)の中に、「正平二十三年世中りやうあんに侍し頃、この春移しうゑられし櫻の散りたる枝につけて内の御方(天皇のこと)より」と書いた詞書があることと、「正平二十三年八月つねよりもあはれなりし夕暮に春宮の御方より」とした詞書があることに因つて明かであります。この「内の御方」即ち天皇が長慶天皇であるか或はまた後龜山天皇であるかといふことについて、古來議論の存する所でありましたが、近年發見せられました佐々木信綱博士所藏の『耕雲千首』の奥書と『宗良親王千首』の跋文とを對照する事によつて、その長慶天皇であるといふことを確めることが出来たのであります。『宗良親王千首』といひ『耕雲千首』といひ、共に天授二年(紀元二〇三六年)に行はれた千首詠歌の集で、宗良親王がお詠みになつた千首を集めた書物が『宗良親王千首』で、耕雲即ち花山院長親が詠んだ千首歌を集めた書物が『耕雲千首』であります。その『宗良親王千首』の跋文は天授二年に當時の天皇及び東宮の仰せにより、千首和歌詠進の行はれた事、詠進者の中には關白、師兼、



經高等のあつた事、天皇、東宮二御方及び關白師兼經高の三人の歌に宗良親王が自ら點を加へられた事等を、その當時に記し置かれたもので、『耕雲千首』の奥書は耕雲即ち花山院長親が、同じく天授二年に仰を畏みて、千首和歌を詠進した由來を元中六年(紀元二〇四九年)に至つて記したものであります。その記載してある事柄は、兩書全く同一でありますが、唯異る點は、天授二年の當時に書いた『宗良親王千首』の跋文には、「天授二年の夏の末つかた……内春宮二御方千首歌あそばさるへしとて」とあるのを、其れより十三年後の元中六年に書いた『耕雲千首』の奥書には、「天授二年曆仙洞並當今以此題令詠御」とある事であります。この相違によつて、天授二年に内とあるは、元中六年の仙洞、天授二年に春宮とあるのは、元中六年の當今であることが分かります。而して元中六年の當今(天皇)は後龜山天皇であることは論のないことありますから、後龜山天皇は天授二年には、尙東宮であらせられたことが知られます。従つて天授二年の天皇、元中六年の仙洞は、後龜山天皇の皇見たる長慶天皇でなければなりませんのであります。『耕雲千首』の奥書に、仙洞に傍註して長慶院殿と記し、當今の傍註に大覺寺殿(後龜山天皇のこと)と記してあるのを見ても分かります。即ちこの兩書の對照によりまして、後龜山天皇はまだ天授二年には御即位になつてゐ給はぬことが知られました、云ひ換へれば、當時は長慶天皇の御在位中であつたといふことが知られましたから、かの正平二十三年後村上天皇崩後の天皇は、確かに長慶天皇であるといふことが分かつたのであります。

又前田侯爵家所藏の『嘉喜門院集』の袖書も長慶天皇の御在位確認の一證であります。この袖書によれば、嘉喜門院集は、『新葉和歌集』(吉野朝廷の準勅撰集)の撰修に當つて、その材料として作進せられたものであるといふことが知られますが、その文中にある「内の御かた」に傍註を加へて、「長慶院法皇」と記してあります。この前田侯爵家は室町時代の古寫本でありますから、その頃にも早く、「内の御方」は長慶天皇であることを認めて居つたことが分かります。即ちこの書も天皇の御在位を立證する一資料であると申した譯であります。

又『宗良親王千首』の跋文にあります、時の天皇の御製、並に『嘉喜門院集』にある内の御方の御歌を、『新葉和歌集』に對照して見ますと、『新葉和歌集』に單に「御製」として採録せられたものと符合しますから、『新葉和歌集』中の、「御製」は長慶天皇の御歌で、隨つて『新葉和歌集』は同天皇の御代の撰集であるといふことも明白であります。而してこの撰集は弘和元年でありますから、長慶天皇は弘和の年まで引續き天位にましました事も自ら明になつた譯であります。

又故富岡謙藏所藏の『古本新葉和歌集』の奥書も天皇の御在位を證する有力なる史料であります。この奥書は新葉和歌集作者(新葉集に載つてゐる歌の作者)の一人である惠梵即ち後村上天皇の皇子師成親王が同歌集撰進の由來作者等について、應永三十年と同三十二年との兩度に記述せられたも

のでありますが、文中に「斯集南朝慶壽院法皇御在位之時、詔ニ於予叔父中務卿宗良親王ニ而所被レ令撰也」と見えて居りまして、新葉和歌集を以て明に南朝慶壽院法皇御在位の時の撰と書かれて居ります。慶壽院法皇と申す御方は、伏見宮御所藏の『建内記』（萬里小路時房の日記）嘉吉三年五月九日の條に、海門和尚の入寂を記し、その血統を示さうとして、「後醍醐院曾孫、後村上院御孫、慶壽院御子」と記してあります。そうして海門和尚は承朝とも稱して、長慶天皇の皇子であることは、帝國圖書館所藏『康富記』（中原康富の日記）並に觀心寺（河内）の文書の承朝書狀等によりまして立證し得られますから、是等を綜合して考へますと、慶壽院法皇と長慶天皇とは御同一人におはすと定めなければなりません。即ちこの奥書は、長慶天皇が御在位あらせられた事實を明白にし、同時に新葉和歌集の撰進が同天皇の御代のことであることを示すものであります。

以上列挙しました史料によりまして長慶天皇は正平二十三年三月以降弘和元年に亘り御在位あらせられたことは、少しも疑ふ餘地のないことが分らうと思ひます。次に然らば天皇の御在位は何時迄であるか、何故弘和三年の末御讓位と見るかといふ事に就て申し述べませう。高野山金剛峯寺（紀伊）の文書に長慶上皇が高野山の丹生明神に奉られた御祈願文があります。これは古來有名な文書で、今度の勝敗が思ふ通りに勝利を得たならば厚く御禮を致しますからといふ意味で、戦勝を祈願せられたもので、全部御自筆で、終に「元中二年九月十日太上天皇寛成敬白」と御署名になつて

居ります。この御願文によりまして、長慶天皇は元中二年（紀元二〇四五年）には既に御讓位後で、即ち上皇で居らせられた事が明白でありますから、天皇の御讓位は弘和元年後、元中二年前と申すことは直に想像し得られるのであります。然るに、長慶天皇が上皇にならせられたまはしてからの院宣といふものを調べて見ますと、今日遺つて居るもの最も古いものは、利生護國寺（紀伊）の文書にある、元中元年閏九月八日の院宣であります。そうして同じく利生護國寺の文書に、その前年即ち弘和三年十月二十七日の綸旨（天皇の命を奉じて書いた文書）がありまして、その文書の内容は元中元年の院宣と相關聯して居りますので、この綸旨も院宣と同じ御方の命を奉じて書かれたものであるといふ事が分かります。そう致しますと弘和三年十月の綸旨は長慶天皇として最後の綸旨で、元中元年閏九月の院宣は長慶天皇が御讓位後上皇としての初めての院宣であるといふことが察せられますから、天皇の御讓位は弘和三年十月以後、元中元年閏九月以前といふ事が明になります。そこで天皇の御代始には大抵踐祚の翌年改元（年號を改めること）がありますことから考へますと、元中といふ年號は後龜山天皇御踐祚後の新年號であらうと思はれますから、長慶天皇の御讓位は先づ弘和三年の末と見ることが適當であらうと思はれるのであります。これが即ち天皇の御讓位を弘和三年の末と認定しまして、御在位を十六年間と定めた所以であります。

## 第三 従來の諸説との比較

長慶天皇の御在位であつた事實は、前述の通りでまた動かすべからざる事ではありますが、この御在位の確認せられました理由は、従來の御在位説とは大に異なる所がありますから、茲にその點を明にし、又従來の御在位否定説は、今日では全くその根柢を失ふものとなつた事について、附言して置くことが、事實を明にする上に一層必要であらうかと思ひます。

従來天皇の御在位を主張しました説は、『續本朝通鑑』や『大日本史』を始めとして、可なり有力なものでありましたが、その説によれば、天皇は正平二十三年三月十一日後村上天皇崩御の後を承けて即位せられ、文中二年(紀元二〇三三年)八月二日皇太弟熙成親王(後龜山天皇)に位を譲り、太上天皇と稱し給うたと云ふのであります。

この文中二年讓位といふことは、足利方の記録である『花營三代記』の應安六年即ち(文中二年)八月二日の記事に據るものでありますが、之に従ひますと、是より九年後の『新葉和歌集』の撰進せられました弘和元年は、當然後龜山天皇即ち吉野朝第四代の天皇の御代となる譯であります。然るに『新葉和歌集』の序文に、「かみ元弘のはじめより、しも弘和の今にいたるまで、世は三つぎとしいそとせ」と記してありまして、後醍醐天皇の元弘年間から、この弘和元年までは天皇の御代は三代で、五十年程であると云つて居りますのと牴觸いたします。即ち文中二年御讓位といふ従來の御在位説では、元弘より弘和までは、後醍醐、後村上、長慶、後龜山と四代の天皇がましました事

になりますから、この『新葉和歌集』の序文の「よは三つぎ」といふ事の解釋に困ることとなります。そこで之が解釋に種々の想像やら臆測やらを試みて居りますが、到底無理を免かれませぬ。これが従來の御在位説の不備なる點でありまして、反對論者の到座首肯しない所以であります。

次に従來天皇の御在位を否定しました説は、塙保己一の『花咲く松』を始めとして、菅政友の『南山皇胤譜』谷森善臣の『嵯峨野の露』等で、これ亦相當に世に重んぜられた説でありました。この説は、先づ『新葉和歌集』といふものは後龜山天皇の御代の撰集であると定めまして、之を論據として、吉野朝廷は、後醍醐、後村上、後龜山の御三代であると主張しまして、この三天皇の外に長慶天皇の御在位を認める餘地がないと論ずるものであります。

然しながら、此の説に従ひますれば『花營三代記』の應安六年(即文中二年)御讓位の記事を如何に解釋すべきか、又「太上天皇寛成」と御自署になつてゐる御願文が現に高野山にあるのを何と見るべきかといふ疑問が起ります。是に於て、この論者は、『花營三代記』の記事は、足利方に於ける傳聞の誤を記したもので、採るに足りないものであると斥け、又長慶天皇は後龜山天皇の東宮であらせられたが、御位に即き給はずに、直に太上天皇の尊號を受けさせられたものであらうと推測し、之が爲めに又兩天皇の御兄弟の順序を轉倒して、長慶天皇は後龜山天皇の御弟であらせられたと曲解をしなければならぬこととなります。併し、長慶天皇は御兄、後龜山天皇は御弟であらせられた

ことの動かすべからざることは、第一天皇の御系統の條に述べた通りであります。随つて當時皇兄が皇弟の東宮であらせられたことは想像しがたく、又東宮から直に太上天皇の尊號をお受けになつたといふ推測も、之を證明すべき何等の史料もないことでもありますから、此の御在位否定説の立論には、甚しき缺陷があるといはねばなりません。これが此の説の論者が反覆辯論しても、御在位論者の説を破ることが出来ない所以であります。

要するに兩論者が多年互に研究を積み、議論を闘はしたにも拘らず、その歸結を見るに至らなかつたのは前述するが如く、夫々不備の點があつた爲めでありますが、その不備の點を生じた源はどこにあるかと申しますと、兩論者共に、『新葉和歌集』を以て、後龜山天皇の御代の撰集であるとして、之に就ては少しも疑義を挟まなかつたといふことに歸着するのであります。然るに今回佐々木信綱博士所藏の『耕雲千首』の奥書の發見によつて、新研究の端緒を得まして、此の『新葉和歌集』は決して後龜山天皇の御代の撰集ではなく、長慶天皇の御代の撰集であるといふことの明證を得たのであります。是れが實に長慶天皇御在位確認の根柢を爲すもので、從來兩論者が均しく難關とした所は之が爲に一時に解決せられ、積年の大問題たりしものも亦之が爲めに決定せらるゝに至つたのであります。

從來の御在位論者が『新葉和歌集』を以て後龜山天皇の御代の撰集として疑はなかつたのは、長

慶天皇は文中二年を以て位を後龜山天皇にお譲りになつたとの説に従つた當然の結果であります。併し『新葉和歌集』の撰進が、前述の如く長慶天皇の御代のことであると決定しますれば、同天皇は正平二十三年後村上天皇崩御以後、建徳、文中、天授を経て、『新葉和歌集』撰進の弘和元年に亘つて、君臨せられたことが明になりますから、文中二年讓位説の如きは成立し難いこととなります。一體、この讓位説は前にも申しました如く、足利方の記録たる『花營三代記』應安六年(即文中二年)八月の條に、南方讓位、南方天野御所没落の旨を記したのに基くのであります。同じく足利方の記録である『三條實豐日記』や、石清水八幡宮の記録たる『鳩嶺雜事記』等には、天野御所没落の記載は詳かでありませんが、一言も南方讓位の事には言ひ及んで居りませぬ所から考へましても、又足利方の記録には、南方即ち吉野朝廷側に關する傳聞の誤が多い事から考へましても、『花營三代記』の御讓位の記事は信用しがたいことは申すまでもありません。従て又この記事に拘泥して、『新葉和歌集』に三代といふ語があるに拘らず、其の撰進が第四代の天皇の御代となつて、自ら矛盾撞着に苦しんだことも無益なることであつた事が分かります。

又從來の御在位否定論者は、文中二年讓位説を素より信じないにも拘らず、尙ほ『新葉和歌集』をば、後龜山天皇の御代の撰集であると定めたのは、蓋し下の理由に因るのであります。即ち後花園天皇の勅撰集である『新續古今和歌集』に、「後龜山院御製」四首を載せてありますが、其の中の

一首が偶々、『新葉和歌集』に、單に「御製」として載せられたものに符合します所から、『新葉和歌集』に「御製」とあるのは、後龜山天皇の御製で、随つて同集は同天皇の御代の撰集であると断定したものであります。併しながら、前に論證しました通り、『新葉和歌集』は長慶天皇の御代の撰集で、随つて同集の「御製」は長慶天皇の御歌であることが決定しました以上は、『新續古今和歌集』に後龜山院御製として載せたのは、同集の誤謬であると見るの外はないので、勅撰集であるからと云つても、その詞書や作者等に誤謬の少くないことは例證に乏しからぬことであります。尙又御在位否定論者が『古本新葉和歌集』の奥書に、慶壽院法皇とあるのは、後龜山天皇のことであると推定したことは、更に大なる誤謬に陥つたものであります。是れは先づ『新葉和歌集』を後龜山天皇の御代の撰集であると誤認したことから来る當然の歸結ではありませんが、慶壽院法皇が後龜山天皇と全く御別人でおはすことは伏見宮御所藏の『建内記』嘉吉三年五月九日の條に、海門和尚の系統を叙して、後醍醐院會孫、後村上院孫、慶壽院御子とし、小倉宮の系統を述べて、後醍醐院玄孫、後村上院會孫、後龜山院御孫、故恒敦宮御子として、後村上天皇の皇子の中で、慶壽院と後龜山院とを各別に記載してあるので明であります。而して慶壽院法皇と申すは、即ち長慶天皇であることは前に述べたる如くでありますから、この『古本新葉和歌集』の奥書は、長慶天皇の御在位を立證すると共に、その撰集が同天皇の御代であることの有力なる證據とはなりません。後龜山天皇の御代の

撰集であるといふ證據にはならないのであります。此の如くして『新葉和歌集』が後龜山天皇の御代の撰集でないといふことが明白になつて見ますと、從來の御在位否定説の立論は根柢から覆されました、殆んど一顧の價値もないこととなります。

是に於てか、從來兩論者が問題として、共に苦しみました『新葉和歌集』の「三つき」と云ひ「三代」と云ふのは、後醍醐、後村上、長慶の三天皇として何等解釋に苦しむ所もなく、又長慶天皇が正平より弘和に亘つて御在位であつたことが明白となつて見れば、元中二年に太上天皇寛成と御自署になつた御願文の存することも何等不思議とする點もなく、又文中讓位説の成立せざる今日に於ては、文中二年以後元中元年に至る十年間に、院宣の存するものが一通もなく、元中元年以後初めて院宣があるといふことも亦極めて自然なることと云ふべきで、從來兩論者が均しく解釋に苦しんだ疑團はこゝに氷解し盡して、残る所なく、始めて何等牴觸する所なき史實の上に天皇の御在位を仰ぎ奉ることを得るに至つたのであります。

#### 第四 結 論

以上申述べました所で、長慶天皇の御在位有無に關しては、古來から議論があつたが、その御在位を主張した説にも、又御在位を否定した説にも、夫々無理があつて數百年來その歸結を見るに至らなかつたこと、並に今回の新研究は、從來の議論とは全く立論の根柢を異にし、何等牴觸や矛盾

もなく、明に天皇の御在位を確證することを得た大要について之を明にしたつもりであります。又新研究の端緒となりました、『耕雲千首』は、大正五年六月、武田祐吉氏が佐々木信綱博士の許にて發見せられたのが抑々の始まりで、ついで帝國大學の史料編纂掛に之を提供せられました。予はその七月史料編纂掛でこれを見ることを得まして、之に依つて從來の諸説とは異つた見方が出来るといふことを知り得ました。云ひ換へれば今まで天皇御在位の史料として擧げられてゐたものは何れも完全なものではなく、反對論も出来るのでありますが、この『耕雲千首』の奥書によつて、始めて新しい論斷を爲すことが出来ると思へましたから、早速考證をまとめまして、『長慶天皇ヲ皇代ニ列シ奉ルヘキ議』と申す一篇を草しましたのが同年の八月七日でありました。ついで之を以て宮内大臣に上申し、その決裁を得ました。大學側に於ては、兼てこの問題の研究に従事して居られました史料編纂官故八代國治氏が同年十一月史學會に於て講演を發表せられ、後この問題に關する諸論を大成して、『長慶天皇御即位の研究』と題する著書を大正九年九月に公刊せられました。武田祐吉氏も亦大正五年十二月の『日本及日本人』に於て、その考説を公にせられたのであります。かくて長慶天皇御在位の事は漸く朝野の認むる所となりましたが、偶、大正十三年宮内省に於て臨時御歴代史實考査委員會が設けられまして、この問題も宮内大臣より同委員會に諮問せられ、同委員會では慎重に審議を盡しました結果、長慶天皇を皇代に列し奉るべき旨、答申せられました。因て更に

樞密院に御諮詢になりました上、勅裁を仰ぎまして、大正十五年十月二十一日畏くも詔書を以て、長慶天皇を皇代に列し奉るべき旨宣示せられ、茲に數百年來の疑雲が一掃せられることとなりました。事は、大正聖代の一大御偉績として仰ぎ奉るべきであると信するのであります。尙この問題につきましては、八代國治氏の『長慶天皇御即位の研究』を見るを便とす。

### 足利義滿畫像

八七頁

この畫像の原本は、京都相國寺にあり。筆者不明なれど、嚴中和尙の讚あり。嚴中は正長元年（紀元二〇八八）七十歳にて寂したる禪僧にて、義滿と略、時を同うせるを以て、義滿の畫像として、十分價値を認むべきものなり。義滿の出家したるは、應永二年（紀元二〇五五）六月二十日にて、その薨去は、同十五年五月六日なれば、この像は晩年の姿にて、服裝は禪僧の體なり。

### 日本國王の稱號

八八頁

足利義滿明と交通するや、明主成祖書を義滿に贈りて、日本國王源道義といひ、義滿また、日本國王源道義と記せる答書を贈り。夫等贈答の國書は、『善隣國寶記』等に見ゆ。又尾張徳川家には、明より義滿に贈りたる國書の原本を藏せり。今その文を示せば左の如し。

勅日本國王源道義、王、忠賢明信、敬恭朝廷、殄戮兇渠、遠猷俘獲、使海濱之人、咸底安息、厥功之茂、古今鮮儷、茲特賜王禮物、以示旌嘉之意、王其受之、故勅、

近古史

- 花銀 一千兩計四十錠
  - 銅 一萬五千貫
  - 錦 一十匹
  - 毬紋寶相花 五匹
  - 青一匹 紅二匹 綠二匹
- 以下贈物の品目中略す

廣 卍  
 永樂五年五月二十六日  
 之 寶

金 閣 八八—八九頁

金閣は山城國葛野郡衣笠村鹿苑寺境内にあり。應永四年、足利義滿山莊を衣笠山の麓に營み、金閣を構築す。その柱壁戸障子皆金箔を施せるを以て、世にこの名あり、その地北山に在るを以て、又北山亭といふ。庭園また規模廣大にして、池を鏡湖と稱し、池中中島を築き、銀河泉、龍門瀑等背後の山に懸り、加ふるに、衣笠山を利用して、自然の美を集め、交ふるに奇石怪松、名花異草を以てす。閣は三層四阿の柿葺にして、第一層を法水院、第二層を潮音洞、第三層を究竟頂といふ。應永十五年、義滿聖駕を茲に迎へて、宴を開くこと數日、世に北山殿行幸と稱し、後世の聚樂行幸と

相並べて、其の盛を稱す。義滿の薨後、遺命により、その山莊を以て寺とし、鹿苑寺と名づけ、夢窓國師を以て開基たらしむ。今俗に金閣寺といふ。

兩 上 杉 氏 九一頁



應仁の亂合戰の圖 九二—九三頁

この圖は、『眞如堂縁起』に載せたる應仁合戰の繪を抄出したるものなり。この縁起は、大永四年に成り、畫工は掃部助久國にて、詞書は後柏原天皇の宸筆及び青蓮院尊鎮親王の御筆等にかゝる。されば、應仁の當時を距ること相近くして、描出せる東西兩軍激戰の狀は、その實況を髣髴すべく、殊に楯を排し、幕を繞せる大將の陣所の如きは、當時の營制を徴するに足る。

なれや知るの詠 九四頁

『應仁記』に見ゆ。その文に曰く、「計らざりき、萬歳期せし花の都、今、何ぞ狐狼の伏所とならんとは。たま〜、殘る東寺・北野さへ、灰土となるを、古にも治亂興亡の習ひありと雖も、應仁の一變は佛法・王法共に破滅し、諸宗皆悉く絶え果てぬるを、感歎に堪へず、飯尾彦六左衛門尉、一首の歌を詠じける。

汝や知る都は野邊の夕雲雀あがるを見ても落つる涙は」

銀閣 九四頁

銀閣は慈照寺内にあり、特別保護建造物たり。義政は義満の金閣に倣ひ、山城國如意嶽の北、月待山の麓にありし、惠雲院を他に移し、そのあとに己の山莊を營めり。工事は後土御門天皇の、文明十二年に起工し、十五年の春落成し、同年六月義政こゝに移れり。その後義政の薨後、遺命によりて寺と改め、慈照寺と號せり。經營の當時は、十二の殿舎ありしが、今はたゞ銀閣と東求堂のみを存す。こゝに掲げたる銀閣は、柿葺方形造の重層にて、池に臨めり。その初層は、潮音閣といひ、東西三間半、南北四間、東西は板縁にて、多く腰高障子を用ひし純然たる書院造りなり。上層は、心空殿といひ、三間四面にて、四周に勾欄ある縁を繞らし、東西の各間には各、火燈窓あり、南北にある入口には棧唐戸を建てたり。また屋上には、露盤を載せたる上に、銅の鳳凰を置けり。この建

物の内外には黒漆を塗れり。これ義政が銀箔を置かんとし、半にて薨せし爲め、之を完成せざりしなり。

雪舟筆山水圖 九四—九五頁

この山水長卷は公爵毛利元昭氏の所藏にして、雪舟作品中の優秀なるものの一なり。卷尾に「文明十八年嘉平日天童前第一座雪舟叟等揚六十有七歳筆」と署名あるは、最も珍なり、雪舟の小傳畫風に就ては、本圖裏面の解説に述べたれば、特に再説の必要なかるべし。

五山文學 九六頁

學問の廢れたる間にありて、禪宗の僧侶には、支那に遊學せるものありたる結果、詩文をよくせるもの少からず。されば室町幕府の顧問となりて、記録文書を司り、使節となりて支那に赴き、又は幕府の支那に送れる國書を起草せるものは、皆五山の僧侶なりき。今五山僧侶の學問に、名ありし者を擧ぐれば、先づ疎石の徒に義堂・絶海あり、蓋し禪林文學の巨擘なり。義堂の著述に、語錄並に『空華日用工夫集』以下數十卷あり。義堂の法兄妙葩は、疎石の甥にして、亦才學あり。又當時得嚴（双桂）の文、龍派（續翠）の詩、眞玄の駢儷、清播の講説と稱して、叢林の四絶といひき。その他龍惺・龍攀・龍統・龍崇・清啓等、皆顯れたり。後相國寺に周鳳あり。その著に『善隣國寶記』三卷『臥雲日件錄』六十餘卷等あり、世に傳はる。景三（横川）も亦相國寺に住し、その徒周興・周



鱗と共に、皆名ありき。景三に『京華集』あり、周鱗に『翰林胡蘆集』あり。麗彦・周鏡・周良(策彦)萬里・桂庵等も亦世に知らる。

### 足利學校 九六頁

足利學校の起源につきては、或は古の國學の後なりといひ、或は小野篁タカムラの淳和天皇、天長三年に創立する所といひ、或は足利義兼の創建といひ、種々の説あれども、要するに、いづれも明徴を闕く。されど、後小松天皇の應永頃には、足利庄の中、今足利市の東南、毛野村大字岩井の附近にありしは、事實なるが如し。後花園天皇の永享十一年(紀元二〇九九)に上杉憲實茲に學校を中興し、多くの書籍を寄進し、又學田を寄附し、鎌倉圓覺寺の快元和尙を庠主(校長のこと)とし、學徒を教授せしめたり。是即第一の庠主なり。憲實の子憲忠孫憲房またよく、その業を繼げり。然るに、この地は渡良瀬川の水難あるを以て、後土御門天皇の應仁元年、足利庄の地頭職長尾景久、現今の足利市昌平町の地に移せり。足利學校は、戰亂の世に於ける唯一の學校なりしかば、諸國より來り學ぶもの多く、中にも第七代の庠主九華和尙の時は、學徒三千人と稱せられたり。第九代の庠主元佑の時、徳川家康は、二百餘部の書籍と、數十萬顆の木製活字、並に學田を寄附して、廟宇を修理せしめ、その後度々修理せられしが、明治となりてより、その二十九年に足利學校遺跡保存會設けられ。三十六年三月聖廟の傍に、圖書館を建て、足利學校舊藏の書冊古文書を保存することなれり。

### 皇室式微 九七頁

當時皇室式微の御模様につきては、左の二書の記述最も人口に膾炙せる所なり。

【遺老物語】 後奈良院宸筆の物、世に多きは理なり。此の時、公家以ての外に微々にして、紫宸殿の御築地やぶれて、三條の橋のほとりより、内侍所の御燈明の光り見えしとなり。左近の橋の本には、茶を煎じて賣る者居て商ふ。其の傍によりて、其の茶賣りし人の子孫共、年に一度び、天子に茶を奉るといふ。此の時、銀など様の物に札つけて、例へば、百人一首、伊勢物語など云ふ札つけて、御簾に結びつけて置くに、日を経て後參れば、宸筆を染めて、差し出だされたりといふ。此の頃は、京中を關白料とて、袋にて、米を貰うて歩きし。その袋、今も二條殿に在りとかや。

【老人雑話】 信長の時は、禁中の微々なりしこと、邊土の民屋に異ならず、築地などはなく、竹の垣イヌナに茨イヌナなど結び付けたる様なり。老人、兒童の時に、遊びに往きて、縁にて土などねやし、破れたる簾を、折節あげて見れば、人もなき體なり。信長、知行など附けられ造作など寄進ありし故に、禁中の居などよくなりたり。是によつて、信長を御崇敬ありて、高官にも進めらる。禁中信長の時より興隆すと雖も、太閤の初めまでは、未だ微々たり。近衛殿に歌の會などあるに、三寶の臺、色飽くまで黒きに、ころ／＼とする赤小豆餅を載せて出されたり。然れども、歌は今時の人に十倍す。常盤井殿と云ふ公家に、目見えを望む人あり。媒介の人云ひ入れければ、「夏衣裳にて恥かしき」と

宣ふ。「苦しからず」とて、具して行きけり。彼の人も「夏の装束ならん」と思ひしに、帷子無くて、蚊帳を身に巻きて會はれしとぞ。信長の時分なり。」

三條橋上、遙に内侍所の燈火を拜すべく、民間の兒童禁中に嬉戯し、紫宸殿前市人茶を賣るなど、今人の想像だも及ばざる所なり。畏しとも畏し。されど、かゝる皇室御衰微の御中にも、國民が宸翰をいたゞきて、之を珍重するは、やがて皇室の尊嚴を仰ぐ心の、猶民心を支配するものあるを知るべく、亦以て我國皇室中心の國體、萬古不朽なる所以を見るに足るなり。

### 三條西實隆

九八頁

後柏原・後奈良兩帝の御即位費の調達に盡力したる實隆は、内大臣三條公保の子なり。長祿二年從五位下に叙し、尋で侍從に任じ、歷任して、永正三年内大臣に進み、尋で辭す。永正十二年後柏原天皇實際に詔して、例によりて、大臣の上位に列せしめ給ひしも、固辭して受けず。翌十三年四月剃髮して、法名を堯空といひ、黒衣を著して、律を持せり。天文六年十月を以て薨す。年八十三。實際また和歌をよくし、才藝多し。その歌集を『雪玉集』といふ。又日記數十卷あり。實際また逃虛子と號し、或は聽雪と號し、或は逍遙院といふ。

### 後奈良天皇宸筆般若心經

九八頁

醍醐三寶院所藏後奈良天皇宸筆般若心經は、紺紙金泥にしてその御奥書左の如し。

今茲天下疫、萬民多<sup>コレ</sup>於死亡。朕爲<sup>レ</sup>民父母、德不能<sup>レ</sup>覆、甚自痛焉、竊寫<sup>ニ</sup>般若心經一卷於金字、使<sup>レ</sup>義堯僧正供養之、庶幾<sup>ニ</sup>康爲<sup>ニ</sup>疾病之妙藥<sup>一</sup>矣。

文中義堯僧正とあるは、當時の三寶院門跡なり。

### 北條早雲畫像

100頁

この畫像は相模國箱根湯本の早雲寺所藏にて、今國寶たり。早雲寺は北條氏綱が、父早雲の遺言により建てたる寺なり。早雲は伊勢新九郎長氏といひ、その素性は京都の伊勢家の出なりといひ、又伊勢の關の一族なるべしといひ、兩説あり。後土御門天皇延徳三年伊豆に起り、茶々丸を亡し、やがて落飾して、早雲と號せしが、明應四年小田原城を陥れ、爾來この城に據れり、永正十八年（紀元二一八一）八月八十八歳にて薨去せり。早雲寺には、この畫像の外氏綱・氏康の畫像をも藏す。

### 毛利元就

101頁

毛利元就臨終に當りて三子を戒めし話は、『近古史談』にも出で、有名なる事なるが、この傳説は毛利家に存する史料には一も所見なく、その話の出處は『前橋舊聞書』にして、その文左の如し。  
毛利大江元就死ニ臨ンテ、子トモ大勢アリシヲ、暇乞ニ不殘喚集、ソノ子ノ數ホト矢ヲ取寄テ、一本ツツヲレハ無子細ナルモノ也、此多ノ矢ヲ一ツニシテ折レハ、ホソキ物モ不折モノ也、各一味同心ノ思ヲナシテ、親ヲ親トスルニアリヌヘシト遺言ス、時ニ隆景カ云ク、何事モ皆欲ヨリ

出ル事ナレハ、欲ヲ棄テ、義ヲ專ニ守リ申サハ、兄弟ノ中不和ナル事ハ、有間布ト答ヘケレハ、元成大ニ感シテ、各隆景カ云處ニシタカヒ候ヘシト被申ケルト也。

されど、この話は、元就が生前三子に訓戒を與へ、三子より、奉答の書を出したる事實を誤り傳へたるものにて、臨終の事にはあらず。また弓矢に譬へたる教訓は、支那の吐谷渾阿柴の故事より附會したるものの如く、事實にはあらず。元就が三子に與へたる訓戒書は、弘治三年十一月二十五日付のものにて、今現に吉川子爵家に傳へらる。文長ければこゝに掲げ難けれど、その要點は、毛利家の永續をはかり、吉川・小早川と三家相協力、提携しゆくのを必要を説きたるものなり。之に對して、隆元・元春・隆景の三人より元就の側役源七郎に宛てたる奉答文あり、また、吉川子爵家に現存す。

### 天龍寺船 一〇三頁

足利尊氏の天龍寺を建つるや、僧疎石は、尊氏の弟直義と謀りて、その造營の費用を元に募らんと請ひければ、尊氏は光明院に奏して、明經・明法の諸博士に下して議せしめたる上、之れを許し、毎年船二艘を出し、歸朝の上は商賈の好惡に拘はらず、現錢五千貫を寺内に納むる事となさしめたり、後村上天皇の興國二年（光明院曆應四年）十二月初めて、船を元に遣はし、若干の器物を載せて歸る。以後例となり、毎年この事ありき。天龍寺より出したる船なれば、世に之を天龍寺船といへり。

### 勘合符 一〇四頁

勘合符は、商船と海寇とを區別せんが爲に、明より交付せる手形なり。即ち勘合印を押捺せる紙を二裁し、一半を明に留めて原簿とし、他の一半を日本に交付し置き、之を所持せる船舶は、到着の際、符を明の官人に示し、官人は墨色字號等を原簿と比較し、詐りなければ通商を許せるなり。之に用ひし符號には、日字號・本字號などあり。

例へば、



の如し。朝鮮の勘合符は、明のとは異り、象牙にて勘合の印を作り交付せしものにて、この印判を捺して使用せしものなり。本書に載せし勘合印は、即ちこの朝鮮との通商に用ひしものにて、今毛利公爵家にその原物を傳ふ。因に云ふ。當時我が國より輸出したる、主なる物品は、硫黃・銅・太刀・槍・扇子・屏風・蒔繪・硯・瑪瑙・琥珀の類にて、原價の三倍乃至五倍に當る利益を得たり。又明よりの輸入品は、銅・鐵・銀器・磁器・生絲・毛氈・藥劑・古書畫・書籍等なりき。

### 南蠻人渡來の圖

一〇四—一〇五頁

凡そ三百餘年前我が國に於ける、キリスト教の寺並に貿易の狀況を示す。原本六曲屏風にて、山形縣佐伯正悌氏の所藏にかゝる。この種の、南蠻人來朝の畫は、江戸時代初期に於て、可なり流行せしものと見え、屏風以外にも蒔繪などにさへ往々この類の圖あり。構圖は想像より成りしもの多きも、服装その他の風俗は、内外共に眞想を傳へたるを以て、歴史上參考の價値は十分に認めらる。こゝに收めたる屏風の繪はこの種の圖中最も古きものの一なり。

### 歐羅巴人の來航

一〇四頁

我が日本帝國の存在が、歐羅巴人の間に知られたるは、マルコポーロの東洋紀行の、公にされたるに始まる。ポーロは、伊太利ベネチヤの人にして、我が文永十一年（西紀一二七四）支那に來りて元の朝廷に仕へ、永仁三年（西紀一二九五）本國に歸りしが、後に支那にありて見聞せる所を述べて一書を著したり。是れ即ち『マルコ・ポーロ見聞録』にして一名を『東洋紀行』といひ、原文は佛蘭西文なりしを、歐洲各國語に譯せられて、歐洲諸國に擴がれり。その書には、弘安の役に逃げ還れる元の兵卒の言によりて、支那の東には金・銀・珠玉を以て充たされたる「ジバング」なる島あることを記せり。「ジバング」は即ち日本にして、この記事は、西洋人の好奇心を驅り、金銀珠玉の國なるジバングに來らんことを希望する者多く、葡萄牙・西班牙・和蘭・英吉利等の諸國民は漸次東方

發見に従事するに至れり。これ實に、航海術の進歩と相俟つて、歐人の東航を促したる一原因なりとす。

### 鐵砲の傳來

一〇五頁

後奈良天皇天文十二年、（西紀一五四三）葡萄牙人我が大隅の種子島ウナギシマに漂着し、始めて鐵砲小銃を我が國に傳へたり。その事蹟は、僧文之が『鐵砲記』に見ゆ。蓋し葡萄牙人が暹羅より支那の寧波地方に至らんとせる途上、暴風に遭ひて、偶然にも西洋人が多年渡來せんと希望せるジバングの一屬島に達せしものなり。これ歐羅巴人が本邦に來れる始めにして、又我が國に鐵砲ある初めなりとす。鐵砲の國內に傳播せる模様も亦、『鐵砲記』に見ゆ、就て見るべし。猶鐵砲は、その後豐後の大友氏にても、直接之を葡萄牙人より傳へたれば、その諸國に傳播せるは、大友氏より出でたるもあるべし。兎に角鐵砲は、在來の弓箭に比すれば、有力なる武器なれば、武器の需用に急なる戰國時代にありては、その普及も迅速なりしなるべく、從ひて一大影響を當時の築城術に及ぼせり。當時傳來せし鐵砲の現品は、今靖國神社境内遊就館に陳列せらる。

### 南蠻人

一〇五頁

葡萄牙人、西班牙人等の來航するや、我が國人は是等の外人を稱して南蠻人と云ひしが、その名稱は、天文十二年種子島に葡人の來りし時、その通譯なりし支那人五峰が、支那にては彼等を稱する

に南蠻といふと傳へしに起因すといふ。

### 吉利支丹 一〇五頁

葡萄牙語 *Christos* より來る、後將軍綱吉の名を避けて延寶八年切支丹と改めたり。又當時伴天連の語あり、同じく葡語 *Padre* (師父) より來る。破天連、馬轉連、頗姪連、巴禮とも書けり。もとパツレーと讀みたりといふ。宗教の師の義なり。

### 大友・大村有馬の遣使 一〇五頁

天正十年、豊後の大友宗麟、肥前の大村純忠、有馬義純等羅馬法王に遣使の企あり、伊東義賢、千石清左衛門を以て使節とし、大村の家士中浦某を副へて、布教師アレキサンダー、パリニアニに從ひて羅馬に到らしむ。

天正十年正月晦日(西曆一五八二年二月廿二日)義賢等長崎にて帆船イニヤース、リマ號に乗りて出發し、航海十七日にて媽港に達し、六ヶ月順風を待ち、十一年一月廿七日マラツカに至り、數日留まりて出發す。九月ゴアに着し、葡國總督の優遇を受け、旅費船舶を供せられ、喜望峰を周りて十二年七月五日(一五八四年八月十日)リスボンに着す。十月マドリツドに至り、國王フィリツプ二世に謁し贈品を呈し、市民の歡待を受く、各地を巡視し、アリカンテより乗船し、難風に遭ひてマジヨルカ島に吹着けられ、アルゼリ及び土耳其の船に難を避け、ビザを過ぎフロレンスに至り、

十三年二月二十日ローマに入る。法王騎兵を出して之を迎ふ。沿道の人民街衢に充滿す。日本使節は堂々と入府の式を行ひ、法王の宮殿に入る。歡迎頗る盛んなり。法王グレゴリア三世に謁して三侯よりの書翰を呈し、敬愛の意を表す。次に盛饌を饗せられ、使節は贈品を呈せり。これより各地を歴覽す。六月三日ローマを發し、ベネチヤに至り、サーエータ寺院に一書を留めたり。その文は大理石版に刻し、今に壁中に挿掲せらる。その後一行はミランを経ゼノアに至り、西班牙を経て葡萄牙に至り、天正十四年二月十四日(一五八六年四月二日)リスボンを發し、十五年四月十二日ゴアに着し、十八年六月二十日(一五九〇年七月廿一日)長崎に歸着す。この行日本人の歐洲に赴きし始なれば、到る處優待せられ旅費をも給せられたり。

## 第四編 近世史

### 織田信秀の勤王 一〇六頁

足利氏の末葉、帝室の式微その極に達し、後奈良天皇の時を以て最も甚しとす。天文十二年二月信秀、秀錢四千貫を献じて、内裏四面の垣牆を修理す。天皇深く之を嘉みし、旨を傳へて之を賞し給はんとす。會々連歌師宗牧東國に赴かんとするを以て、天皇女房奉書を宗牧に托して、之を信秀に傳へしめ、且『古今集』一部を賜ひ、その忠節を褒し給ふ。天文十三年十一月、宗牧名古屋に至り勅命を傳ふ。信秀勅書を奉戴して、大に喜ぶ。時に信秀美濃に戦ひ、敗れて歸りし時なりしが、その状態も色に顯れず、尙意を遂げて、重ねて禁裏の修理を命ぜられんことを望めり。信秀また伊勢神宮の修理費を献じ、外宮造替の舉あり。天文十年九月、功竣る。當時神宮の敗類甚しと雖も、朝廷幕府共に疲弊して、その造替費を献する能はざりしかば、神官之を慨き、諸國の領主に勧誘す。信秀前後金十八枚及び器材を送る。遂にこれを基として、この工を起すを得たりしなり。信秀その心ただに王室に忠なるのみならず、又神祇を崇敬するの念厚きを見るべし。他日信長の勤王と敬神とは信秀に淵源せりといふべし。

### 織田信長の畫像 一〇六頁

近世史

この畫像の原本は、三河國西加茂郡長興寺の所藏にして、信長の一周忌に當り、その臣下與語久三郎正勝が報恩のため、之を畫かせ、この寺に寄進したるものなり。原本には左の贊あり。

天徳院殿一品前右府泰岩淨安大禪定門

天正十年<sup>壬午</sup>六月二日御他界

又像幅の下邊に左の記あり。

右信長御影爲御報恩、相當於一周忌之辰描之、三州高橋長興寺、與語久三郎正勝寄進之、天正十年六月二日。

### 大阪石山城 一〇七頁

本願寺光佐は、信長の敵として最も頑強を以て聞え、信長も之が爲には大に苦しめられたり、光佐が信長に敵對し始めしは、元龜元年の頃にして、その後十餘年間戰やむことなく、勢猖獗にして信長も遂に之を破ること能はず、天正八年に至り、勅使を奏請して纔に和を結べり。その年四月光佐紀州に退き、その後、光佐の子光壽猶城を保ちて退かさざりしが、これも亦勅命を奉じて、八月城を明渡して去れり。石山城は即ち今の大阪城にして、秀吉の時に至り大に城を修築して、その居城となせり。

### 安土城 一〇七頁

近江國蒲生郡安土村安土山上にあり。我が國天主閣の初と稱す。その築造の様、室内の裝飾等は、太田牛一の『信長記』に詳なり。曰く、

石くらの高さ、十二間餘なり、石くらの内を一重、土藏に御用、是より七重なり。

二重。石くらの上、廣さ北南へ二十間、西東へ十七間、高さ十六間、眞中に有る柱、數二百四本立つ、本柱長さ八間、太さ一尺五寸六分四方、一尺三寸四方の木、御座敷の内、悉く布を着せ黒漆なり。西十二疊敷、墨繪に梅の御繪を、狩野永徳に仰せ付けられ、畫かせられ候、何れも下より上まで、御座敷の内、御繪所悉く金なり。同間の内、御書院あり。是には遠寺晚鐘の景色書かせられ候。其の前に盆山を置かせられ、次ぎは四疊敷、御棚に鳩の御繪を畫かせられ候、又十二疊敷に鵝を畫かせられ、則ち「鵝の間」と申すなり。又其の次ぎ八疊敷、奥四疊敷に雉の子を愛する所あり。南又十三疊敷、重の儒者達を畫かせられ、又八疊敷あり。東十二疊敷、次ぎ三疊敷、其の次ぎ二疊敷、御膳拵へと申す所なり。又其の次ぎ八疊敷、是れ又御膳拵へ申す所なり。六疊敷、御南戸、又六疊敷、何れも御繪所、金なり。北の方御土藏あり。其の次ぎ御座敷二十六疊敷、御南戸なり。西六疊敷、次ぎ十疊敷、又其の次ぎ十疊敷、同十二疊、御南戸の數七あり。此の下に金灯爐置かせられたり。

三重目。十二疊敷、花鳥の御繪あり。則ち「花鳥の間」と申すなり。別に一段四疊敷の御坐の間

あり、同く花鳥の御繪あり。次ぎ南八疊敷「賢人の間」に瓢箪より駒の出たる所あり。東「麝香の間」八疊敷、十二疊敷、御門の上。次ぎ八疊敷、呂洞賓と申す仙人、並に傳説の圖あり。北二十疊敷、駒の牧の御繪あり。次ぎ十二疊敷、西王母の御繪あり。西御繪は無し。御縁二段、廣縁なり。二十四疊の御物置の御南戸あり。口に八疊敷の御座敷之れ有り。柱の數百四十六本立つなり。

四重目。西十二間に岩に色々の木を遊ばされ、則ち「岩の間」と申すなり。次ぎ西八疊敷に龍虎の戦ひあり。南十二間、竹色々書き、「竹の間」と申す。次ぎ十二間に、松許りを色々遊ばされ、則ち「松の間」と申す。東八疊敷。桐に鳳凰書かせらる。次ぎ八疊敷、許由耳を洗ひ、巢文牛を牽きて歸る所、兩人の出でたる故郷の體、次ぎ小座敷、七疊敷、泥ばかりにて御繪はなし。北十二疊、是にも繪はなし、次ぎ十二疊敷、此の内、西二間の所にて鞠の木遊ばさる。次ぎ八疊敷、庭子の景氣、即ち「御鶯の間」と申すなり。柱數九十三本立つ。

五重目。御繪なし。南北の破風口に四疊半の御座敷。兩方にあり。「こ屋の段」と申すなり。

六重目。八角四間あり。外柱は朱なり、内柱は皆金なり。釋門十大御弟子等、釋尊成佛御説法の次第、御縁輪には、餓鬼共、鬼共書かせられ、御縁輪のはた板には、鯨鯢、飛龍を書く。高欄擬寶珠彫物なり。

上七重目。三間四方、御座敷の内皆金なり。外側是れ又金なり。四方の内柱には、上り龍・下り龍、天井には天人御影向の所、御座敷の内には三皇・五帝・孔門十哲・商山四皓・千賢等を書かせられ、ひうち・ほうちやく、數十二つかせられ、狭間戸鐵なり。數六十餘有り。皆黒漆なり。御座敷内外の柱、總て漆にて布を着せられ、其の上、皆黒漆なり。上一重の金具は後藤平四道仕候。京田舎衆手を盡し申なり。二重目より京のたい阿彌、金具なり。

御大工岡部又右衛門、漆師首刑部、白金屋の御大工、二宮西遊左衛門。瓦、唐人の一觀に仰せ付けられ、奈良焼きと申すなり。

以て其の結構の大體を知るに足るべし。又城の成るや信長妙心寺の僧南化をして『安土山記』を作らしむ。その事並にその記文は小瀬市庵の『信長記』、『虚白録』等に見ゆ。就て見るべし。

尙この城は天正四年正月その工事に着手し、七年五月落成したるものなるが、天正十年六月十五日に兵火のために烏有に歸し、石垣のみ遺りしを、豊臣秀吉の八幡築城の際にも、また井伊直勝の彦根築城の時にも、その石垣を移したりと傳へらる。

## 山崎合戦

一一〇頁

本能寺の變報高松に達するや、秀吉は毛利氏と和し、急に軍をかへし、光秀を山崎に伐ちて之を破れり。この毛利氏との講和につき誤謬の説あり、曰く、「秀吉の本能寺の變報を得るや、明かに之を



毛利氏に告げ、而して後和を講ぜり」と、後人之を見て秀吉の度量を稱賛すれど、是れ全く誤傳なり。此の際秀吉より輝元・元春・隆景の三人に宛てたる誓書は、今尙毛利家に存し、その内には、

一、公儀に對せられ、御身の上は云々。

の文字あり、公儀は即ち信長なり。是れ信長の存在せるものとして、和を請ぜる第一の證なり。秀吉は本能寺の變を毛利氏に告げざりしのみならず、味方の者に對しても、二三の腹心の外は之を告げざりしと見え、六月五日付にて、中川清秀（攝津茨木の城主）に答へたる書に、

是より申す可くと存じ候、示しに預り快然に候、只今京より下り候者、慥に申候、上様（信長）並に殿様（信忠）何れも御別儀なく切りぬけなされ、膳所ヶ崎へ御退きなされ候、内に、福平左（福富平左衛門）三度つきあひ、比類なき働き候て、何事も無きの由、先以て目出度存じ候云々。

とあり。清秀は中國征伐の先鋒の命を受けて出陣せし者なるが、途上、本能寺の變をき、秀吉に報じたりしを、秀吉は清秀をも欺きて、信長信忠本能寺を脱して膳所に逃れたりと告げたり。敵を欺かんと欲せば、味方より欺くを要したるを以てなり。之等によりて見るも、秀吉は信長の喪を秘して毛利氏に告げず、従ひて毛利氏は、全く本能寺の變を知らずして、之と和を講ぜるなり。和成り、翌日に至り、毛利氏の軍にては、始めて信長の薨去せるを知りたれど、堅く誓約を守りて、敢て秀吉を追はざりしのみ。

### 豊臣秀吉畫像

一一一頁

この畫像の原本は、伊達侯爵家所藏のものにして、秀吉薨去の翌年、その臣富田左近將監の畫きしものなり。原本には左の賛あり。

儼然遺像

有威有儀

聞來風亭

眞丹高麗

富田左近將監、繪

大相國尊容、需書

一語、感不忘忠義之

志不獲辭、謹贊、

慶長四年仲春十八日

鹿苑承兌

西笑

承兌は相國寺の僧にして、秀吉に近侍し、文祿征韓の役には常に帷幄に參したる名僧なり。

秀吉の畫像は、この外、高野山蓮花定院所傳のもの、東都高臺寺所傳のもの、狩野山樂の畫きしも

の（故川崎千虎氏藏）京都妙法院・等持院等に傳ふるもの少からず、いづれも大同小異なり。因に秀吉の容貌について三上博士の所説を左に摘記して參考に供す。（『史學雜誌』第十四編所載「正確なる史料にあらはれたる豊太閤」の一節）

大多數の人は豊太閤といへば酷だ猿に似たる人であると信じてゐるのであります。それは繪本太閤記・眞書太閤記の如き通俗の書のみならず、かの頼山陽の日本外史にも、秀吉を指して猿面郎といつてゐる。（中略）さて、そこで太閤の當時、若くはその薨去の後遠からざる時代に、太閤の姿を畫いた者が、澤山今日に残つて居ります。私の見ました丈けでも、十幅よりも少くはありません。（中略）是等の畫像・木像を比較して見ますと、大抵同様でありますから、先づ太閤の寫眞に近いものと見てよろしからう。さて、右の諸方の肖像を調べて、試に太閤の人相書を作つて見ますと、曰く、五五六歳の中肉、中脊の男、色はやゝ赭く、顔は先尋常で、さまで長からず、又、さまで圓からず、下頬は少しくこけ、顴骨はやゝ高く、唇は少しく厚く、額には寄る年波の皺が少しく見える。眼は鋭い方であつて、朝鮮より和睦の爲に來た使者が、國に歸つてからの話の中にも、秀吉の風采を評して、「面色黎黑にして、格別他の人と變つた所は無いが、たゞ眼光炯々人を射るを覺ゆ」と懲瑟録に書いて居りますが、如何にもさうであつたらうと思はれます。眉は太く、一體に機敏の相を備へて居る。耳はさ程大きくはないが、また小さくもなく、髻は薄く

顎のところに生えて居る。かくの如く多くの畫幅や、木像の孰れを見ても、決して猿に似て居るのではありません。若しこの顔が猿に似て居るとすれば、大抵の人は、皆猿に位て居ると云はなければならぬであらう。又この畫像は多くは、晩年の太閤でありますから、この畫像の人が、若い時代には、猿に似て居つたとも思はれませぬ。其れ故、早くより秀吉は猿に似て居ると傳へられたのは、顔その物が猿に似て居るといふよりも、其の生れ年が申に當ることか、又は母が日枝神社に祈つて生れたとか、又は甫庵の太閤記などにある通り、信長が秀吉を呼んで「御前は猿に似て居るから、心もその通り敏捷であらう」といはれた如く、少年の時から、敏捷の人であつたことが原因となつて、猿と傳へられたのであらう。その孰れが主なる原因であるかは、まだ分りませんが、容貌の酷似といふ點から無きことは、大抵確かであらうと思ひます。

## 聚樂第 一一二頁

聚樂第は、城廓と貴族の邸宅と合せたる様式の宏大豪華の建物にして、天正十二年片桐且元を奉行に、本田正春を番匠頭に任じて、京都内野に工を起し、十五年に落成せり。その位置は東は、大宮通り西は千本通り、南は丸太町北は一條に及び、東西四町、南北七町、略昔の大内裏の約半分を占めたる大規模のものにして、その四面に邸宅を建て、一族功臣諸士を住せしめたり。その用材は諸國より運ばしめ、天主・樓門・壘壁を造り、女牆を巡し、外には深き濠を穿ち、殿閣には七寶を鏤め、

瓦には金箔を押せり。又黒門といへるには、柱や扉に鐵板を張付け、日暮門といふには、鳥・獸・草・木を彫刻せり。庭園には、名木珍石を蒐め、實に輪奐の美を盡せり。秀吉肥前に赴きてより、秀次こゝに居りしが、その自殺後間もなく毀たれ、寛永年間此地を開き、民家を建てしかば、今日はただ聚樂廻り、木丸町、洲濱町、東堀町、などの町名に昔を偲ぶのみとなれり。聚樂第の圖は長谷川等伯の筆と稱するものにて、東京帝室博物館に模本あり。之に據りて、聚樂第の大體を知るを得べし。

京都大徳寺の唐門、同西本願寺滴翠園中にある飛雲閣などは、聚樂第の遺構として、有名なるものなり。

### 石田三成 一一二頁

三成の名のよみ方、諸説あれど、ミツナリとよむを以て正しとするは、左の文書に徴して明なり。この文書は近江稱名寺の文書にして、その署名に自ら三也と書けるを見る。

尙以筑州より、御書札にて被仰候之間爲我等不參候以上、

柳瀬に被付置候もの罷歸候とて、御狀御使者口上趣具申上候處、一段御満足之儀、重而も彼地人を被付置切に仰上尤存候、尙追々可申承候恐々謹言

(天正十一年カ) 三月十三日

石田大吉三也(花押)

稱名寺 貴報

### 秀吉の檢地 一一二頁

秀吉政權を得るに及び、全國の土地制度を一定せんと欲し、天正十七年八九月の頃より土地の測量に着手せしめたり。長束正家主として之に當り、方六尺三寸を以て、一步とし、三百歩を以て一段とし、全國一樣の標準を以て檢地を施行し、文祿四年に至りて殆んどその功を竣へたり。世に之を稱して、「太閤の檢地」とも「文祿の檢地」ともいひ、又「天正の石直し」ともいへり。蓋し鎌倉幕府以來租税は、價錢を以て納めしめ、幾町幾段の價幾貫文と定めたり。之を貫高クワンカウといふ。こゝに至りて、石高コウカウの制を立てたり。即ち土地の肥瘠によりて田地に上下の別を立て、その收穫せる糧を摺りて得たる米の分量によりて、石盛コウモリを定め、之を段別に乘じて石高を定めたり。而してこの際の石盛は上田は一段に付、一石五斗、中田は一石三斗、下田は一石一斗、上畑一段に付、一石二斗、中畑一石、下畑八斗とし、又屋敷地は、一石二斗と定めたり。是によりて、村高(一箇村の石高)何石何斗、何升、大名の所領何萬何千石などいへり。

### 伏見城 一一三頁

秀吉の經營にかゝる伏見城は、山城紀伊郡、堀内村にありき。今明治天皇伏見桃山陵の所在地なり。この城は、文祿二年起工し、三年の日子を費して、竣成せしものにて、その石材は、醍醐山科

叡山より運び、その木材は、木曾山中より運びしといふ。結構宏壯雄大、周囲には、諸大名の居宅を構へしめたり。秀吉は落成後間もなくこゝに移りしが、その薨去の翌年、子秀頼大阪城に移りてよりは、徳川家康の居城となり、元和九年には、この城破却せられ、建物は諸所に移建せられたり。今はたゞ西本願寺書院及唐門、豊國神社唐門、南禪寺方丈、正傳寺本堂、金地院方丈、高臺寺表門、伏見御香宮表門、三寶院唐門、竹生島神社拜殿等に、その佛を偲ぶことを得るのみなり。西本願寺の書院は伏見城の遺構中、最も豪華を極めたるもの、寺傳によれば、寛永七年、徳川家光本願寺に寄附し、同九年良如上人今の處に移したりといふ。書院は桁行百二十七尺三寸、梁間九十五尺二寸、その平面は分れて、對面所（大廣間、鴻の間ともいふ）とて白書院・菊の間・鷹の間・雀の間等あるものと、支關・浪の間・太鼓の間・虎の間等あるものとの二部よりなる。甲も乙も單層入母屋造にて、甲は瓦葺、乙は檜皮葺の破風造りなり。中につき、最も觀るべきものは對面所にて、即伏見城の大廣間にて、秀吉が臣下に對面せし處、奥の方は一段高き上段の間にて、中央に大なる床間あり、右に帳臺構あり、左が上々段にて違棚附書院あり。上々段前面には、圓形の火燈窓あり。上段の天井は折上の格天井にて、下段は格天井、其の欄間には、鴻の鳥の透彫あり。天井の格縁は、黒塗に鍍金の金具をつけ、格間には鳥龍などの彩色繪あり。下段の壁には、花鳥の繪あり。要する伏見城の中心にて、この時代建築の典型ともいべきものなり。

## 印度副王より秀吉に贈りし書

一一三頁

羊皮製にて堅一尺九寸幅二尺五寸あり、京都妙法院所藏。天正十九年閏正月八日、豊臣秀吉は聚樂第に於て異國の使節を引見し、其の國書と進物とに、限りなき歡喜とこよなき誇とを感じり。國書は金を延べ、銀を鏤めし筥に納められ、得も知れぬ織物の袋に入り、其の料紙には目もあやなる五彩の裝飾畫が施され、長き金色の紐を附せり。この筥と袋とは今存せず。唯文献によりて其の大概を知るに過ぎざれど、國書は幸に遺存し獨り當時の外交關係を切實に物語るのみならず、豊公の一生を通じて最も晴れがましき事蹟の表徴としての深き印象を與ふるものなり。當時我が國に渡來して、切支丹の布教に従事したる伴天連は殆んど葡萄牙人にして、その策源地は印度に有する葡國の新領土中、その西海岸に位し、第二の羅馬とまで噂されし臥亞の地なりき。この地に印度副王として駐劄せる「ドン、ド、ワルテ」は秀吉の既に國內の群雄を平定し、聲威の赫々たるを聞及びて、茲に修好の途を開かんと思立ち、曾て我が國に在留せし宣教師「アレツサンドロ、ヴァレニヤーニ」を特使として、一行四名にこの國書と數々の方物とを齎さしめて一五八八年（天正十六年）臥亞を出發して日本に進航せしめたるなり。

## フイリツピン諸島に入貢を促す書

一一三頁

夫吾國百有餘年、群國爭雄、車書不軌文、予也際誕生之時、以有可治天下之奇瑞、自

壯歲<sub>レ</sub>領<sub>レ</sub>國家<sub>ニ</sub>不<sub>レ</sub>歴<sub>ニ</sub>十年<sub>ニ</sub>而不<sub>レ</sub>遺<sub>ニ</sub>彈丸黑子之地<sub>ニ</sub>、域中悉統一也、繇之<sub>ニ</sub>三韓琉球速邦異域<sub>ニ</sub>、款<sub>レ</sub>塞來享、今也欲<sub>レ</sub>征<sub>ニ</sub>大明國<sub>ニ</sub>、蓋非<sub>ニ</sub>吾所<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>、天所<sub>レ</sub>授也、如<sub>ニ</sub>其國<sub>ニ</sub>者未<sub>レ</sub>通<sub>ニ</sub>聘禮<sub>ニ</sub>、故先雖<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>使<sub>ニ</sub>群卒討<sub>ニ</sub>其地<sub>ニ</sub>、原田孫七郎以<sub>ニ</sub>商船之便<sub>ニ</sub>時來<sub>ニ</sub>往此<sub>ニ</sub>、故紹<sub>ニ</sub>介近臣<sub>ニ</sub>曰、某早々<sub>ニ</sub>到<sub>ニ</sub>其國<sub>ニ</sub>、而備可<sub>レ</sub>說<sub>ニ</sub>本朝發船之趣<sub>ニ</sub>、然則可<sub>レ</sub>解<sub>ニ</sub>辯獻筐<sub>ニ</sub>云々、不<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>帳幄<sub>ニ</sub>而決<sub>ニ</sub>勝千里<sub>ニ</sub>者、古人至言也、故聽<sub>ニ</sub>褐夫言<sub>ニ</sub>而誓不<sub>レ</sub>命<sub>ニ</sub>諸士<sub>ニ</sub>、來春可<sub>レ</sub>營<sub>ニ</sub>九州肥前<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>移<sub>ニ</sub>時日<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>偃<sub>ニ</sub>降幡<sub>ニ</sub>而來服<sub>ニ</sub>吾匍匐膝行<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>遲延<sub>ニ</sub>者、速可<sub>レ</sub>加<sub>ニ</sub>征伐<sub>ニ</sub>者、必矣勿<sub>レ</sub>悔、不宣、

天正十九年秋季十九日

### 臺灣に入貢を促す書

一一三頁

夫日輪所<sub>ニ</sub>照臨<sub>ニ</sub>至<sub>ニ</sub>海岳山川草木禽蟲<sub>ニ</sub>悉莫<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>受<sub>ニ</sub>他恩光<sub>ニ</sub>也、予際<sub>レ</sub>欲<sub>レ</sub>處<sub>ニ</sub>慈母胞胎<sub>ニ</sub>之時<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>瑞夢<sub>ニ</sub>其夜已日光滿<sub>レ</sub>室、室中如<sub>レ</sub>晝、諸人不<sub>レ</sub>勝<sub>ニ</sub>驚懼<sub>ニ</sub>相士占<sub>ニ</sub>筮<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>曰、及<sub>ニ</sub>壯年<sub>ニ</sub>輝<sub>ニ</sub>德色<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>四海<sub>ニ</sub>發<sub>ニ</sub>威光於<sub>ニ</sub>萬方<sub>ニ</sub>之<sub>ニ</sub>奇異也、故不<sub>レ</sub>出<sub>ニ</sub>十年之中<sub>ニ</sub>、而誅<sub>ニ</sub>不義<sub>ニ</sub>立有<sub>レ</sub>功、平<sub>ニ</sub>定海內<sub>ニ</sub>異邦遐陬<sub>ニ</sub>嚮<sub>レ</sub>風者、忽出<sub>ニ</sub>鄉國<sub>ニ</sub>、遠泛<sub>ニ</sub>滄海<sub>ニ</sub>冠蓋相望、結<sub>ニ</sub>輒於道<sub>ニ</sub>爭先而服從矣、朝鮮國者、自<sub>ニ</sub>往代<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>本朝<sub>ニ</sub>有<sub>ニ</sub>牛耳盟<sub>ニ</sub>、久背<sub>ニ</sub>其約<sub>ニ</sub>、況又予欲<sub>レ</sub>征<sub>ニ</sub>大明<sub>ニ</sub>之日有<sub>ニ</sub>反謀<sub>ニ</sub>、此故命<sub>ニ</sub>諸將<sub>ニ</sub>伐<sub>レ</sub>之、國王出奔、國城付<sub>ニ</sub>一炬<sub>ニ</sub>也、聞<sub>ニ</sub>事已急<sub>ニ</sub>、大明出<sub>ニ</sub>數十萬援兵<sub>ニ</sub>、雖<sub>レ</sub>及<sub>ニ</sub>戰鬪<sub>ニ</sub>、終依<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>得<sub>ニ</sub>其利<sub>ニ</sub>來<sub>ニ</sub>勅使<sub>ニ</sub>於<sub>ニ</sub>本邦肥之前州<sub>ニ</sub>而乞<sub>レ</sub>降、繇<sub>レ</sub>之、築<sub>ニ</sub>數十個城營<sub>ニ</sub>、收<sub>ニ</sub>兵於<sub>ニ</sub>朝鮮域中慶尙道<sub>ニ</sub>、而屢決<sub>ニ</sub>眞偽<sub>ニ</sub>也、如<sub>ニ</sub>南蠻琉球<sub>ニ</sub>者、年々<sub>ニ</sub>獻<sub>ニ</sub>土宜<sub>ニ</sub>、

海陸通<sub>ニ</sub>舟車<sub>ニ</sub>、而仰<sub>ニ</sub>我德光<sub>ニ</sub>、其國未<sub>レ</sub>入<sub>ニ</sub>幕中<sub>ニ</sub>、不<sub>レ</sub>庭之罪彌<sub>レ</sub>天、雖<sub>レ</sub>然不<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>四方成亨<sub>ニ</sub>則非<sub>ニ</sub>其地疎志<sub>ニ</sub>故原田氏奉<sub>ニ</sub>使命<sub>ニ</sub>而發<sub>レ</sub>船、若是不<sub>レ</sub>來朝<sub>ニ</sub>可<sub>レ</sub>令<sub>ニ</sub>諸將<sub>ニ</sub>征<sub>ニ</sub>伐<sub>レ</sub>之、生<sub>ニ</sub>長萬物<sub>ニ</sub>者日也、枯<sub>ニ</sub>渴萬物<sub>ニ</sub>者日也、思<sub>レ</sub>之、不具

文祿二歲星集癸巳十一月初五日

日本國 前關白

高山國

高山國とはタカザゲンにして即ち高砂國、臺灣の一名なり。

### 加藤清正畫像

一一四頁

この畫像の原本は肥後熊本妙寺所藏なり。

### 外征軍の部署

一一四頁

第一軍 小西行長（七千人）宗義智（五千人）松浦鎮信（三千人）

有馬晴信（二千人）大村嘉前（千人）五島純玄（七百人）

計一萬八千七百人

第二軍 加藤清正（一萬人）鍋島直茂（一萬二千人）相良長海（八百人）

計二萬二千八百人

- 第三軍 黑田長政（五千人）大友義統（六千人）計一萬一千人
- 第四軍 森 吉成（二千人）島津義弘（一萬人）高橋元種・秋月種長・伊東祐兵・島津忠豐（四人計二千人）計一萬四千人
- 第五軍 福島正則（四千八百人）戶田勝隆（三千九百人）長曾我部元親（三千人）蜂須賀家政（七千二百人）生駒親正（五千五百人）來島通之・向通總（二人計七百人）計二萬五千人
- 第六軍 小早川隆景（一萬人）毛利秀包（一千五百人）立花宗茂（二千五百人）高橋直次（八百人）筑紫廣門（九百人）計一萬五千七百人
- 第七軍 毛利輝元（三萬人）
- 第八軍 宇喜多秀家（一萬人）——對馬在陣
- 第九軍 羽柴秀勝（八千人）細川忠興（三千五百人）計一萬一千五百人——壹岐在陣
- 總計 十五萬八千七百人
- 水軍 九鬼嘉隆（一千五百人）藤堂高虎（二千人）脇坂安治（一千五百人）加藤嘉明（七百五十人）其他計九千二百人

媾和條件 一一五頁

大明日本和平條件

- 一、和平誓約無相違者、天地縱雖盡、不可有改變也、然則迎大明皇帝之賢女、可備日本之后妃事、
- 一、兩國年來依間隙、勘合近年斷絕矣、此時改之、官船商船可有往來事、
- 一、大明日本通好不可有變更、旨兩國朝權之大官、互可題誓詞事、
- 一、於朝鮮者、遣前驅、追伐之矣、至今、彌爲鎖國家、安百姓、雖可遣良將、此條目件々於領納者、不願朝鮮之逆意、對大明割分八道、以四道並國城、可還朝鮮國王、且又前年、從朝鮮差三使、投木瓜之好也、餘蓋付與四人口實、
- 一、四道者既返、投之、然則朝鮮王子并大臣一兩員、爲質可有渡海事、
- 一、去年朝鮮王子一人、前驅者生擒之、其人非凡間、不混和平、爲四人、度與沈遊擊、可歸舊國事、
- 一、朝鮮國王之權臣、累世不可有遠却之旨、誓詞可書之、如此旨趣、四人向大明勅使、縷々可陳說之者也

文祿二年六月廿八日

石田治部少輔

一三五

御朱印

増田右衛門尉  
大谷刑部少輔  
小西攝津守

明の國書の一節 一一六頁

この國書の原本は舊伊勢龜山藩主石川子爵家に所藏せらる。秀吉書を得て地に擲つ。堀尾吉晴採りて之を藏す。後年堀尾家没落の際石川氏近親の故を以て、この書を傳へて、今に至るといふ。世に傳へて、この時秀吉冊書を裂くとなすは非なり。この書原本を見るに、雲鶴の地紋ある綾地にして、藍赤黄白灰色等の切地を續ぎ合せ、青琅玕の軸ある見事なるものなり。全長一丈八尺七寸幅一尺四分あり。こゝに掲げたるは、第六枚目の處にして、全文左の如し。

奉天誥命

奉天承運皇帝制曰、聖仁廣運、几天覆地載、莫不尊親、帝命薄、將暨海隅日出、罔不率俾、昔我皇祖誕育多方、龜紐龍章、遠錫扶桑之域、貞珉大篆、榮施鎮國之山、嗣以海波之揚、偶致風占之隔、當茲盛隆、宜續彝章、咨爾豐臣平秀吉、堀起海邦、知尊中國、西馳一介之使、欣慕來同、北叩萬里之關、懇求內附、情既堅於恭順、恩可斬於柔懷、茲特封爾爲日本國王、錫之誥命、於戲寵賚芝函、襲冠裳於海表、風行卉服、因藩衝於天朝、爾其念臣職當修、

恪循要束、感皇恩之已渥、無替欵誠、祇服綸言、永遵聲教、欽哉、

萬曆二十三年正月二十一日

徳川氏の出自 一一七頁

徳川氏は、新田義重の子義季に出でたりとの説あり。この説によれば、義季は義重の四男にて、字を四郎といひ、上野國新田庄世良田郷徳川村に住み、徳川四郎と稱す。是れ徳川氏の名の因て起る處なり。義季の子を頼氏と云ひ、是れより有親の時に至るまで世々上野國に居りしが、親氏に及びて三河國に移住し、八代を経て家康に至るといふ。然るに義季より教氏までは、『吾妻鏡』に見え、世良田の長樂寺にも關係の文書存すれば確實なれど、家時より有親まで五代の間は正確なる書類に新田義重―義季―頼氏―教氏―見えす、その事蹟明ならず。親氏より廣忠まで八代は所謂家時―滿義―政義―親季―有親―三河八代と稱せられ、その事蹟も明確なり。かくの如く徳親氏―泰親―信光―親忠―長親―川氏の系圖は、中間五代の事蹟確實ならず、後世に至り三信忠―清康―廣忠―家康―河八代の始祖なる親氏を以て、『吾妻鏡』『尊卑分脈』等に見えたる教氏の裔に附會せるに非ざるやの疑あり。故に徳川氏を以て新田氏の裔となす説は容易く信を置きがたし。是れ本書に徳川家康の經歷を叙するに當り三河時代以前に溯らざる所以なり。

秀吉薨後の形勢 一一八頁

近世史

秀吉薨するに當りて、遺孤秀頼を徳川家康・前田利家以下の五大老五奉行に托したる顛末は、淺野侯爵家に傳ふる豊臣秀吉遺言覺書なるものによりて最も明確なり。今その全文を左に記すべし。

太閤様被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御煩<sub>ニ</sub>候内に被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>仰置<sub>ニ</sub>候覺

一、内府<sub>○</sub>家久<sub>○</sub>家久<sub>○</sub>家久<sub>○</sub>ちきなる儀を御覽し被<sub>レ</sub>付、近年被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御懇<sub>ニ</sub>候、其故秀頼様を孫むこになされ候之間、秀頼様を御取立候て給へと、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候、大納言殿<sub>○</sub>利年<sub>○</sub>寄衆五人<sub>○</sub>奉行<sub>○</sub>居申所にて度被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>候事、

一、大納言殿<sub>○</sub>利家はおさなともたちより、りちきを被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御存知<sub>ニ</sub>候故、秀頼様御もりに被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>付候間、御取立て給候へと、内府・年寄五人居申所にて、度々被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、江戸中納言<sub>○</sub>徳川秀忠は秀頼様御しうとなされ候條、内府御年もよられ、御煩氣にも御成候者、

一、羽柴肥前殿<sub>○</sub>前田利長事は、大納言殿御年もよられ、御煩氣にも候間、不<sub>ニ</sub>相替<sub>ニ</sub>秀頼様御もりに被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>付候條、外聞實儀忝と存知、御身に替り肝を煎可<sub>レ</sub>申と被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>、則中納言になされ、はした

ての御つほ、吉光の御脇指被<sub>レ</sub>下、役儀をも十萬石被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御許<sub>ニ</sub>候事、

一、備前中納言殿<sub>○</sub>宇喜多秀家は、幼少より御取立被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>候之間、秀頼様之儀は御通有間敷候條、御奉行五人にも、御成候へ、又おとな五人<sub>○</sub>内<sub>○</sub>へも御入候て、諸職おとなしく、最眞偏頗なしに御

肝煎候へと、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、景勝<sub>○</sub>上輝元<sub>○</sub>利毛御事は、御りちきに候間、秀頼様之儀、御取立て給へと、輝元へは直に被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候、景勝は御國に御座故、皆々に被<sub>レ</sub>爲<sub>ニ</sub>仰置<sub>ニ</sub>候事、

一、年寄共五人<sub>○</sub>奉行<sub>○</sub>五之者は、誰々成共背<sub>ニ</sub>御法度<sub>ニ</sub>申事を仕出し候は、さげさや<sub>○</sub>提の體にて罷出、双方へ令<sub>ニ</sub>異見<sub>ニ</sub>入魂<sub>ニ</sub>之様可<sub>レ</sub>仕候、若不届仁有<sub>レ</sub>之候而、きり候は、追腹とも可<sub>レ</sub>存候、又は上様へきられ候とも可<sub>レ</sub>存候、其外はつらをはられ、さうりをなをし候共、上様へと存知、秀頼様之儀大切に存知、肝を煎可<sub>レ</sub>申と、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、年寄五人として、御算用聞候共、相究候て、内府、大納言殿へ御目につかけ、請取を取候而、秀頼様被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御成人<sub>ニ</sub>、御算用方御尋之時、右御兩人之請取を懸<sub>ニ</sub>御目<sub>ニ</sub>候へと被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、何たる儀も、内府、大納言殿へ得<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>、其次第相究候へと、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、伏見には内府御座候て、諸職被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御肝煎<sub>ニ</sub>候へと御意候、城々留守は徳善院<sub>○</sub>前田長東大藏<sub>○</sub>正仕、何時も内府てんしゆ<sub>○</sub>天までも、御上り候はんと被<sub>レ</sub>仰候者、無<sub>ニ</sub>氣遣<sub>ニ</sub>上可<sub>レ</sub>申由、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、

一、大坂は秀頼様被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御座<sub>ニ</sub>候間、大納言殿御座候て、總廻<sub>ニ</sub>御肝煎<sub>ニ</sub>候へと被<sub>ニ</sub>仰出<sub>ニ</sub>候、大納言殿てんしゆまでも御上り候はんと被<sub>レ</sub>仰候者、無<sub>ニ</sub>氣遣<sub>ニ</sub>上可<sub>レ</sub>申由、被<sub>レ</sub>成<sub>ニ</sub>御意<sub>ニ</sub>候事、



右一書之通、年寄衆、其外御そはに御座候、女房衆達御聞被<sub>レ</sub>成候、以上、右の文書にて明なる如く、秀吉は總ての重立ちたる人に頼み、就中家康に最も重きを置き、次に利家に重きを置き、外の人にも一樣に只管秀頼の輔佐を頼み、最も用意周密に後事を托したる秀吉胸中の苦悶察すべきなり。雄圖を抱きし豪傑もその末路の何ぞ悲惨なるや。

### 方廣寺鐘銘 一一〇頁

全文長きを以て最後の銘目以下を掲ぐ、左の如し。

銘曰

洛陽東麓	舍那道場	聳空瓊殿
貫虹畫梁	參差萬瓦	崔嵬長廊
玲瓏八面	焜耀十方	院象兜夜
刹甲支桑	新鐘高掛	爾音于鏗
響應遠近	律中宮商	十八聲綬
上界聞竺	遠寺出湘	東迎素月
西送斜陽	玉筍墮地	豐山降霜
告怪於漢	救苦於唐	靈異惟夥

功德無量 陰陽燮理 國家安康

四海施化 萬歲傳芳 君臣豐樂

子孫殷昌 慶雲甘露 呈瑞呈祥

佛門柱礎 法社金湯 英檀之德

水遠山長

峇慶長十九甲寅歲孟夏十六日

大檀那 正二位右大臣豐臣朝臣秀頼公

奉行 片桐東市正豐臣且元

冶工名護屋越前少掾藤原三昌

前往東福後住南禪文英與清韓謹書回

### 和睦の誓文 一一〇頁

慶長十九年十二月二十一日家康秀忠の署名血判せし誓文は左の如し、

一、今度籠城の諸浪人以下異議有る可からざる事、

一、秀頼御知行前々の如く相違ある可からざる事、

一、母儀<sub>〇</sub>淀君<sub>君</sub>在江戸の儀之れ有る可からざる事、

- 一、大阪開城あらば、何國と雖も望み次第替進すべき事、
- 一、秀頼御身上に對し、表裏有る可からざる事、

二十二日秀頼及淀君の誓約せし條項左の如し。

- 一、秀頼御所<sup>○家</sup>に對し今より以後謀叛野心ある可からざる事、
- 一、種々の中説ありと雖も、御意を伺ひ申し付くべき事、
- 一、諸事前々の如くたる可き事、

是に於て兩軍の和始めて成る。されど、これ表面上の講和にして、彼此相圖り各譎詐を以て約を成したるに過ぎず、されば誓書交換を了したる日、城將眞田幸村は秀頼に請ひて東軍の營に夜襲せんとし、東軍は翌日大阪城の濠を填めて内濠に及べり。この毀郭填濠の事は誓約文に記されず、たゞ口約に止ると雖も、家康の講和を急ぎたるは、主としてこの二事にありしもの如く、その濠を填むるや、單に總濠<sup>外濠</sup>に止めず、遂に本丸に及べるは、一に家康の詐謀に出でたるものなり。翌年に至り夏の陣の起る、亦自然の勢なりといふべし。

### 豊臣氏亡ぶ

一一二頁

秀頼大阪に死せず、薩摩に潜匿し、天壽を以て終るとの傳説あり。諸書之を載せたるものあれども固より採るに足らず。當時の實祿を検するに、淀君母子の大阪に死せる事は、顯然として疑ふ可からざるなり。

秀頼の夫人徳川氏子なし。秀頼庶出の子に國松及び一女ありしが、國松は時に八歳、その乳母に扶けられて伏見に隠れしが、間もなく捕へられ、六條河原に斬らる。國松の妹なる一女子この時七歳また捕へられしが、嫡母徳川氏養ひて子とし、尼となして、相模鎌倉の東慶寺に入らしむ、是れ即ち東慶寺第二十代の住職天秀尼にして、正保二年二月天壽を以て寂せり。

### 東照宮陽明門

一一〇—一一一頁

日光東照宮は、二代將軍秀忠が父家康の遺命により、後水尾天皇の元和二年こゝに廟を營み、久能山より家康の遺骨を改葬したるが初めに、その後三代將軍家光の時、寛永元年秋元但馬守泰朝・松平右衛門大夫正綱を奉行とし、甲良豊後守宗廣を總棟梁として、社殿の建築に着手し、同十三年に竣功したるもの即ち今日の社殿なり。本殿・拜殿・唐門・坂下門・陽明門・廻廊・表門・護摩堂・神輿舎・本地堂・鐘樓・鼓樓・經藏・三神庫及び五重塔等を其の主なるものとし、何れも特別保護建造物たり。明治六年六月別格官幣社に列せらる。

陽明門は三面一戸の樓門にて、見る人、その精緻なる裝飾に對して、日の移るを忘るといふ點より俗に日暮門と呼ぶ。栱行二十一尺九寸、梁間三十二尺五寸、高さ三十七尺、屋根は銅葺の入母屋造りにて、四方には特に軒唐破風を設け、四隅の軒には風鐸を懸けたり。柱は皆楓の木地に渦形の

地紋を彫刻し、所々に鳥獸草花の彫刻あり。初層の天井の中間には、狩野守信の墨繪の龍、脇間には狩野安信の天人の彩色繪あり、その他當時名匠の苦心に成りし織巧豊美の特色を發揮せる彫刻裝飾を以て満たされたり。もとこの門に「東照大権現」と書ける後水尾天皇の勅額ありしが、今は寶物館に收められたり。

### 江戸

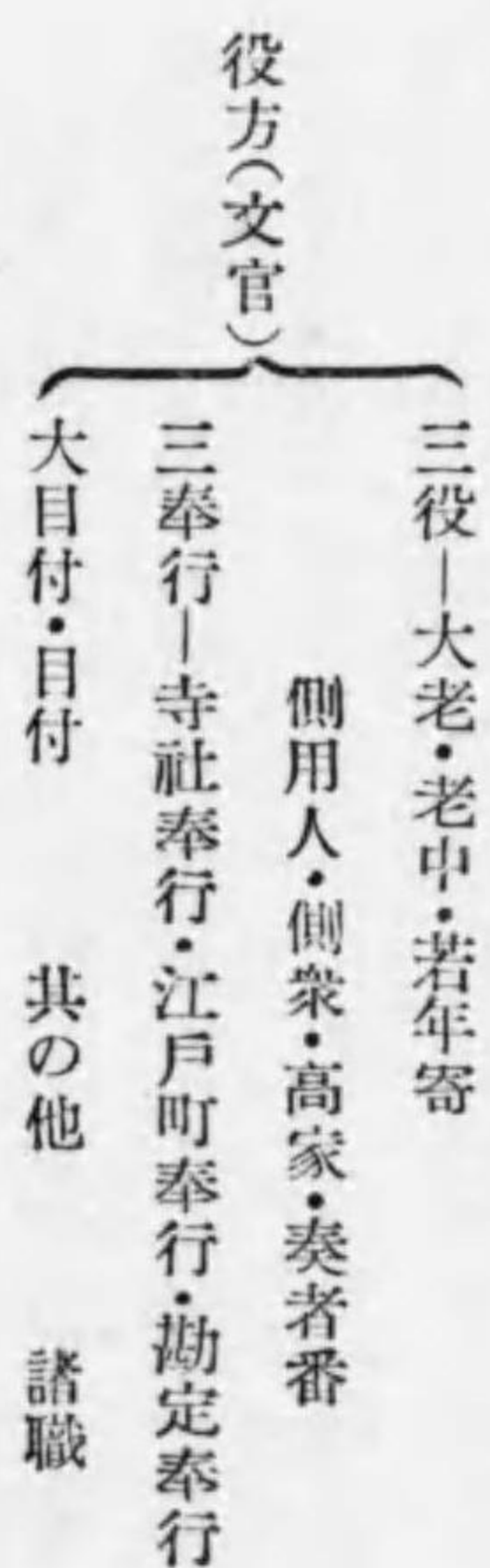
二二二頁

今日帝國の首府たる東京市、即ち徳川幕府の所在地たりし江戸は、古の武藏野の一部にして、武藏國豊島郡の日頭・占方・湯島・荒墓の四郷、及び荏原郡の櫻田御田の二郷の地に當り、後江戸郷又は江戸の莊といへり。江戸の名の初見は、『吾妻鏡』にして、當時この地は江戸太郎重長の居地なりき。室町時代の末には、この地方は上杉氏に屬し、上杉持朝の家宰太田道灌は、康正二年より江戸城を造營し、長祿元年移りてこゝに居れり。文明十八年道灌上杉定正の爲に誅せられ、次で上杉氏勢振はず、終に江戸城は北條氏綱の有となれり。氏綱即ちその將遠山直景・富永政直等をして、此の城を守らしめぬ。その後遠山綱景・同政景相ついでこゝに居る。政景の子眞景に至り、天正十一年豊臣秀吉の小田原を圍むや、己れは小田原に赴き、弟河村秀重・姪遠山直景を江戸に置きしが、同年四月、秀重等は徳川家康に降れり。同年七月家康關東に移封せられ、江戸を以て居城となす。これより家康頗に、城郭を修め、溝渠を浚ひ、池溝を埋め、道路を修め、橋梁を架し、町割をなし、

住民飲用の水道を通したれば、市内の面目を一新せられたり。文祿元年に至り、新に一城を本城の西南に築かしめ、之を家康隱栖の處と定めき。是れ即ち西の丸にして、今の宮城のある所なり。同二年更に江戸城を修め、壘塹を造り、漸次規模を擴張せり。慶長八年家康征夷大將軍に任ぜられ、この地に幕府を開くこととなり、これより市街の擴張、城郭の修理擴張相次で行はれたり。

### 幕府の職制 二二二頁

幕府の政務官廳は、概ね營中にありて、用部屋と稱す。用部屋に上下あり。上の用部屋は、老中の局、下の用部屋は、若年寄の局なり。奏者番・留守居・大目付・作事奉行・普請奉行の類は、營中英蓉の間、高家は雁の間、大御番頭・兩番頭は菊の間、新御番頭・小普請組支配・目付の類は中の間を詰所として、交番す。故に吏員の尊卑を知るに、或は詰所を以て標準とせり。但寺社奉行は私邸を以て、勘定奉行・町奉行は官邸を以てその官衙とせり。幕府職員のものを表示すれば左の如し。



五番方—大番・書院番・小姓番・新番・小十人組  
 其他の番方諸職—徒士組・貝役・押太鼓役・使番・持弓頭・持筒頭・鐵砲百人組・先手組・  
 小普請組・寄合組・交代寄合・諸奉行等

京都所司代

京都町奉行・二條城在番・二條城定番等

伏見奉行・奈良奉行

大阪城代

大阪定番・大阪加番・大阪町奉行・堺奉行

遠國(地方官)

駿府城代

駿府加番・駿府定番・駿府在番・駿府町奉行・久能山總門番

甲府勤番支配

長崎奉行・浦賀奉行・山田奉行・日光奉行・新潟奉行・佐渡奉行

郡代—關東郡代・西國郡代・美濃郡代・飛騨郡代等

代官

一一三頁

### 徳川家康畫像

この畫像の原本は、東京上野寛永寺塔頭青龍院カウチニウの所藏にして、紙本着色、狩野探幽の筆にかゝり、用筆緻密にしてよく家康の風貌を畫けり。原圖は家康天海對座の像にして、家康は東帶、天海は天台宗の法衣を着し、その間には、香爐を載せたる香案を置けり。圖の上部には天海の贊あり。  
 陰陽不測、造作無爲、弘誓亞佛、護國爲心、三國傳灯

大僧正天海圖(花押)

天海は家康の尊信歸依せし僧正にして、家康薨じて久能山に葬れる時も、また日光山に改葬の時も、その法會を司りたる程の關係にて、この僧俗兩傑對座の畫像は最も珍とすべく、加ふるに當時の畫伯探幽の筆にかゝるを以て頗る尊重せらるゝ畫像なりとす。

### 參勤交代

一一三頁

諸大名をして妻子を江戸に置かしめ、參勤交代せしむるは、江戸幕府の諸大名統御策の主要なるものにして、一には諸大名をして、往復の費用の爲に、富力を減殺せしめ、以て兵を擧げて幕府に反抗するに容易ならざらしめ、一には之をして、屢々江戸幕府の威權を目撃して、將軍の犯す可からざるを知らしめ、又江戸にありては、是が爲に大に市内の繁昌を致し、全國に亘りては、交通の便を開き、且知識交換の上にも利ありしなるべし。蓋し參勤とは江戸將軍に候するをいひ、交代とは他の大名の參勤するものと交替して領國に就くの義なり。この制の定まりしは、寛永十二年六月に

して、諸大名の在府・在封各、一年とし、毎年四月を以て交代して参勤するの制とせり。ついで寛永十九年五月に至り、譜代大名に限り、交代の期を毎年六月とし、且譜代大名にして、その領地の關東に在るものに限り、在府・在封各、半年と定め、毎年二月と八月とを以て、交代の期とし、以て儀式とせり。但し特に要路の大名に就ては、要路の守備を缺かさらんが爲に、居替交代と稱して、一人在府の時は隣藩をして在封せしめ、互に交代して参勤せしむるの制を採り、或は又その在府期間を短縮する等特例を設けたり。例へば加賀の前田氏と越前の松平氏とか、居替交代をなし、又居替交代なる筑前の黒田・肥前の鍋島兩氏が、十一箇月在府して二月を以て歸國するが如き、對馬の宗氏が三年毎に一回上府し、且在府僅に四箇月なるが如き是なり。いづれも警備上の必要に出でし特例に外ならず。

江戸城諸侯登營の圖 一一三—一二三頁

この圖は秋元子爵家に藏せらる、「東海道繪卷」の一節にして、明暦大火以前の江戸城の状況を見るに唯一の好史料なり。この他、東海道の宿驛、關所、渡場等當時の状況を參考するに足るもの多し。

御朱印船末吉船 一二四頁

朱印船とは海外渡航許可の「朱印狀」を與へし外國貿易船にて、この末吉船は大阪平野の人末吉孫左

衛門の出したる朱印船なり。この圖は京都清水寺の掛額として今に存せり。寛永九年東京地方に航したる末吉船が無事航海を終つて歸國したるにより、その祝宴を聞き、この圖を畫かせて清水寺の觀音堂に奉納したるなり。この圖中には三味線を弾ける人物や煙管、煙草盆なども見ゆ、又黒人のあるに注意すべし。

渡海朱印狀 一二五頁

この朱印狀は、外國貿易船に與へたる朱印狀の一例にて、慶長十二年六月二日徳川家康がルイスに與へて明春歸朝の際何れの港にも寄港するを許したるものなり。朱印の印文は「源家康弘忠恕」とあり。

因に云ふ、この朱印狀の交附は、金地院・圓光寺・豐光寺の三寺院の僧徒の司る所にして、その臺帳たる『異國渡海御朱印帳』に記入せる處を見るに、その航海したる國々は

安南、占城、呂宋、信州、暹羅、東京、大泥、順化、柬埔寨、迦社安、密西耶、斐萊、田彈、麻利加、交址、毘那宇島、媽港、高砂、摩陸、

等に及び、その朱印狀を受けたるは、大名・寺院及び商人を常とし、外國人にも我が幕府の保護の下に、安全に東洋貿易を行はんが爲に、まゝ朱印狀を得たる者ありき。

支倉六右衛門畫像 一二五頁

伊達政宗の使命を帯びたる支倉六右衛門常長は、副使ソテロ以下一行百八十四人と共に五百噸ばかりの船にて、慶長十八年九月十五日陸奥（陸前）の月の浦を出發し、太平洋を横ぎり、新イスパニアのアカブルコ港より、メキシコを通つて、ベラ・クルス港より、再び海路イスパニアのサンルカール港に到着、それより一行はイスパニア王フィリップ三世にマドリットにて謁見して、洗禮を受け、常長はフィリップ・フランシスコといふ教名を與へられたり。尋で一行はバルセロナより船にて伊太利ゼノアに渡り、元和元年十月二十六日に羅馬に達し、二十九日はバチカン宮殿にて、法王バオロ五世に謁見して政宗の書簡を呈せり。法王は政宗に贈る品々を托し、羅馬市は常長に市民權を與へ貴族に列せしめたり。常長は翌二年一月七日羅馬を發し、前路をとり、アカブルコ港よりマニラに至り、元和六年八月二十六日仙臺に歸着せり。

この畫像は常長が羅馬滯在中にバオロ五世が佛國のクロードといふ畫家に畫かせ、常長に與へし油繪の肖像にて、常長は法服を着けて祈禱し居る姿なり。この原本は伊達伯爵家の所藏にかゝる。

## 踏

## 繪

一二六頁

禁教の事を勵行するに當りて、幕府は寺請證文等を以て足れりとせず、新に踏繪の制を九州に施行したり。踏繪の起源は、寛永五年、長崎奉行水野守信始めて轉びの者の眞否を試みん爲に、信徒の崇拜せる畫像を踏ましめたるにあり。翌年長崎奉行竹中重義紙製畫像の破損し易きを以て、之を木

板に彫刻して、衆人に踏ましむることとせり。又寛文九年、奉行松平隆見・河野通定、相議して、更に銅版を以て鑄造せしめたり。その遺品は東京帝室博物館に陳列せり。本書に收めしものまたその寫しにして、一はもと長崎奉行所にありし眞鑄製踏繪にて、長さ六寸二分幅四寸五分あり。圖は聖母が基督を抱ける狀なり。箱書によれば寛文九年の鑄造なることを知る。一は木版に荊冠縛手の基督の像を陽刻したる銅牌を箱め込みしものにて、長さ八寸三分幅六寸三分厚一寸二分あり、同じくもと長崎奉行所にありしものなり。

## 宗門改

一二六頁

島原亂後幕府は天主教取締の一方法として、「宗門改」と稱して、人民に天主教徒に非ずといふ證明書を寺より貰受けしめ、之を「寺請證文」といひ、寺にてはその證明したる人々を帳面に書きつけて宗門奉行所に差出せり。この記録を宗門改帳といふ。その例を擧ぐれば、開卷第一に、

耶蘇宗門御改に付指上申寺請證文之事  
とあり次に人名を列舉し、卷末に

右何れも代々禪曹洞宗當寺旦那に御座候所實正也、若御制禁之宗旨きりしたん怪敷者より申出候者於有之者、拙僧何分迄も罷出、急度申譯可仕候、後日爲寺請證文仍而如件

本寺攝丹境永澤寺

播州飾東郡姫路吉田町

文化七年庚午八月

曹洞宗景福寺

鐵山園

米澤一左衛門殿

五十嵐昌左衛門殿

とあり。以てその大略を察すべきなり。

### 新井白石畫像

一二九頁

白石の子孫新井太吉氏所藏の原本に據る。

### 意知の横死

一三〇頁

天明四年三月二十四日意知は江戸城桔梗の間に於て、新番の士佐野政言の爲に傷けられたり。時に政言は身を掩障の蔭に潜め、一喝して進み、意知の肩に切り付けたるを、意知は佩刀の鞘を把りて之を拒ぎしが、重創を片肩及び兩肢に被り、退營して家に歸りて卒せり。政言は善左衛門といひ、新番蟻川相模守の組にて五百石を領せるものなり。田沼氏は佐野の支流なるを以て、意知は己れの家系を貴くせんと欲し、佐野氏の系圖を政言より借りて返さざりければ、政言は之を督促したるに、反りて意知の爲に凌辱せられたるに由り、遂に意を決して意知を刺したるなりといふ。政言の意知を刺すや、大目付松平對馬守の爲に組み留められ、直に揚屋入りアガリイを命ぜられ、四月三日獄中にて切

腹仰せ付けられき。年二十八。幕府その死骸を親族に渡し、東本願寺中徳本寺に葬る。時人意知の專横を惡むもの、政言に同情し、その墓に詣で香花を供するもの絶えざりきといふ。

### 松平定信畫像

一三一頁

松平定信は幼名を賢丸、字を貞卿といひ、等を旭峯といひ、致仕の後樂翁と號せり。もと田安宗武の第三子にて、寛永八年十二月八日江戸の田安邸に生れ、安永三年十一月、白河の城主松平越中守定邦の養子となり。天明三年十月その封を襲ぎ、七年老中となり、寛政五年職を退き、文化九年四月致仕して家を子定永に譲り、文政十二年五月十三日七十二歳にて歿せり。この畫像は子爵松平定晴氏の所藏にて、狩野養信フカノノウシ晴川院ハルカワインの筆にかゝり、定信晩年の風貌を寫したるものなり。三上博士の「模範政治家としての松平定信」と題する論說『史學雜誌』第十七編第十一號にあり。定信の論評として最も見るべきものなり。就て參考とすべし。

### 皇居造營

一三一頁

天明八年正月京都大火、皇居また炎上せしかば、幕府皇居の造營を計り、松平定信命を受けてその工事を督しぬ。定信從來皇居の規模甚狭少にして、多く古典に違へるを慨き、儒臣林信教・柴野栗山等をして、高辻・五條等の諸公卿と議し、記録に索め、古傳に質し、務めて古制に則らしめ、かくて寛政二年の秋に至りて、皇居・仙洞並に落成し、その冬、主上・上皇、何れも還幸ありき。而して宏

壯輪奐また昔日の比に非ざれば、天皇光・上皇桃女院桃天皇の中宮皆大に喜び給ひ、各物を定信に下し給へり。天皇特に宸筆御製の詩を將軍家齊に賜ひ、造營の功を褒め給へり。御詩に曰く、

遙慕周文固	不 <small>レ</small> 美漢武臺	舊章一是率	新築木非 <small>レ</small> 催
百工忽告竣	整 <small>レ</small> 駕自東回	拭目向城雉	城雉亦美哉
兩殿應規矩	四門總崔嵬	燕雀繞擔集	櫻橋階階 <small>レ</small> 裁
豈其爲逸豫	講禮共徘徊	委佩郡僚會	將幣九州來
素心既已足	起臥感鹽梅	欣然詩思動	乙夜薄言裁

上皇また御歌を賜はる。曰く、

殿作り磨き立てたる嬉しさの心を見するやまと言の葉

家齊詩歌を拜受し感泣し、定信の功を嘉し、親しく宸翰を摸寫し、名刀一口を添へて之に與へたりき。

この後孝明天皇の嘉永七年將軍家定の時に至りて、皇居また火あり、幕府にて之を造營しまつり、安政三年に至りて成りたるもの、即ち今の京都御所にして、その構造は概ね寛政の舊式に據りたるものなりといふ。

佛

佛教史上の江戸時代は、佛教が全然政治上の権力の下に屈伏し、諸宗各その勢力を持続したる時代なり。佛教が政略上の原因によりて、國教の形式を執りたる時代なり。此の時に當りて、僧隱元の渡海によりて、禪宗の一派なる黄檗宗の傳來せる外には、佛教そのもの、内容に於ては、甚しき變化を見ざりき。家康は陽に朝廷を尊び、あらゆる名譽官爵を公卿に残して、政治上の實權は悉く江戸幕府に收めたる同一の筆法を以て、佛教に對し、京都附近に於ける佛教各宗の本山は、たゞ本山たる名譽資格を有するのみとなり、その宗門内の實權は、江戸に於けるその代理者天台の寛永寺淨土の増上寺の如に歸せしめたり。家康は禪宗の崇傳と天台の天海とを寵用したりしが、天海が如何なる程度まで家康の政略を輔けたるやは不明なれど、東叡山寛永寺を江戸に起して、關東天台の中心とし、皇族を迎へて法嗣とし、以て比叡山延曆寺に對立せしめたるは事實なり。崇傳に至りては、家康の命を受けて、京都所司代板倉勝重と共に、後世の寺社奉行同様の職を執り、佛教の各宗に對する制度を定め、之をば全く幕府の権力の下に置けり。かくの如くにして幕府の定めたる制度により、小は一寺、一山より、大は一派、一宗に至るまで、その守る可き法規・修行の階段・僧階の進級・法衣の等差等を規定せられ、佛教各宗の寺院・僧侶は、一も之を破ること能はざりき。而して佛教は一面に於てかく幕府の保護を受けたれば、大に發達すべかりしに、實はその然るを得ざりしものは、主として、幕府が基督教禁絶の手段として、國民をして悉く佛教の一宗に歸依せしめ、僧侶に附するに



戸籍公證の權を以てせしによれり。これによりて、寺院と檀越との關係を確立し、僧侶は物質上の供給に餘裕を生じたりしかば、之と同時に或は遊惰に耽り、安逸を事とし、僧侶の墮落は甚しきに至れり。されば幕府も屢々命を出してその不法を戒め、僧侶の犯罪に對する條規を定むること嚴なりき。元祿の頃、文教復興の氣運に乗じて、碩學の僧侶は一時に四方に輩出し、佛教は再び興隆の運に向はんとせしが、國學及び儒教の盛んなるに及びては、佛教排斥の聲は四方に起り、王政維新の前後に至りては佛教は悲惨なる境遇に立つの止むを得ざるに至れり。

## 崇

## 傳 一三三頁

崇傳字は以心、一色秀勝の子にして、南禪寺に住す。初め家康五山の僧の文筆に長ずるものを撰び、社寺の事務と、外交文書の起草とを司らしめ、相國寺の長老承兌・南禪寺の長老元估の二人をして、相つぎて之に當らしめしが、慶長十三年崇傳召されて駿府に至り、元估の後を受けて事務を執れり。同十五年駿府に金地院を建て、後京都南禪寺にも、また金地院を建つ。同十七年八月家康の命により板倉勝重と共に寺院行政の事を掌る。同十六年ノバ・イスパニアの使節來朝するや、家康は通商を許したれど、布教を禁じ、崇傳に命じて復書を起草せしむ。元和元年家康は崇傳を以て諸寺の僧録職となす。この年家康が發布せる公家法度及寺院法度は、實に崇傳の起草に係れり。同二年家康病あつきや、本多正純と共に枕頭に召されて遺命を受くといふ。同五年江戸に於て地を賜り、金地院

を増上寺の傍に建つ。寛永三年秀忠の執奏により、圓照本光國師の號を勅賜せられ、同十年正月年六十五にて寂す。その日記四十七卷『本光國師日記』と稱して世に傳はる。寺社及び外交に關する有力なる史料なり。

## 藤原惺窩畫像

## 一三三頁

東京堀鏡之丞氏藏幅のものによる。惺窩名は肅、字は斂夫、僧たりし時、名を舜といふ。父を冷泉爲純といひ、世々播磨三木郡細川村に食邑す。父兄共に戰死す。惺窩幼にして穎悟、一旦僧となり、京都の相國寺に來り、妙壽院に居る。後にその非を悟り、儒者となる。惺窩世に良師なきを患へ、明に遊ばんとし、薩摩に到り、朱註を得て歸京し、聖道を興すを以て任とし、洛北市原邑に閑居し、北肉山人と號し深く韜晦す。然れども聲譽彌々高く、小早川秀秋・直江兼續・石田三成等の諸將皆之を尊敬せり。關ヶ原役後、家康京都に入り、屢々惺窩を延く。惺窩儒服入見し、經史を講説す。林羅山・松永昌三・那波活所・堀杏菴・菅得庵等の諸氏、皆惺窩の門より出で、大に儒學を興隆せり。元和五年九月十二日卒す。年五十九。『四書大全頭書』『惺窩文集』『假名性理』『千代もと草』等の著述あり。

## 家康と文教

## 一三三頁

家康干戈倥傯の際に於て、意を文事に注ぎしは、實に今古に卓絶せり。今その大略を擧げんに、文

祿二年、名護屋陣中好壽院惺窩に命じて、『貞觀政要』を讀ませ、慶長四年に『孔子家語』を開版し、五年に『貞觀政要』及び『三略』を開版し、又惺窩に『漢書』等の史書を讀ましむ。六年に伏見に學校を設け、南禪寺元信を教授に充て、七年に江戸富士見亭に文庫を建て、金澤文庫の本及び其の他の圖書を收藏し、十年に『東鑑』・『周易』を開版し、林道春を召して之を講じ、十一年に『七書』を開版し、十九年に法制編纂の爲に『群書治要』・『貞觀政要』・『六國史』・『令』・『格』・『式』等の古書を描寫し、大阪陣中、親から其の事を沙汰す。元和元年に『大藏一覽』二年に『群書治要』を開版す。その間遺書を採訪し、典故を攻究し、縉紳僧侶を引見し、内外典の疑義を質し、治道を議論すること殆んど虚日なし。家康が江戸富士見亭に設けし文庫は、當時之を富士見文庫といひしが、寛永十六年七月に至り、將軍家光はこの文庫を紅葉山（江戸城内、西丸と本丸との間）に移し、紅葉山文庫と改稱せり。紅葉山文庫は、當時幕府の書物奉行の管轄に屬せしが、明治維新後新政府に引繼がれ、數回の沿革ありて、今日はその藏書宮内省圖書寮及び内閣文庫に入れり。

### 漢學の隆盛

一三四頁

- 中江藤樹 慶長十三年生 慶安元年歿 年四十一
- 熊澤蕃山 元和四年生 元祿四年歿 年七十三
- 紀元二二六八—二三〇八

山崎闇齋

紀元二二七八—二三五一  
元和四年生 天和二年歿 年六十五

伊藤仁齋

紀元二二七八—二三四二  
寛永四年生 寶永二年歿 年七十九

伊藤東涯

紀元二二八七—二三六五  
寛文十年生 元文元年歿 年六十七

木下順庵

紀元二三三〇—二三九六  
元和七年生 元祿十一年歿 年七十八

荻生徂徠

紀元二二八一—二三五八  
寛文六年生 享保十三年歿 年六十三

新井白石

紀元二三二六—二三八八  
明曆三年生 享保十年歿 年六十九

室鳩巢

紀元二三一七—二三八五  
寛文四年生 享保十九年歿 年七十一

紀元二三二四—二三九四

貝原益軒

寛永七年生

正徳四年歿

年八十五

紀元二二九〇——二三七四

藤原惺窩

永祿四年生

元和五年歿

年五十九

紀元二二二一——二二七九

林羅山

天正十一年生

明暦三年歿

年七十五

紀元二二四三——二三一七

林鳳岡

正保元年生

享保十七年歿

年八十九

紀元二三〇四——二三九二

柴野栗山

享保二十年生

文化五年歿

年七十四

紀元二三九五——二四六八

尾藤二洲

延享二年生

文化十年歿

年六十九

紀元二四〇五——二四七三

古賀精里

寛延三年生

文化十四年歿

年六十八

紀元二四一〇——二四七七

中井竹山

享保十五年生

文化元年歿

年七十五

紀元二三九〇——二四六四

頼山陽

安永九年生

天保三年歿

年五十三

紀元二四四〇——二四九二

### 聖堂 一三四頁

寛永七年將軍家光は、江戸上野なる忍ヶ岡の地を林羅山に賜はりしに、羅山は私に書院・塾舎を邸内に設けたり。時に尾張侯徳川義直はその地に就て孔子の廟を建て、寛永十年成り、二月始めて釋奠の禮を擧げ、將軍家光も之に臨めり。寛文三年將軍家綱は林春齋羅山の子に賜ふに、弘文學院學士の號を以てしたれば、春齋はその書院を號して弘文院といふ。是より經科・讀書科・文科・史科・倭學科の五科に分ちて生徒を教へ、幕府より生徒に月稟を給し、また材木を賜ひて塾舎を増築し、東西南北の四塾とせり。將軍綱吉に至り、貞享四年弘文院學士の號を林鳳岡春齋の子に賜ひしが、元祿三年弘文院の地の狹隘にして、且寛永寺に近きを以て、命じて之を湯島に移さしめ、翌四年に至りて成れり。この時孔子及び四配顔子・曾子・子思・孟子の像を忍ヶ岡より移し、新に十哲曾子・冉伯牛・閔子騫・季路の神主を作らしめ、幕府の繪所狩野洞雲に命じて、七十二賢及び先儒の像を畫かしめ、綱吉自ら「大成殿」の扁額を書して、之に掲げしめ、其の地を昌平坂昌平は孟子の生地の郷名と改名し、相生橋を昌平橋と改め、

諸大名をして祭器・典籍を献せしめぬ。この年二月新築の聖堂にて釋奠の儀を行ひ、綱吉自ら之に臨み、升せて官祀とし祭田千石を置けり。又鳳岡經書を仰高門大成殿の外門の東舎に講ぜしに、聽く者凡三百餘人、士人も庶民も之に預りければ、舎中に容るゝこと能はず、地上に席して聞くものありしといふ。鳳岡は大學頭に任じ、幕府の文事を司りしも、この昌平坂に新築せる學校は、當時尙半官半私のものにして、未だ公然幕府の官學となりしに非ざりき。この昌平覺の純然たる幕府の官學となりしは將軍家齊の寛政七年にして、それより昌平坂學問所と稱することなれり。

藩 學 一三四頁

熊本時習館 寶曆二年藩主細川重賢の創建する所。

米澤興讓館 元祿十年藩主上杉綱憲學校及び聖堂を設けしに起る。安永五年名けて興讓館といふ。

萩明倫館 享保四年藩主毛利吉元の建設する所。

尾張明倫堂 藩祖徳川義直が學問所を建てしに起因す、宗勝の時に至り寛延二年始めて明倫堂と名づく。

水戸弘道館 天保九年徳川齊昭の建設する所。

鹿兒島造士館 安永二年藩主島津重豪シムボウの建設する所。  
仙臺養賢堂 元文元年藩主伊達吉村の創立にかゝり、文化年間齊宗に至り、始めて養賢堂と名づく。

國文學及び和歌

僧 契 冲 一三五頁  
寛永十七年生 元祿十四年歿 年六十二

荷田 春 滿 寛文九年歿 元文元年歿 年六十八

北村 季 吟 紀元二三二九——二三九六 寶永二年歿 年八十八

賀 茂 眞 淵 元和四年生 元祿十年生 明和六年歿 年七十三

本居 宣 長 紀元二三五七——二四二九 享保十五年歿 享和元年歿 年七十二

香川 景 樹 紀元二三九〇——二四六一 明和五年生 天保十四年歿 年七十六

紀元二四二八——二五〇三	村田春海	延享三年生	文化八年歿	年六十六
紀元二四〇六——二四七一	加藤千蔭	享保二十年生	文化五年歿	年七十四
紀元二三九五——二四六八	上田秋成	享保十七年生	文化六年歿	年七十八
紀元二三九二——二四六九	近松門左衛門	承應二年生	享保九年歿	年七十二
紀元二三一三——二三八四	松尾芭蕉	正保元年生	元祿七年歿	年五十一
紀元二三〇四——二三五四	井原西鶴	慶長十九年生	元祿六年歿	年五十二
紀元二三〇二——二三五三	瀧澤馬琴	明和四年生	嘉永元年歿	年八十二
紀元二四二七——二五〇八				

十返舎一九

安永四年生

天保二年歿

年五十七

紀元二四三五——二四九一

美術工藝

一三五頁

狩野探幽

慶長七年生

延寶二年歿

年七十三

紀元二二六二——二三三四

土佐光起

元和三年生

元祿四年歿

年七十五

紀元二二七七——二三五一

岩佐又兵衛

?

慶安三年歿

?

紀元? ——二三六〇

菱川師宣

寬永十五年生

正德四年歿

年七十七

紀元二二九八——二三七四

英一蝶

承應元年生

享保九年歿

年七十三

紀元二三一一——二三八四

尾形光琳

寬文元年生

享保元年歿

年五十六

紀元二三二一——二三七六

- 圓山應舉 享保十八年生 寛政七年歿 年六十三  
紀元二三九三——二四五五
- 谷文晁 安永三年生 天保十二年歿 年七十八  
紀元二四三四——二五〇一
- 司馬江漢 延享四年生 文政元年歿 年七十二  
紀元二四〇七——二四七八
- 葛飾北齋 寶曆十一年生 嘉永三年歿 年九十  
紀元二四二一——二五一〇
- 歌川豊國 明和六年生 文政八年歿 年五十七  
紀元二四二九——二四八五
- 歌川廣重 寛政九年生 安政五年歿 年六十二  
紀元二四五七——二五一八
- 本阿彌光悅 弘治三年生 寛永十四年歿 年八十一  
紀元二二一七——二二九七

玉川上水

一三六頁

玉川上水は、主として玉川庄右衛門・清右衛門兄弟が拮据經營に成れるものなり。庄右衛門・清右衛門共に江戸の市民なり。初め江戸清水に乏しく、城西牟禮村に清泉湧出づるを引き神田諸街に被らしむ。之を神田上水と名く。然れども猶濠水若しくは溜池の水を用ひて、飲用に供するもの少からず。承應元年の頃、庄右衛門・清右衛門多摩川の水を引かんことを請ふ。町奉行神尾元勝之を贊助し、その水路を驗せしむ。二人乃ち羽村より江戸に至る凡十三里間につきて、その水準を驗し、委しくその圖を附して上る。老中松平信綱・阿部忠秋等之を議し、その設計を可なりとし、町奉行等をして實地について之を檢せしむ。承應元年十二月二十五日、閣議を以て、二人に命じて工を起さしむ。則ち金六千兩を附與す。翌年四月鑿開の工を起し、同年十一月十五日、四谷大木戸に至る。是に於て羽村大川に堰を設け水を通ず。清冽の水渠に満ちて流る。この間給費足らず。自ら金二千兩を補ひ、また其の邸を賣りて、千兩を得、之をその工に費す。之によりて堀鑿虎の門前に及ぶ。幕府その功を賞して、永く玉川上水の事務を管せしめ、兩人に米二百石並に金子を賜ひ、苗字を與へて玉川といひ、又帶刀を許す。二人この工に従事するや、家産を抛ちて之に盡瘁し、工終て後も、亦よく自ら支へず、纔に上水使用料を徴して、以て之を辨するを得たり。從來泥惡の水に苦しみたる都下の士民も、これによりて清冽の水を得、旱天にも涸れず、雨ふるも濁らず、今に至て三百年一日の渴を患へず、尊卑の生命實に之に繋る。近時東京市の一大事業として、改良の工を起して竣

成したる水道も、その創設は、實にこの二人の方寸に出でたるなり。

葛飾北齋筆汐干狩の圖 一三六—一三七頁

この圖は浮世繪の一標本として挿入したるものなり。その解説は本圖の裏面に註せり。

國史古典の研究 一三七頁

僧 契 冲 寛永十七年生 元祿十四年歿 年六十二

紀元二三〇〇—二三六一

荷田 春 滿 寛文九年生 元文元年歿 年六十八

紀元二三二九—二三九六

賀 茂 眞 淵 元祿十年生 明和六年歿 年七十三

紀元二三五七—二四二九

本居 宣 長 享保十五年生—享和元年歿 年七十二

紀元二三九〇—二四六一

平田 篤 胤 安永五年生 天保十四年歿 年六十八

紀元二四六三—二五〇三

塙 保 己 一 延享三年生 文政五年歿 年七十七

紀元二四〇六—二四八二

本居宣長畫像 一三七頁

本居家所藏の原本による。

塙保己一畫像 一三八頁

保己一の後裔塙忠詔氏所藏の原本による。この畫像は保己一歿後一周忌に當り、その長女の依囑により、住吉内記廣定の畫く所なりといふ。服装は盲人の總管たる檢校の正服にして、緋の衣に白繪子の小袖袴なり。頭巾は燕尾と稱するものにして、右手に持てるは中啓なり。

尊 王 論 者 一三八頁

德川 光 圀 寛永五年生 元祿十三年薨 年七十三

紀元二二八八—二三六〇

淺見 安 正 承應元年生 正應元年歿 年六十

紀元二三一一—二三七一

竹 内 式 部 正徳二年生 明和四年歿 年五十六

紀元二三七二—二四二七

山 縣 大 貳 享保十年生 明和四年歿 年四十三

- 紀元二三八五——二四二七
- 藤井右門 享保五年生 明和四年歿 年四十八
- 紀元二三八〇——二四二七
- 高山彦九郎 延享四年生 寛政五年歿 年四十六
- 紀元二四〇七——二四五二
- 蒲生君平 明和五年生 文化十年歿 年四十六
- 紀元二四二八——二四七三
- 頼山陽 安永九年生 天保三年歿 年五十三
- 紀元二四四〇——二四九二

### 徳川光圀畫像

一三九頁

この畫像の原本は、水戸彰考館の所藏にかゝり、徳川綱條の賛あり、曰く、

先考義公尊像 其面容

公親命工所刻、拜之儼然如存、綱條不勝

哀泣敬繕完之、安置常陸久慈郡稻

木邑久昌教寺、希使子孫仰慕

盛徳餘烈

元祿十四年辛巳十一月二十八日

孝子參議綱條百拜

### 蘭學者

一四〇頁

- 青木文藏 元祿十一年生 明和六年歿 年七十二
- 紀元二三五八——二四二九
- 前野良澤 享保八年生 享和三年歿 年八十一
- 紀元二三八三——二四六三
- 杉田玄白 享保十八年生 文化十四年歿 年八十五
- 紀元二三九三——二四七七
- 大槻玄澤 寶曆七年生 文化十年歿 年七十一
- 紀元二四一七——二四七三

### 林子平畫像

一四〇頁

この畫像の原本は文學博士大槻文彦氏の所藏にかゝる。

### 海國兵談

一四一頁

林子平の著『海國兵談』は三冊十六卷より成り、その概目左の如し。

近世史



- 第一卷 水戦 第二卷 陸戦 第三卷 軍法並物見 第四卷 戦略 第五卷 夜軍  
 第六卷 撰士 第七卷 人数組 第八卷 押前・陣立・備立・宿陣・野陣 第九卷 器械並に  
 小荷駄、附糧米 第十卷 地形・城制 第十一卷 城攻附攻道具 第十二卷 籠城附守具  
 第十三卷 操練 第十四卷 武士の本體並に知行割・人数積、附制度・法令の大略  
 第十五卷 馬の飼立仕様、附騎射の事 第十六卷 略書

右の内、殊に水戦に就きて説くこと詳密なり。これ本邦は環海の國なれば、最も之を必要とすべきを以てなり。當時の人、多年の無事に馴れて、外寇の何物なるかを知らざりしに、子平の著書出づるに及び、江戸日本橋より唐(支那)和蘭まで、境なしの水路なることを知り、大に驚愕したりといふ。幕府、以て妄りに虚説を述べて民心を惑はすものとなし、子平を江戸に召し、寛政三年(海國兵談)刻全く成るの年)十二月、仙臺より江戸に護送せられ、糺問の結果、翌四年五月蟄居を命ぜられ、版行物並に版木を没收せられたり。

### 露人の來航 一四一頁

天明二年、伊勢の白子濱の船頭幸太夫以下十七人、運漕船神昌丸に乗りて、鳥羽港を發し米穀を江戸に回漕する途上、駿河灣にて揖を破損し、遂に漂流してオホーツク海に至り、露人に救はれ、イルクーツクに伴はれしが、十七人の内十二人は彼の地にて病死し、生存者は幸太夫以下五人となれり。

時に露の女帝カザリン二世は漂流民送還を機として、通交を我が國に求めんとし、アダムス・ラツクスマンを使節として、寛政四年(天明二年の約十年後)蝦夷地根室に至らしめ、漂流民を還し、通商を開かんことを請へり。松前藩主松平道廣之を江戸に報じければ、幕府にては、目付石川忠房・村上義禮を蝦夷に遣り、我が外人を待つ常法を告げて、その請ふ所を斥け、今後は必ず長崎に來りて請ふ可きを諭して立去らしめたり。このラツクスマンの來朝は幕府に於ける外交事件の第一警鐘ともいふ可し。

露西亞の第二回の使者ニコラス・ベトロウイチ・レザノフが長崎に入港せるは、これより十一年を経たる文化元年のことなり。幕府は長崎奉行の急報を得て、目付遠山景晋を長崎に遣はし、露使に應接せしめ、國法の容易に變改し難きを告げ、通商を拒絶せり。レザノフは使命を果すことを得ずして長崎を去れり。レザノフがこの時搭乗し來れる帆船ナデシウタ等は長さ三十六間あり、三十六門の砲を備へ、乗組八十一人ありたれど、船は僅に一隻に過ぎず、地は僻遠の長崎なり。加ふるにレザノフは禮儀を以てその志を達せんとせしかば、終にその目的を果す能はざりき。此の際露國にして、後年米國使節ペルリが江戸近海に來り、四隻の軍艦と多數の兵員とを以て、我を威嚇したると同様の手段を執らしめば、日本開國の名譽は、米國に歸せずして、或は露國によりて得られしなるべし。

## 伊能忠敬畫像 一四一頁

この畫像の原本は、忠敬の後裔なる下總香取郡佐原町の伊能三郎右衛門氏の所藏にして、忠敬の友人久保木青淵の賛あり。尙同家には忠敬が使用したる測量用旗・測量機械等をも所藏せらる。

## 反射爐 一四二頁

江川太郎左衛門は、外寇を患へ、品川臺場等に据付ける大砲鑄造のため、反射爐築造を企て、幕府の許可を得て、嘉永六年伊豆國加茂郡出合村に工事着手中、米艦の來航あり、機密を知らるゝを恐れ、更に葦山村鳴瀧に移し、翌安政元年四月に工事を始め、二年正月に完成したるものゝ如し。太郎左衛門はその月の中旬死去したれば、實際多く役立ちしは、その歿後なり。完成後元治元年まで大砲小銃その他附屬品も鑄造されしが、元治元年より大砲なども江戸にて造られることになりしかば、この反射爐は荒廢に歸せり。然るに遺物保存の爲め、明治四十一年陸軍省にて修繕に着手し、翌四十二年落成せり。こゝに掲げし圖は、即ちその修繕後の有様なり、爐は二隻直角の形に築かれ、高さ各五丈二尺、敷長一丈八尺五寸、横一丈六尺四寸、耐火煉瓦にて築きしものなり。

## 外國船擊攘の令 一四三頁

文政八年二月十八日、幕府外國船擊攘の令を下す。曰く、

異國艦渡來の節、取計らひ方、前々より數度仰出され之れあり、オロシヤ（露西亞）船の儀に付

きては、文化の度改めて相觸れ候次第も候處、イギリスの船、先年長崎に於て、狼藉に及び、近年は所々へ小船にて乗り寄せ、薪水食料を乞ひ、去年に至り候ては、猥りに上陸致し、或は廻船の米穀・島方の野牛等奪ひ取り候段、追々横行の振舞、其上邪宗門勸め入れ候致し方も相聞え、旁々捨て置かれ難き事に候、一體イギリスに限らず、南蠻西洋の儀は、御制禁邪教の國に候間、以來何れの浦方に於ても、異國船乗り寄せ候を見受け候はゞ、その所に在り合ひ候人夫を以て、有無に及ばず、一圖に打拂ひ、逃げ延び候はゞ、追船等差し出すには及ばず、其の分に差し置き、若し押して上陸いたし候はば、搦め捕り又は打ち留め候ても苦しからず候。本船近付き來り候はゞ、打ち潰し候とも、是れ又時宜次第、取り計はらるべき旨、浦方末々の者まで、申し含め、追つて其の段相届け候様、改めて仰出され候間、其の意を得、浦々備手立の儀は、土地相應實用專一に心掛け、手重過ぎ申さざる様、また怠慢も之れなく、永續致すべき便宜を考へ、銘々存分に申し付けらるべく候、尤も唐・朝鮮・琉球などは、船形人物も相分かるべく候へども、阿蘭陀船は見分けも相成り兼ね申すべく、右等の船萬一見損じ、打誤り候とも、御察度は之れあるまじく候間、二念なく打拂ひを心掛、圖を失はざる様、取り計らひ候處專要の事に候條、油斷なく申しつけらるべく候。

右の通り相觸れらる可く候。

## 大鹽平八郎 一四三頁

平八郎の亂は、その事情を考ふるに、世の常の叛亂を以て目すべきにあらず。『東湖隨筆』にも、矢部駿河守の話をのせて、「駿河守の案には、叛逆と不存候、平八郎は所謂肝癢持の甚しき者也、與力を務むる内、富豪を折し、小民を救ひ、奸僧を沙汰し、邪教を吟味したる類、天晴の吏といふべし。又學問も有用の學にて、中々黃吻書生の及ぶ可きにあらず」といへり。平八郎は實に陽明學に於て一家の學をなし、『洗心洞割記』『古本大學科目』等の著あり。天保饑饉の際、かれは飢餓に迫れる窮民を救はん爲に、府城の倉廩を開かんことを求めて、聽かれず。更に案をかへて市中の富豪に説きて金を出さしめんとし、自らも亦珍藏の書籍數千部を賣却して、之を以て米に代へ、貧民を賑恤し、町奉行跡部山城が譴責を加ふるに及び、遂に發して亂を作するに至れり。その所行たる實は當時に於ける社會問題の解決にありしを見るべし。その擧兵はもとより非難を免れずと雖も、亦情狀の諒すべきものなきにあらず。

## 久里濱 一四四頁

神奈川縣三浦郡久里濱村にあり。嘉永六年六月、幕府、應接館を設け、戸田氏榮等をして、米使に接せしめし處にして、近年ペルリ紀念碑を建設せり。

この時ペルリは國書の授受を了ると共に、別に左の文書に二旒の白旗を添へて、我が奉行に交付したりしが、當時幕府に於ては、之を極めて秘密に附し、當事者の外は、之を知るものなかりしなり。先年以來各國より通商の願、これあり候處、國法を以て違背に及ぶ。元より天理に背くの至罪、莫大なり。然らば蘭船より申し達し候通り、諸方の通商、是非に希ふに非ず。不承知に候はゞ、干戈を以て、天理に背くの罪を糺し候に付、其方も國法を以て防戦致す可し。さ候はゞ防戦の時に臨み、必勝は我等に之れ有り、其方敵對成り兼ね申す可く、若しその節に至り、和睦を乞ひたくば、此の度贈り置き候處の白旗を押し立つ可し。然らば、此方の砲を止め、艦を退けて和睦致す可し。

この書狀は、實に米人來航の眞意を暴露せるものにして、我が海防の不備にして、容易に米人と開戦し難きを知れる、幕府當局者を威赫するに餘りありしや必せり。

## ペルリ響應の圖 一四五頁

この原本は伯爵阿部正桓氏の所藏にて、横濱村に新設せる應接場に於て、幕府の吏員が米國使節と面接せし時、茶菓響應の狀況を畫けるもの、蓋し安政元年二月十日の會見の際ならん。爾後談判數次、三月三日に至りて、遂に和親條約を締結せり。圖中我が吏員の席次は、各人の羽織の紋章によるに、幕内の最右端に米人に對座せるは、儒役林大學頭輝、次は町奉行井戸對馬守覺弘、次は浦賀奉行伊澤美作守政義、次は目付鵜殿民部少輔長銳、次は幕府儒者松崎滿太郎純儉にして、幕内の最

左端に吏員と對座せるは即ちペルリならんといふ。

### 神奈川條約 一四六頁

日米間に締結したる和親條約は、十二個條より成り、その要旨は、日米兩國の永久和親を主とし、下田・函館兩港に於て、米人の爲に、薪水・食料其の他船中必須の物品を、その地の官吏より供給賣與すること、この兩港に於ては米人の上陸散歩を許すこと、米國官吏下田に駐在し得ること、米國の漂流民を寛待すべきこと、他國へ更に有利なる條件を許したる時は、米國も之に均霑す可きこと等にあり。この條約はペルリの出したる草案により討論削補したるものにて、日本文及び英文にて作り、更に漢文の副書ありしが、和文の分には誤譯ありたる爲め將來紛議を生ぜり。この條約は安政元年三月兩者の間に署名を終りしが、翌二年正月下田長樂寺に於て、米使アダムスとの間に批准交換を了せり。

### ハルリス肖像 一四六頁

この肖像は、ウイリアム、エリオット、グリフィス氏著のタウンセント、ハリス（ファースト、アメリカン、エンゾオイ、イン、ジャパン）と題する書に挿入せる眞影の複寫なり。

### 日米修好通商條約 一四六頁

安政五年六月十九日、大老井伊直弼勅許を待たずして、我が全權委員時の外國奉行井上信濃守清直

及び岩瀬肥後守忠震と北米合衆國の全權委員タウンセント・ハルリスとを江戸に會見せしめて調印したる十四箇條の日米修好通商條約書の正本は、今外務省に所藏せらる。條約書は、書冊に綴られ、大さ見開きし所にて、概略天地一尺二三寸、左右二尺餘あり。この簿冊には鎖にて繋がれし厚さ一寸位直徑七八寸の國璽印の容器附屬し、蓋を開けば封臘あり、その上に國璽を印せり。この容器の表面は孔雀の模様を表はし、金銀のモールの總を付せり。また英文條約書の末行にはタウンセント・ハルリスの署名捺印あり。

この條約の批准交換は、萬延元年四月、外國奉行新見豊前守正興及び村垣淡路守範正の兩人、ワシントン府に於て之を了せり。

露國との修好通商條約は、安政五年七月十一日、江戸にて調印せられ十七個條より成る。我が全權委員は永井玄蕃頭尙志・井上清直・岩瀬忠震及津田半三郎正路、彼の全權委員はエフ・シユース・ブーチャチンなり。この批准交換は翌六年江戸に於て行はれたり。

英國との修好通商條約は、安政五年七月十八日江戸にて調印せられ二十四箇條より成る。我が全權委員は水野筑後守忠徳及び永井尙志・井上清直・堀利熙・岩瀬忠震・津田正路の六人、彼の使節はエルジン卿なり。この條約の批准交換は安政六年六月江戸に於て行はれたり。

蘭國との修好通商條約は、同じく安政五年七月十日、江戸に於て永井尙志・岩瀬忠震及び在府の長崎

奉行岡部駿河守と蘭の領事クルチウスとの間に、調印せられ十一箇條より成る。その批准交換は萬延元年二月なり。

佛國との修好通商條約は、安政五年九月三日、江戸に於て我が水野忠徳・永井尙志・井上清直・堀利熙・岩瀬忠震・及び目付野々山鉦藏と彼の使節バロン・ブローとの間に調印せられ二十二箇條より成る。その批准交換は翌安政六年八月なり。

### 井伊直弼畫像 一四七頁

この東帯の畫像は、直弼と昵近なりし狩野縫殿助永岳の筆にして、最もよく直弼の佛を寫したるものと云はる。井伊家の菩提寺たる東京府下荏原郡世田ヶ谷豪徳寺の所藏にかゝる。

### 櫻田門外の圖 一四八頁

この圖は、櫻田門外の變の當時、江戸市中にて賣りたる一種の胡粉畫にて、向つて左方の邸宅は井伊邸、右方の門が櫻田門、邸と門との間の濠際に建てる二つの家は、辻番所なり。直弼の遭難はこの二つの辻番所の間にて起れりといふ。時しも萬延元年三月三日、大老井伊直弼は、自分の屋敷より駕籠に乗り、行列を組み登城せんとせしが、その前衛が左に折れて櫻田門に向はんとせし朝の五時半、(即ち今の午前九時頃)、一發の銃聲を合圖に、水戸藩の浪士關鐵之介等の十七士及び元薩摩藩士有村治左衛門等、不意にその前衛に斬り込めり、恰も當日は大雪なりしかば、井伊の家來は

皆合羽を着て、大小に柄袋をかけたなりしかば、事の不意に進退の便を失ひ、忽ち行列は亂れ、駕籠の側に守護するものもなくなりしかば、浪士の數人は、その虚に乗じて駕籠に近寄り、扉を排きて直弼を引出しその首を斬り、有村治左衛門はその首を刀鋒に貫きて走れり。これ所謂櫻田門外の變なり。

### 和宮降嫁 一四八頁

徳富蘇峰が『大正の青年と帝國の前途』の一節を左に抄出せん。

「和宮は實に一身を以て、時代の犠牲となり給へり。宮が公武間に於ける御振舞は、恰も橘姫が走水沖に於て身を波濤の間に投じて、日本武尊の爲に、龍神の噴りを鎮め給ひしに均きなり。宮は實に仁孝天皇遺腹の御子にて在し、なり。宮は已に有栖川宮熾仁親王と結婚の御内約ありしなり。宮は内心よりして關東に赴くよりも、黒御所に入り、剃髮して先朝の御菩提を弔はんとの御希望たりしなり。而してその死より苦しき思をなしつゝ、關東に赴き給ひしは、十六歳の弱齡にて在し、なり。然かも宮が如何に新境遇に入りて、婦道を取り給ひしかは、文久二年二月、正式御婚儀相濟み、御臺所様と稱し奉りしより、同齡の夫將軍家茂との間、伉儷最も睦しく、嘗て便殿に於て、家茂將軍は養母天璋院・和宮内親王等と觀花の催しあるに際し、將軍の履物、式臺に廻らざりしかば、内親王には、縁端に飛び降り、自からの御草履を夫君に進じ給へりといふ。是れ勝海舟が人に語りし所に

して、一事が萬事なり。されば同棲五年に滿たず、慶應二年八月、將軍家が大阪城に薨するや、宮はその懷を述べて曰く、

三つせ川世の柵のなかりせば、君諸共に渡らましものを。

と、天下廣しといへども、古今遠しといへども、豈かくの如き貞女多からんや。

世の中の憂きてふ憂きを身一つにとり集めたる心地こそすれ、

と、實に然り。宮は恰も人生の苦杯を滿喫せんが爲に、生れ出で給ひし如かりしなり。而して紅顔妙齡二十歳にして寡婦となり給へる宮は、その年の十二月には、唯一の御兄君孝明天皇をも失ひ給へり。而して宮の御身を托し給へる幕府は、一年を隔てたる明治元年の正月には、瓦解し、三月には官軍は江戸に來り迫り、四月には江戸城の受渡となれり。而してこの際に於ける、宮の御舉動の義理・人情併せ臻りたるは、丈夫兒と雖も、なほ及ぶ可からざる所たりしなり。

蓋し江戸をして、官軍の屠戮を免れしめたるもの、また幾許か宮の御力に頼るものたるを忘るべからざるなり。而して宮が一身を犠牲として、徳川家を萬死の中より救済し給ひたるは、實に婦道・臣道・人道の三全を得たるものに庶幾かりしなり。宮は明治十年九月、箱根塔之澤に於て、御歳三十三歳にて薨去あらせ給ふ。此の短く、多故多艱にして、悲慘に且高潔なる御生涯は、實に人生の清き悲劇にして、また崇き教訓なり。」

又和宮御自筆の日記あり。當時の狀勢、宮の身邊の巨細を知ることを得る貴重なる史料なり。橋本伯爵家の所藏なるが、最近『靜寛院宮御日記』と題して出版せられたり。

### 下の關砲撃

一五〇頁

文久三年五月、長州藩が攘夷を實行して、米・佛・蘭三國の船舶を砲撃するや、三國はその亡狀を怒り、幕府に向ひて嚴談する所ありしが、遷延時日を過ごして、談判容易に決せず、三國は遂に直接長州藩を責めんとし、明治元年八月二日、佛・米・蘭の艦船に英船を加へ、舳艫相含みて横濱を發し、博多領なる姫島に碇泊して、長州藩に對して嚴談を試みたり。長州藩は三國の要求を退け、同月四日斷然砲門を開きて、外艦と戦端を開きたり。されど我が兵器はもとより外艦に及ばず、砲壘は早くも外艦の撃破する所となりて、守軍先づ敗退し、外兵上陸して、陣營及び村落を焼けり。

### 御親征の議

一五〇頁

當時長州藩と結びて、急激なる攘夷論を主張したりし堂上方の一人なる、東久世通禧伯の談話を録せる『竹亭回顧録』に、大和行幸の方略を記せるものあり。曰く、「その時の方略といふものは、天皇が大和の春日山へ行寺になつて、次に、神武帝の山陵御拜、其れから伊勢神宮御參拜、これにて天下へ御親征の大號令を發し、それより鳳輦を大阪城に駐め、關門を十箇所に置き、御親兵を募り、兵を攝海に屯し、次に諸大名に攘夷の勅命を下し、攘夷使を發して監督させ、また大司馬の

官六人を置き、公卿三人、大名三人を以て之に任じ、錦旗を制し、革にて鳳輦を造り、諸藩有爲の士を以て、次官・司馬官に任じて、天下の耳目を一新し、兵馬の權を收めて、天下に號令するといふ様な節制であつた。國事係の人々、何れも大きに賛成で、近衛や關白など、心中には、とても行はれまいと思つても、吾れくの勢が烈しいから、反對する譯にゆかぬ、主上には三條より言上して、御裁可を経たから、八月十三日に仰せ出されになつた。」と以て此の間の事情を知るに足るべし。

### 七廷臣の長州下向

一五〇頁

京都妙法院に七卿都落當夜の圖を所藏す。當時大佛妙法院は無住にして、その附近は土佐派の陣所なりしかば、茲を評定所として、一味の人々數千人次第に集りたり。毛利讃岐守・吉川監物・益田左衛門を始めとして、久坂玄瑞・桂小五郎・眞木和泉守・土方楠左衛門（後の土方久元）・戸田雅樂（後の尾崎三良）等の志士は三條實美等の公卿を取り圍み、長時間夜を徹して、前後策を講じたりしも、今俄に如何ともすべからず、慎重協議の末、暫く反對黨の機鋒を避けて後、徐ろに捲土重來の策を立つるに如かじとなし、此等の志士は、三條實美以下七廷臣を奉じ、從士數百人と共に長州に走れり。文久三年八月十九日未だ明けざる深更の、然も雨蕭々たる時、此等の公卿殿上人は、つけもならはぬ蓑笠をつけ、はきもおほえぬ草鞋をはき、名残多き帝城を離れたるなり。

### 明治天皇踐祚

一五一頁

明治天皇諱は睦仁、御幼名を祐宮と稱し給ふ。孝明天皇の第二皇子にして、嘉永五年九月二十二日（太陽曆に換算して十一月三日）降誕あり。御母は關白九條尙忠の女夙子（英照皇太后）實は大納言中山忠能の女慶子の生み奉る所なりしを、英照皇太后養ひて御子とし給ひしなり。萬延元年六月十日儲君と定まり、同年九月二十八日親王宣下ありき。慶應二年十二月二十五日、父帝孝明天皇崩御あらせられしかば、翌三年正月十日天皇清涼殿代（小御所）に於て踐祚の式を挙げ給ふ。時に御年十六にておはしき。この日關白二條齊敬を以て攝政とし給ふ。

### 討幕の密勅

一五二頁

慶應三年正月十四日、小松帶刀・西郷吉之助・大久保一藏以上薩藩廣澤兵助長藩の四人を正親町三條實愛の邸に召され、討幕の詔を賜はれり。曰く、

- 參 議 大江 敬 親
- 左近衛權少將 大江 廣 封
- 左近衛權中將 源 久 光
- 左近衛權少將 源 茂 久

詔す、源慶喜累世の威を藉り、閥族の強を恃み、妄りに忠良を賊害し、數々王命を棄絶し、遂に先帝の詔を矯めて、而して懼れず、萬民を溝壑に擠して顧みず、罪惡の至る所、神州將に傾覆せんと

す。朕、今民の父母たり、是の賊にして討せずんば、何を以て、上、先帝の靈に謝し、下、萬民の深讐に報いんや、是れ朕の深く憂憤する所、諒闇に在りて、而して顧みざるは、萬已むを得ざればなり、汝宜しく朕の心を體し、賊臣慶喜を殄戮し、以て速かに回天の偉勳を奏し、而して生靈を山嶽の安きに措くべし。此れ朕の願なり。敢て懈ることある無かれ。

慶應三年十月十四日

正二位藤原忠能  
正二位藤原實愛  
權中納言藤原經之

この日また別に、會・桑二藩主誅戮の宣旨を賜はる。曰く、

會津中將  
桑名中將

右二人、久しく鞏下に滞在し、幕賊の暴を助け、其の罪輕からず候、之によりて速かに誅戮を加ふ可き旨、仰せ下され候事、

十月十四日

忠能  
實愛  
經之

長門宰相殿

同少將殿

薩摩中將殿

同少將殿

### 大政奉還 一五二頁

慶應三年十月十四日、將軍慶喜、桑名侯松平定敬をして參内せしめ、大政奉還の奏議を上らしむ。その書に曰く、

臣慶喜、謹みて皇國の沿革を考へ候に、昔正綱紐を解きて、相家權を權り、保平の亂、政權武門に移りてより、祖宗に至り、更に寵眷を蒙り、二百餘年、子孫相承け、臣慶喜、その職を奉ずと雖も、政刑當を失ふこと少からず、今日の形勢に至り候も、畢竟、薄徳の致す所、慚懼に堪へず候、況んや、當今、外國の交際日に盛んなるより、彌々政權一途に出で申さず候ては、綱紀立ち難く候間、從來の舊習を改め、政權を朝廷に歸し奉り、廣く天下の公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力、共に皇國を保護仕り候へば、必らず海外萬國と並立すべく、臣慶喜國家に盡す所、之に過ぎずと存じ奉り候、猶見込の義も有之候へば、申し聞けべき旨、諸藩へ相達し置き候、之に依りて此の段謹みて奏聞仕り候、以上。



翌十五日、朝廷慶喜を召して、兩傳奏より政權奉還の奏請を免許する旨の御沙汰書を交付せしめたり。その書に曰く。

祖宗以來、御委任厚く御依頼あらせられ候へども、方今宇内の形勢を考察し、建白の趣旨、尤に聞こし召され候、猶、天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持し、宸襟を安んじ奉るべく、御沙汰候事。

是に於て幕府は政權を朝廷に還し奉りたれば、彼の薩・長等の諸藩が計畫したる討幕の舉は一時停止せられ、干戈相見えずして、政權の奉還を見るを得たり。

### 新政府の組織 一五三頁

總裁 熾仁親王

議定 彰仁親王 晃親王

中山忠能 正親町三條實愛 中御門經之

徳川慶勝 松平慶永 島津義久 山内豊信 淺野茂勳

參與 大原重徳 萬里小路博房 長谷信篤 岩倉具視 橋本實麗

西郷隆盛 大久保利通 後藤象二郎 福岡孝悌等

### 第五編 現代史

#### 明治元年の勅諭 一五五頁

明治元年三月十四日五箇條の御誓文と同時に發布せられたる勅諭の全文左の如し。

朕幼弱ヲ以テ粹ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪サルナリ竊ニ考ルニ中葉朝政衰テヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母トシテ絶テ赤子ノ情ヲ知ルコト能サルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果其力爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ヘニ倍セシカ如クニテ朝威ハ倍々衰ヘ上下相離ル、事零壞ノ如シカ、ル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹤ヲ履ミ治績ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ自ラ將トシテ之ヲ征シ玉ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナラサルニハ君臣相親シミテ上下相愛シテ德澤天下ニ洽ク國威海外ニ輝キシナリ然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ効ヲ計ラス朕徒ラニ九重中ニ安居シ一日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ル、トキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦シメン事ヲ恐

ル故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニ八萬里ノ波濤ヲ拓開シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置ン事ヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ神州ノ危急ヲ知ラス朕一度ヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ朕カ志ヲナサ、ラシムル時ハ是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルナリ汝億兆能々朕カ志ヲ體認シ相率テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助テ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰シ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン

## 東京奠都 一五六頁

江戸を東京と改むる詔 明治元年七月十七日

朕今萬機を親裁し、億兆を綏撫す。江戸は東國第一の大鎮、四方輻輳の地、宜しく親臨以て其の政を見るべし。因りて自今、江戸を東京とせん。是れ、朕の海内一家、東西同視する所以なり。

衆庶此の意を體せよ。

東京行幸の當時留守の諸臣に下されし御沙汰書。

此の度東京御親臨の儀は神武帝御創業の初めに基かせられ、黎庶の艱苦を救はせられたくとの厚き叡慮におはし。且つ又大宮・敏宮も在らせられ候儀、御出叢中の處、深く御案痛遊ばされ候。京師は天下の根本、人心風濤の思ひを持たざる様、各々厚き天氣を奉じ、勵精盡力、聖徳を扶け奉

るべし。之によりて酒肴を賜ひ候事。

十一月二十七日京都還幸の御發表、

東京臨幸萬機御親裁遊ばせられ、蒼生未だ澤に霑はずと雖も、内地略々平定に及び候に付き、神宮へ御成績を告げさせられたく、來月上旬、一先還幸遊ばされ候。猶明春再幸の思召に付き、百官有司、其の意を得べき旨、仰せ出だされ候事。

東京へは臨幸、京都へは還幸といひ、本末を明にせり。是れ蓋し京都の人心綏撫の爲にして、東京を主とすべき新政府の方針は着々として進めり。翌年三月七日再び東幸。二十八日東京城に着御。東京御駐叢中は太政官をも東京に移され、政治上の中心たる實は、こゝに顯はれたり。されど府縣の順序の如きは、無論京都を第一とし、東京・大阪之に次ぎしが、是も明治四年に至りて東京を第一とし、京都大阪之に次ぐこととなり、こゝに名義上にも東京首位たるに至れり。猶東京奠都につきては、喜田博士の『帝都』及び文學士岡部精一氏の『東京奠都の眞想』等を參考すべし。

## 版籍奉還の奏請 一五七頁

明治二年正月二十三日薩州侯島津義忠・長州侯毛利敬親・肥州侯鍋島直大・土州侯山内豊範の四人は上表して版籍奉還を謂ひ奉れり。曰く、

臣某等頓首再拜。謹ミテ按ズルニ、朝廷、一日モ失フ可ラザルモノハ大體ナリ。一日モ假ス可カ

ラザル者ハ、大權ナリ。天祖肇メテ國ヲ開キ、基ヲ建テ給ヒシヨリ、皇統一系、萬世無窮、普天率土、其ノ有ニ非ザルハ無ク、其ノ臣ニ非ルハナシ。是レテ大體トス。且ツ與ヘ且ツ奪ヒ、爵祿以テ下ヲ維推シ、尺土モ私ニ有スルコト能ハズ、一民モ私ニ攘ムコト能ハズ、是レテ大權トス。在昔朝廷ノ海内ヲ統馭スル、一ニ此レニ由リ、聖躬之ヲ親ラス。故ニ實實並ビ立チテ、天下無事ナリ。中葉以降、綱維一タビ弛ミ、權ヲ弄シ柄ヲ争フ者、踵テ朝廷ニ接シ、其ノ民ヲ私シ、其ノ土ヲ攘ム者、天下ニ半バシテ、遂ニ搏噬攘奪ノ勢成リ、朝廷守ル所ノ體ナク、秉ル所ノ權ナクシテ、之ヲ制馭スルコト能ハズ。姦雄迭ニ乗ジ、弱ノ肉ハ強ノ食トナリ、其ノ大ナル者ハ十數州ヲ併セ、其ノ小ナル者モ猶、士卒ヲ養フコト數千、所謂幕府ナルモノ、如キハ、土地人民ヲ擅ニシテ、其ノ私スル所ニ頒チ、以テ勢權ヲ扶植ス。是ニ於テカ朝廷徒ラニ虚器ヲ擁シ、其ノ鼻息ヲ窺ヒテ休戚ヲナスニ至ル。權流ノ極、滔天回ラザル者、茲ニ六百有餘年。然レドモ其ノ間、往々天子ノ名爵ヲ假リテ、其ノ土地人民ヲ私スルノ跡ヲ蔽ヘリ。是レ固ヨリ君臣ノ大義、上下ノ名分、萬古不拔ノ者アルニ由ルナリ。方今、大政、新ニ復シ、萬機之ヲ親ラス。實ニ千載ノ一機、其ノ名アリテ、其ノ實無カル可カラズ。其ノ實ヲ舉グルハ、大義ヲ明ラカニシ、名分ヲ正スヨリ先キナルハナシ、嚮ニ徳川氏ノ起ルヤ、古家舊族、天下ニ半バシ。依リテ家ヲ興ス者モ、亦多シ。而シテ、其ノ土地人民、之レヲ朝廷ニ受タルト否トヲ問ハズ、因襲ノ久シキ、以テ今日ニ至ル。世

或ハ謂ヘラク、「是レ祖先鋒滴ノ經始スル所ナリ」ト。吁、何ゾ兵ヲ擁シテ官庫ニ入り、其ノ貨ヲ奪ヒ、「是レ死ヲ犯シテ獲ル所ノモノ」、トイフニ異ナランヤ。庫ニ入ルモノハ、人ソノ賊タルヲ知ル。土地・人民ヲ攘奪スルニ至リテハ、天下之ヲ怪マズ。甚ダシキカナ、名義ノ紊壞セルコト。今ヤ丕新ノ治ヲ表ム。宜シク大體ノ在ル所、大權ノ繫ル所、毫モ假ス可ラズ。抑々臣等ノ居ル所ハ、即チ天子ノ土、臣等ノ牧スル所ハ、即チ、天子ノ民ナリ。安ンゾ私ニ有ス可ケンヤ。今謹ミテ、其ノ版籍ヲ收メテ、之レヲ上ツル。願ハクハ、朝廷、其ノ宜シキニ處シ、其ノ與フ可キハ之レヲ與ヘ、其ノ奪フ可キハ之レヲ奪ヒ、凡ソ列藩ノ封土、更ニ宜シク詔令ヲ下シ、之レヲ改メ定ムベシ。而シテ、制度・典型・軍旅ノ政ヨリ、戎服・機械ノ制ニ至ルマデ、悉ク朝廷ヨリ出デ、天下ノ事大小トナク、皆一ニ歸セシム可シ。然ル後ニ、名實相得、始メテ海外ノ各國ト並立スベシ。是レ、朝廷、今日ノ急務ニシテ、又臣下ノ責ナリ。故ニ臣等不肖劣謏ヲ願ミズ、敢テ鄙表ヲ獻ズ。天日ノ明、幸ニ照覽ヲ賜ヘ。臣某等誠惶頓首再拜、以テ表ス。

尙こゝに注意すべきことは、四藩主の上表以前に、姫路藩に於ても、同様の上表をなせることにして、版籍奉還の意見を有せしは、木戸孝允を以て最も早しと爲すべく、その結果として四藩主の上表となり、版籍奉還の擧も成就したるなれど、版籍所有者たる諸侯が、公然朝廷に上表してその奉還を請ひたる點に於ては、姫路藩は彼の四藩よりも早かりしこと之なり。この姫路藩上表の事につ

きては、『史學雜誌』第十五編に載せたる文學博士三上參次氏の「版籍奉還に關する一問題」の一篇、その顛末を最も詳悉せり。就て見るべし。

### 廢藩置縣 一五七頁

明治四年七月十四日在京各知藩事を御前に召し、藩を廢して縣となすの詔を下し給へり。曰く、朕惟フニ更始ノ時ニ際シ内以テ億兆ヲ保安シ外以テ萬國ト對峙セント欲セハ宜シク名實相副ヒ政令一ニ歸セシムヘシ朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ新ニ知藩事ヲ命シ各其職ヲ奉セシム然ルニ數百年因襲ノ久キ或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ何ヲ以テ億兆ヲ保安シ萬國ト對峙スルヲ得ンヤ朕深ク之ヲ慨ス仍テ今更ニ藩ヲ廢シ縣ト爲ス是務テ冗ヲ去リ簡ニ就キ有名無實ノ弊ヲ除キ政令多岐ノ憂無ラシメントス汝群臣其レ朕力意ヲ體セヨ

### 臺灣事件の解決 一六一頁

明治七年十月三十一日、我が全權辦理大臣大久保利通と清國軍機大臣恭親王との間に、調印を了したる互換條款の大意に曰く、

- (一) 日本今次の征臺の舉は、もと保民の義舉なれば、清國は之を指して不是と爲さざるべし。
- (二) 日本遭難民の遺族に對して、清國は賑恤金を出すべく、日本軍が臺灣にて道路を修繕し、營舎を建てたる費用は、清國にて之を辨償すべし。

(三) 清國は今後臺灣の生蕃を檢束して、爾後長く害を航客に加へざらしむべし。また同時に互換憑單を定め、

清國は日本被害民の遺族に對して、撫恤金十萬兩を出すべく、且つ日本軍が臺灣にて爲したる道路修繕・營舎建築等の辨償として銀四十萬兩を出すべく、日本軍の臺灣を退くを期として、之れを差し出すべき事を約したり。

### 私學校 一六二頁

征韓の論破れてより、西郷隆盛以下薩州出身の軍人は多く官を棄てて國に就き、城内舊御厩址に私學校を營み、篠原國幹之を督し、隆盛また之に長たり。この學校は必しも課程を定めず、師ありて習ふ、左傳等の漢籍を講述せり。學校に隆盛の手書に成れる綱領二條あり。曰く、

- 一、道同ク義協フヲ以テ暗ニ集合ス、乃チ益ヲ其理ヲ研究シ、道義ニ於テハ一身ヲ顧ミズ、必ズ踐行スベシ。
- 二、王ヲ尊ビ民ヲ憐ムハ學問ノ本旨タリ、乃チ其理ヲ究メ、王事民義ニ於テハ一意難ニ當リ、必ズ一同ノ義ヲ立ツベシ。

又吉野村の原野に生徒各耕鋤をとりて、農業を營み、傍ら身體の練磨に供せり。隆盛も時々來りて